

第2部

大阪府の男女共同参画の推進状況

I 基礎状況

大阪府の人口は約 881 万 7 千人で、女性は約 453 万 6 千人、男性は約 428 万 1 千人です。65 歳未満では女性約 358 万 5 千人、男性約 354 万人ですが、65 歳以上では女性約 92 万 7 千人に対し男性約 70 万 8 千人となっています（下記図 1 参照）。

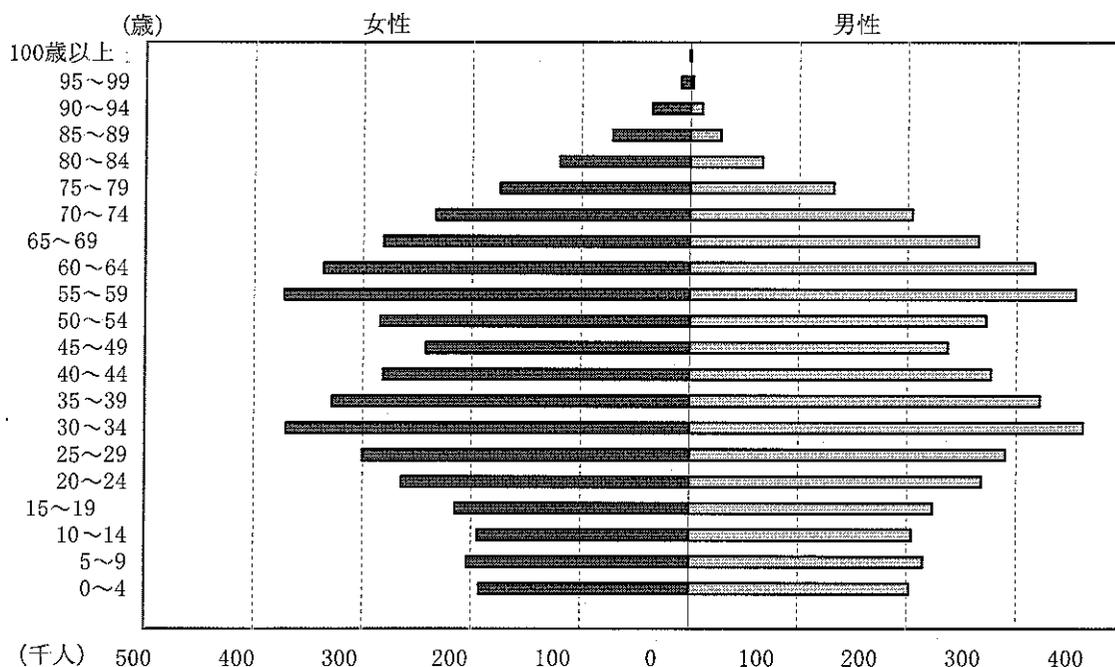
大阪府の外国人の人口は約 17 万 6 千人で、その 52.2% が女性です。（P73 表 1 参照）

大阪府の世帯数は約 359 万 1 千世帯で、その 60.4% が核家族世帯、32.1% が単身世帯です。（P73 図 2 参照） また、高齢者単身世帯の女性は約 23 万 6 千人、男性は約 10 万 4 千人となっています。（P74 図 3 参照）

大阪府における女性の有業者数は約 177 万 1 千人、男性は約 255 万 6 千人であり、そのうちパート、アルバイト、派遣社員の占める割合は、女性では 4 割強となっているのに対し、男性では約 1 割となっています。（P74 図 4 参照）

大阪府の人口

図1 性別・年齢階級別大阪府の人口



資料出所：総務省「平成 17 年国勢調査 第 1 次基本集計結果」(H18.10.31)

外国人の女性

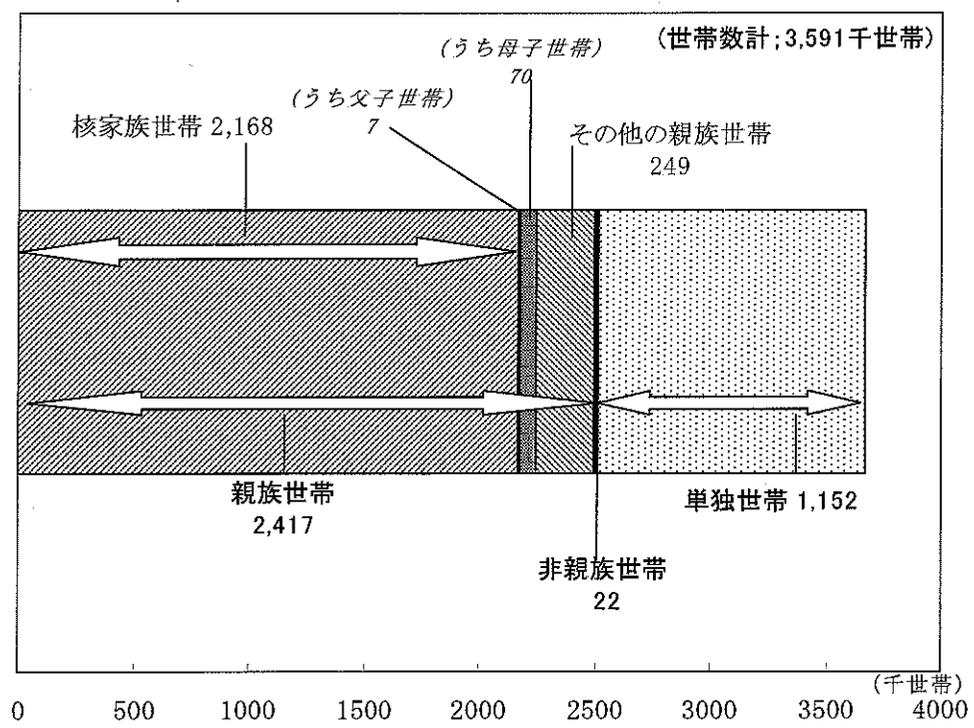
表1 性別・国籍別外国人人口(大阪府)

	女性(人)	男性(人)	計(人)
韓国・朝鮮	61,715	52,500	114,215
中国	14,593	11,857	26,450
フィリピン	2,545	566	3,111
ブラジル	1,118	1,508	2,626
アメリカ	584	1,204	1,788
ベトナム	537	820	1,357
タイ	750	198	948
ペルー	298	432	730
インドネシア	171	528	699
イギリス	139	367	506
その他	9,286	14,050	23,336
計	91,736 (52.2%)	84,030 (47.8%)	175,766 (100.0%)

資料出所：総務省「平成 17 年国勢調査 第 1 次基本集計結果」

ひとり親家庭

図2 世帯の家族類型別一般世帯数(大阪府)



一般世帯は、親族世帯、非親族世帯、単独世帯に区分される。

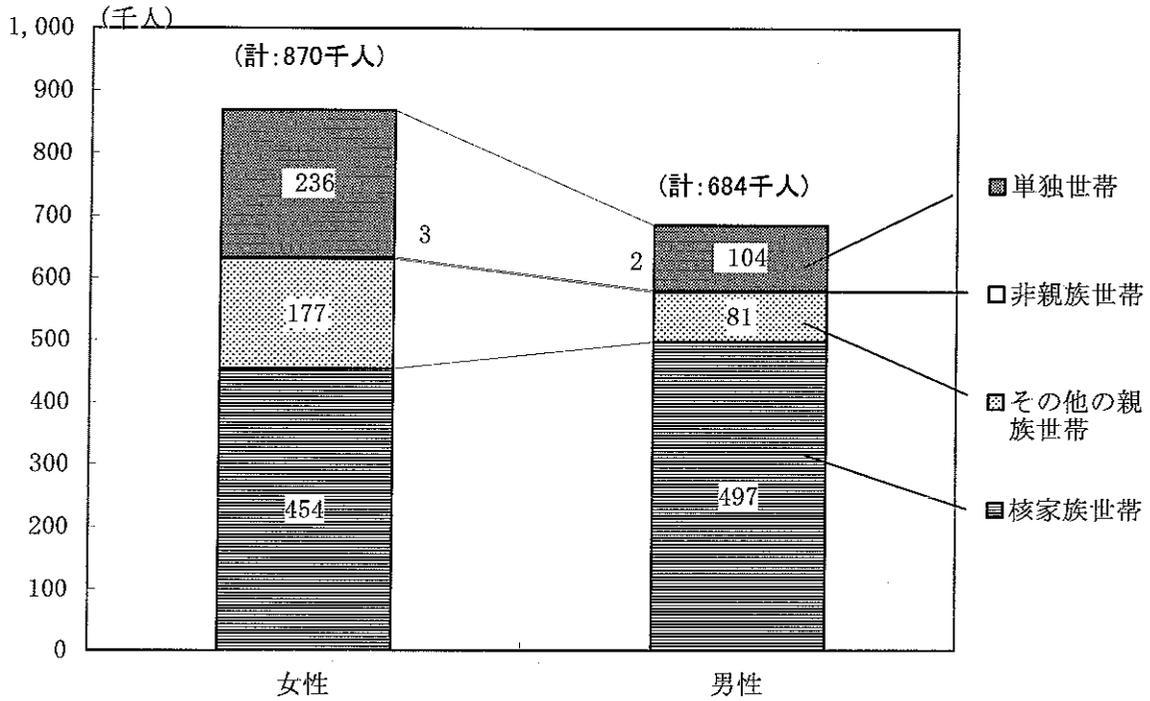
親族世帯は、核家族世帯その他の親族世帯に区分される。

母子世帯(父子世帯)とは、核家族世帯のうち、未婚、死別又は離別の女親(男親)と未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯をいう。

資料出所：総務省「平成 17 年国勢調査 第 1 次基本集計結果」

高齢の女性

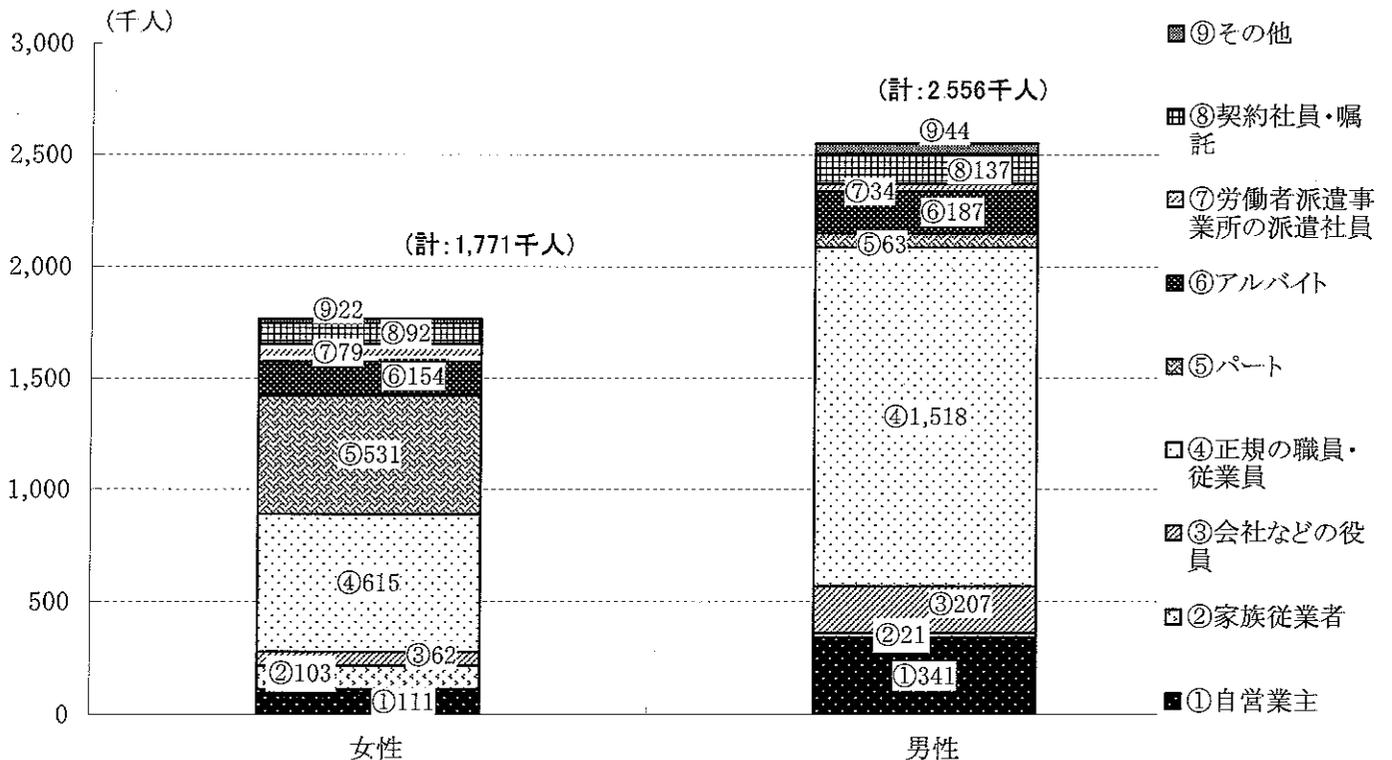
図3 性別・世帯の家族類型別65歳以上世帯人員数(大阪府)



資料出所：総務省「平成 17 年国勢調査 第 1 次基本集計結果」

女性の労働

図4 性別、従業上の地位、雇用形態別有業者数(大阪府)



資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)

II 施策の基本的方向と現状

1. 社会的な意思決定への女性の参画拡大

施策の基本的方向

国では、平成 15(2003)年 6 月に男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策の推進」を決定し、あらゆる分野への女性の参加・参画を拡大するための施策を推進しています。その決定の中では、社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待されています。大阪府においても同様に、女性の様々な社会参画を進めていくことが求められています。

女性の社会進出は進みつつありますが、行政や企業など様々な社会的組織において、政策・方針決定の場にいる女性の数は増加傾向にあるとはいえ未だ少なく、女性の意思を十分に反映できる状況にあるとは言えません。政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を引き続き促進していくことが重要です。一方、積極的に社会の変化に対応し、新しい社会づくりに参画していけるよう、女性自身が意識改革を図り、自ら参画する能力を身に付け、エンパワーメントすることが必要です。

政策・方針決定の場に、男女がバランスよく参画できるよう取り組むことは、大阪府自らが率先して行う必要があります。

また、職場における意思決定の場に女性がいることは、女性にとって働き続けやすい職場環境をつくる上でも重要であるため、企業において、女性の管理職登用の促進のための取組を行う必要があります。

さらに、そこで暮らす人々の知恵や工夫で、まちの活性化に取り組む活動が活発化している中、男性も女性もともに主体的にまちづくりに関わることの重要性が高まっており、地域における様々な形態の組織へ女性が積極的に参画することが求められます。

このため、大阪府における政策・方針決定過程への女性の参画の促進、企業における女性の登用促進に向けた啓発、NPO など地域で活動する組織等への女性の参画の促進を行います。

現 状

審議会等における女性委員の占める割合は大阪府では 35.9%ですが (P76 図 1-①-1 参照)、府内市町村平均では 26.1%です。(P76 図 1-①-2 参照)

各種委員会に占める女性委員の割合は、大阪府 14.3%、府内市町村平均 11.1%となっています。(P77 図 1-①-3 参照)

民生委員・児童委員に占める女性の割合は約 6 割ですが、その会長に占める女性の割合は 18.8%と、委員数割合に比べ、かなり低くなっています。(P79 図 1-④参照)

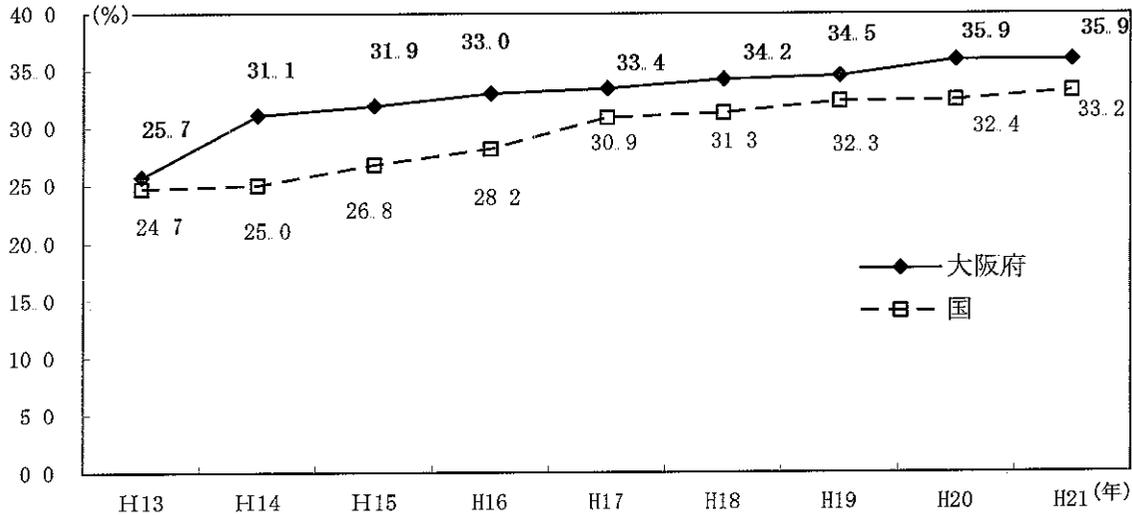
① 審議会等における女性委員の登用状況の推移

(i) 大阪府における審議会等委員への女性の登用割合

大阪府における審議会等における委員の総数は、平成21年4月1日現在で1,893人であり、そのうち女性は679人で、女性委員の占める割合は、35.9%（法令等により職務の要件が指定され、選任に当たり、知事に選択の余地がない委員等(職務指定委員)を除く。）である。

[図1-①-1]

図1-①-1 審議会等における女性委員の登用状況の推移(大阪府 国)

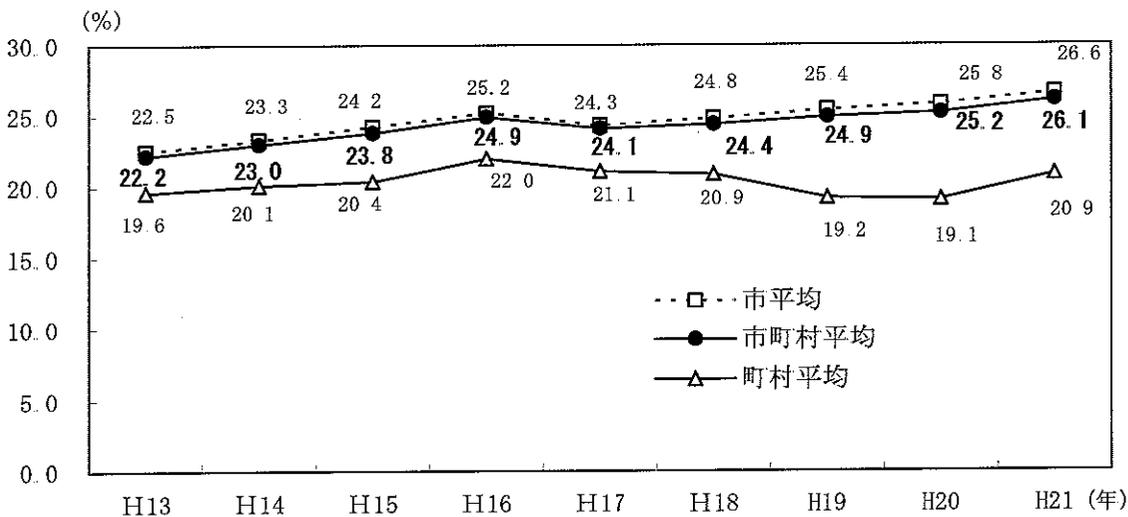


資料出所：内閣府調べ（各年9月30日現在）
大阪府男女共同参画課調べ（各年4月1日現在）

(ii) 府内市町村における審議会等委員への女性の登用割合

府内市町村の審議会等における女性委員の登用状況は、平成21年4月1日現在で、市平均26.6%、町村平均20.9%、市町村平均26.1%である。[図1-①-2]

図1-①-2 審議会等における女性委員の登用状況の推移(府内市町村)

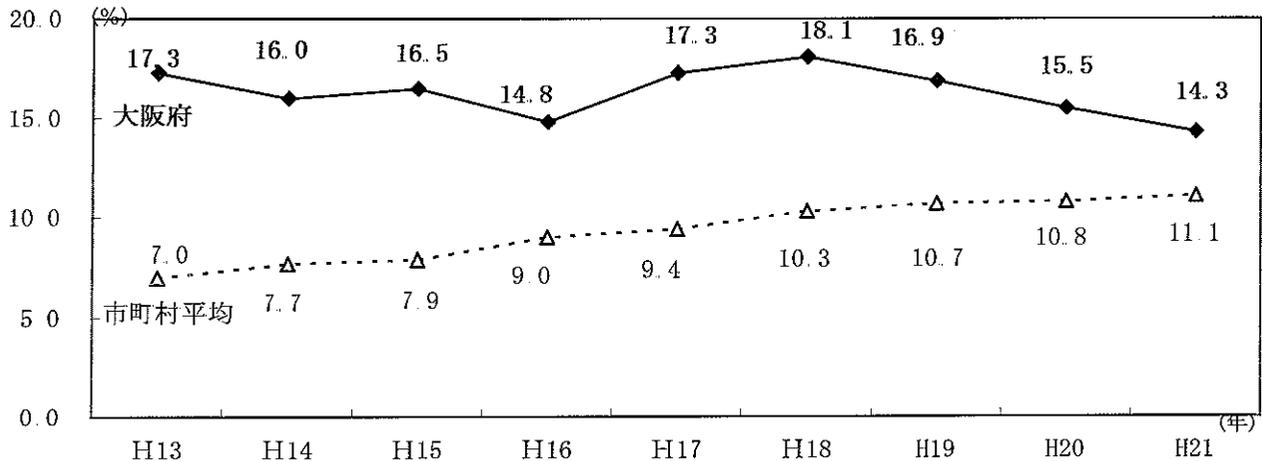


資料出所：大阪府男女共同参画課調べ（H13は6月1日現在、H14からは4月1日現在）

(iii) 各種委員会委員への女性の登用割合

大阪府における地方自治法第180条の5に基づき設置されている各種委員会の委員総数は、平成21年4月1日現在で84人であり、そのうち女性は12人で、女性委員の占める割合は、14.3%である。市町村平均は経年で増加しており、平成21年4月1日現在で11.1%である。〔図1-①-3〕

図1-①-3 各種委員会における女性委員の登用状況の推移(大阪府 府内市町村)



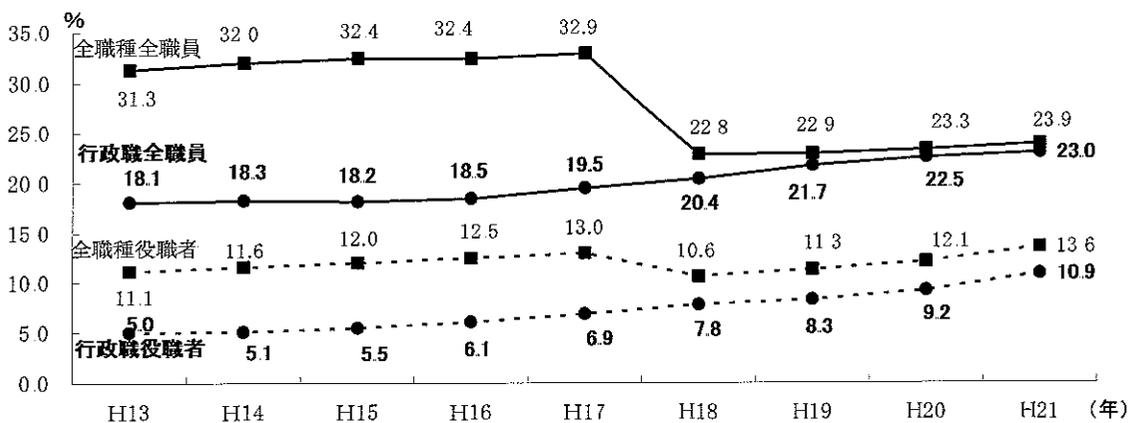
資料出所：大阪府男女共同参画課調べ(H13は6月1日現在、H14からは4月1日現在)

② 大阪府における女性職員の状況

(i) 女性職員・役職者比率

大阪府の知事部局での女性職員の比率は、平成21年5月1日現在で、全職種・全職員では23.9%、主査級以上の役職者では13.6%である。うち、行政職では、全職員で23.0%、主査級以上の役職者で10.9%である。〔図1-②-1〕

図1-②-1 大阪府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移



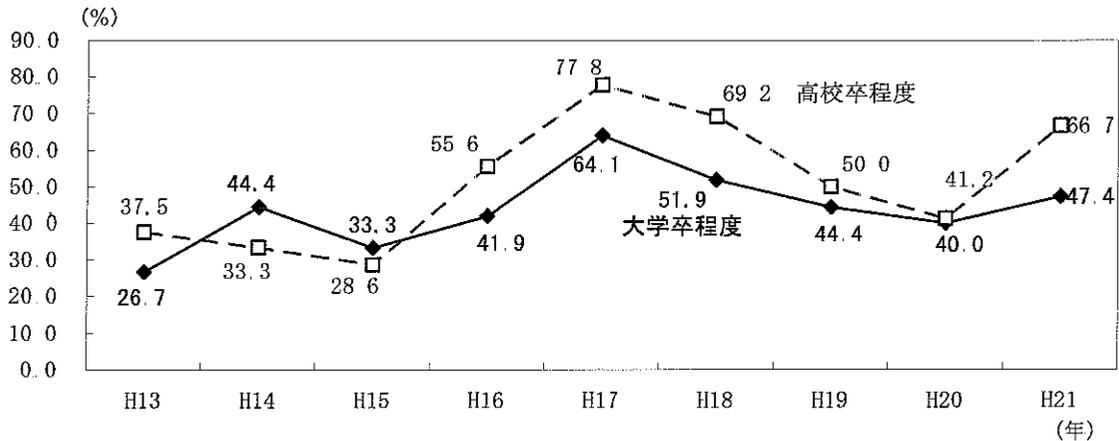
資料出所：大阪府人事室調べ(各年5月1日現在)

(注) 役職者は、主査(係長)級以上の職員。平成18年度の全職種で女性割合が大きく減少しているのは、独立行政法人化に伴い病院職員を除外したためである。

(ii) 採用者

平成21年4月1日の大阪府の職員採用者(一般行政職)に占める女性の割合は、大学卒程度では、47.4%、高校卒程度は66.7%である。〔図1-②-2〕

図1-②-2 大阪府職員(一般行政職)採用者に占める女性割合の推移

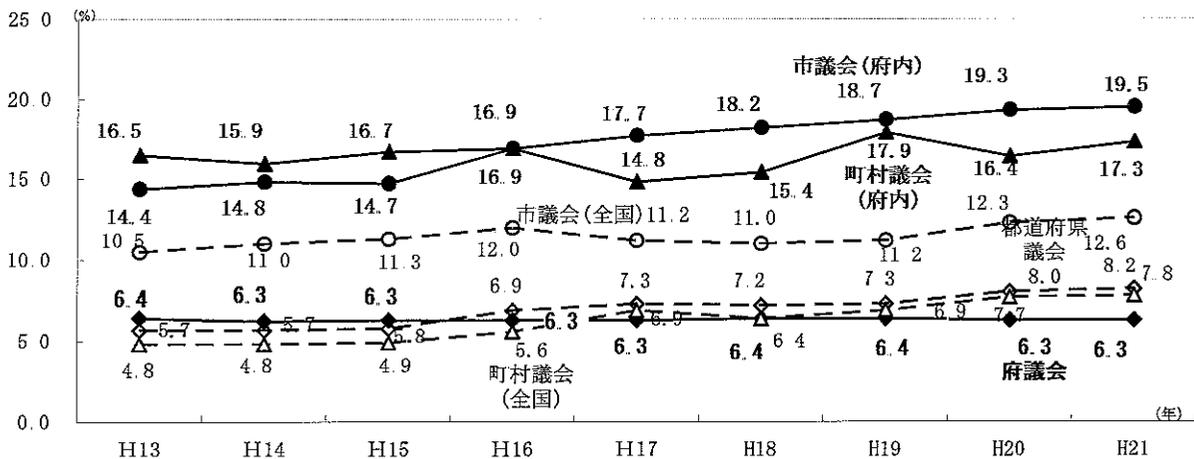


資料出所：大阪府人事室調べ (注) 各年度4月1日採用における数値。

③ 議会における女性議員の状況

平成21年4月1日現在での大阪府議会における女性議員の割合は、6.3%、市議会における女性議員割合の平均は、19.5%、町村議会における女性議員割合の平均は17.3%である。〔図1-③〕

図1-③ 地方議会における女性議員の割合の推移(大阪府 全国)



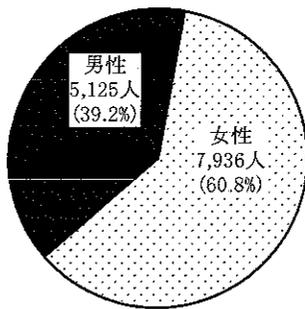
資料出所：府議会、府内の市・町村議会は、大阪府男女共同参画課調べ(H13は6月1日現在、H14からは4月1日現在) 都道府県議会、全国の市・町村議会は、H13は内閣府「女性の政策決定参画状況調べ」(12月現在)、H14からは「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

④ 団体等における女性の状況

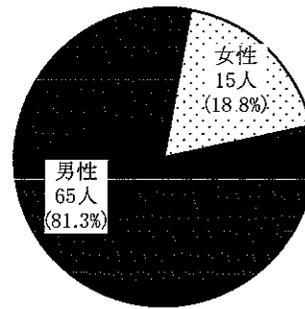
平成21年4月1日現在での民生委員・児童委員における女性の割合は、60.8%と半数以上を占めている。一方、民生委員・児童委員協議会の会長における女性の割合は、18.8%と少ない状況となっている。〔図I-④〕

図1-④ 大阪府内の民生委員・児童委員数

【民生委員・児童委員数】



【民生委員・児童委員協議会の会長数】



資料出所：大阪府男女共同参画課調べ(H21 4.1現在)

2. 男女共同参画に向けての意識形成

施策の基本的方向

社会の様々な場では、性別による固定的な決めつけなどにより、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会を奪う要因が依然として残っており、このことが男女共同参画社会の実現にとって大きな障害となっています。

男女がともにその個性と能力を発揮し、お互いを尊重し合うことができる社会をめざして、男女共同参画に関する意識啓発に取り組んでいく必要があります。特に、就業の場は、社会全体の意識形成にも大きな影響を及ぼす場所ですが、男性優遇と感じている人は、男女ともに依然として多いためです。

また、女性が置かれている現状を客観的に把握するために、各種の統計調査や分析を行い、その結果を明らかにしていくことも重要です。

男女共同参画社会の実現に向けた意識形成のため、広報・啓発活動、各種の調査・研究や情報の収集・提供を進めていきます。

現 状

大阪府では、男女とも、社会での男女平等の現状認識について「男性優遇」と感じている人がまだ多く（P81図 2-①参照）、男性では「男は仕事、女は家庭」という考えに同感する人のほうが多くなっています（P82図 2-②-1参照）。

「女性が仕事に就くことへの考え方」については、男女とも「子育て期は中断し、その後はパートタイムで続ける方がよい」が最も多く（P83図 2-②-2参照）、「実際の女性の生き方」でも同様の考え方が最も多くなっています。（P84図 2-②-3参照）

現在仕事をしている人が生活の中で優先を希望することについては、男女ともに「『仕事』と『家庭や地域活動』と『個人の生活』の3つとも大切にしたい」が最も多く（P85図 2-②-4参照）、次いで「『仕事』と『個人の生活』をともに優先したい」、「『個人の生活』を優先したい」となっています。しかし、現実として生活の中で優先していることについては、男女とも「『仕事』を優先している」が最も多くなっており、（P86図 2-②-5参照）、理想と現実の生き方の間に差異がみられます。

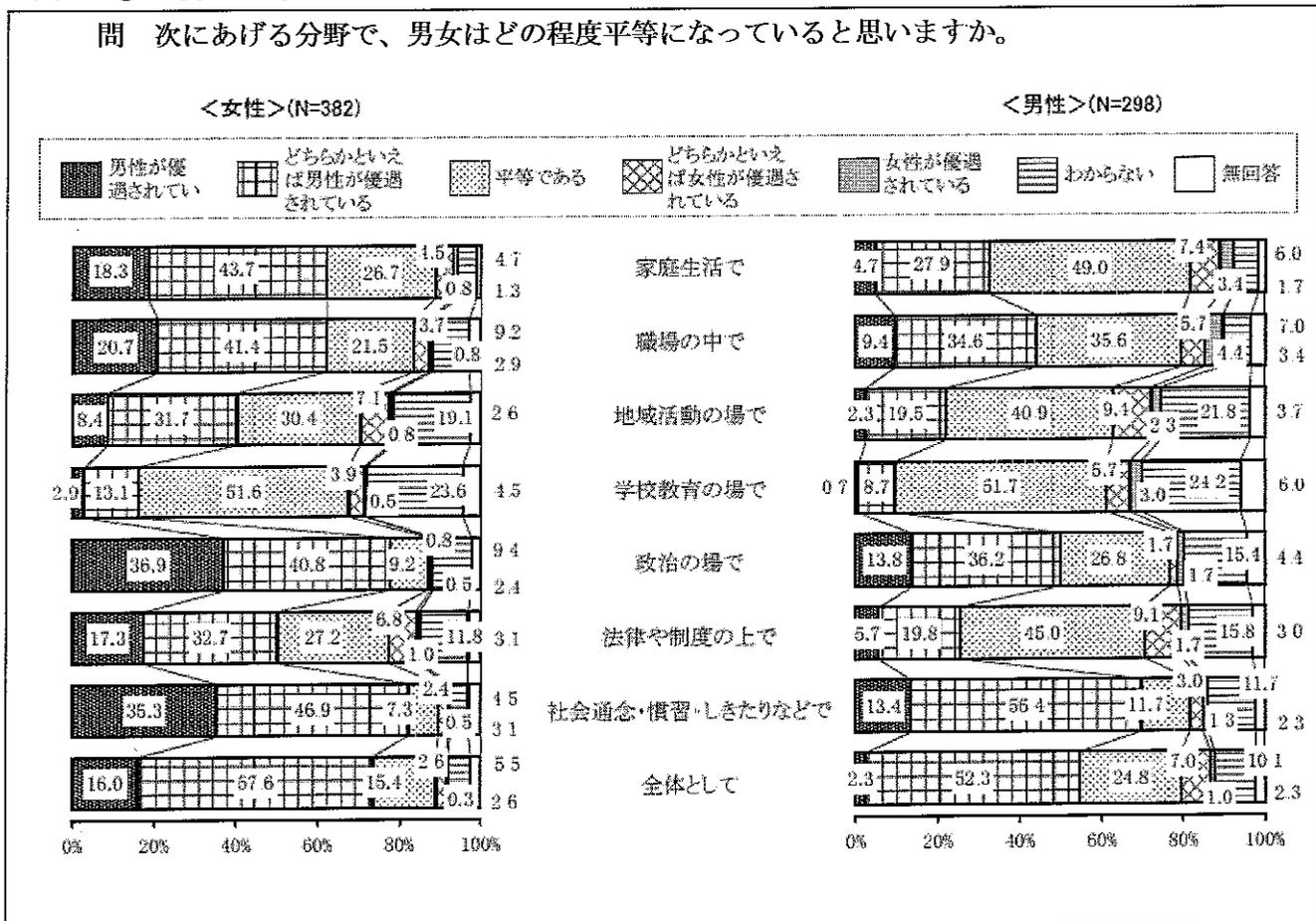
① 男女平等の現状認識

社会での男女平等現状認識については、男女とも、全体として、『男性優遇』（「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた値）と感じている人は、女性で7割以上、男性で5割以上を占めている。

分野別に見ると、男女とも、「学校教育の場」において平等と感じている人が一番多く、一方「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」において男性優遇と感じている人が多い。〔図2-①〕

図2-① 男女平等の現状認識(大阪府)

問 次にあげる分野で、男女はどの程度平等になっていると思いますか。

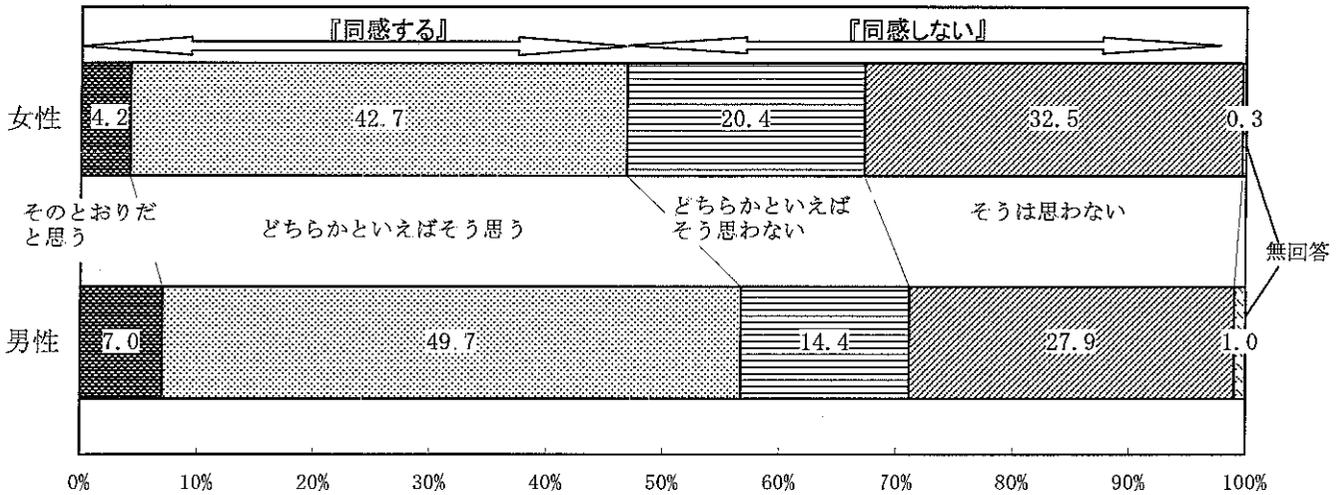


資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成 21 年度)

② 男女の役割分担に関する意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、女性の場合『同感しない』（「そうは思わない」、「どちらかといえばそう思わない」を合わせた値）（52.9%）が『同感する』（「そのとおりだと思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた値）（46.9%）より高いのに対し、男性の場合、『同感しない』（42.3%）が『同感する』（56.7%）より低い。〔図2-②-1〕

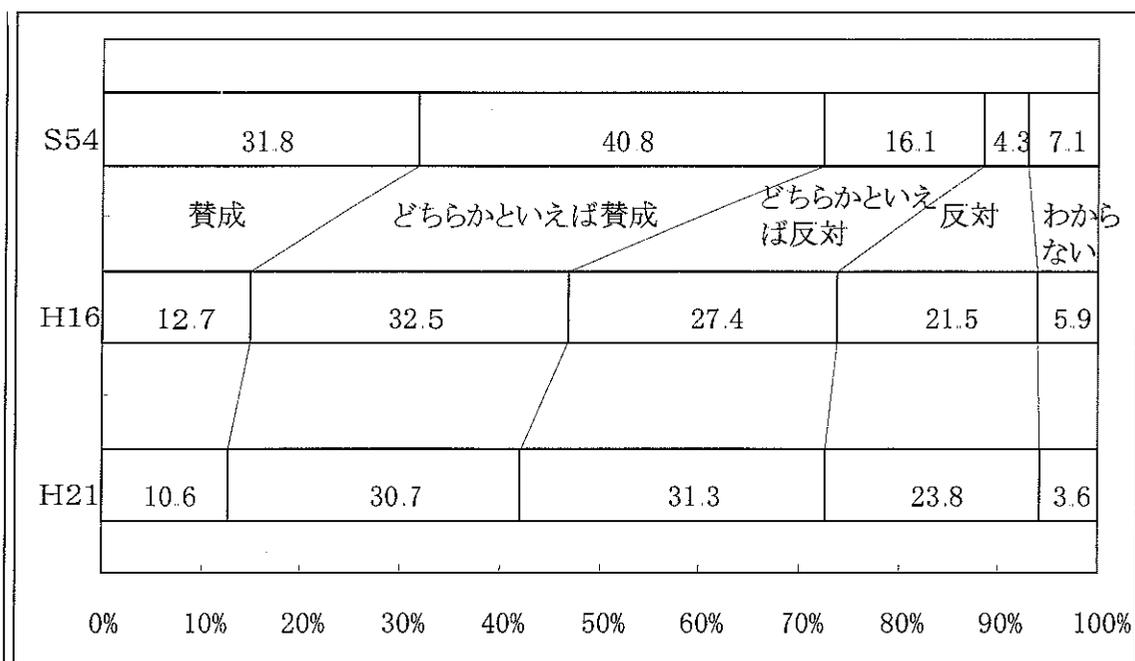
図2-②-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について(大阪府)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」（平成21年度）

<参考>

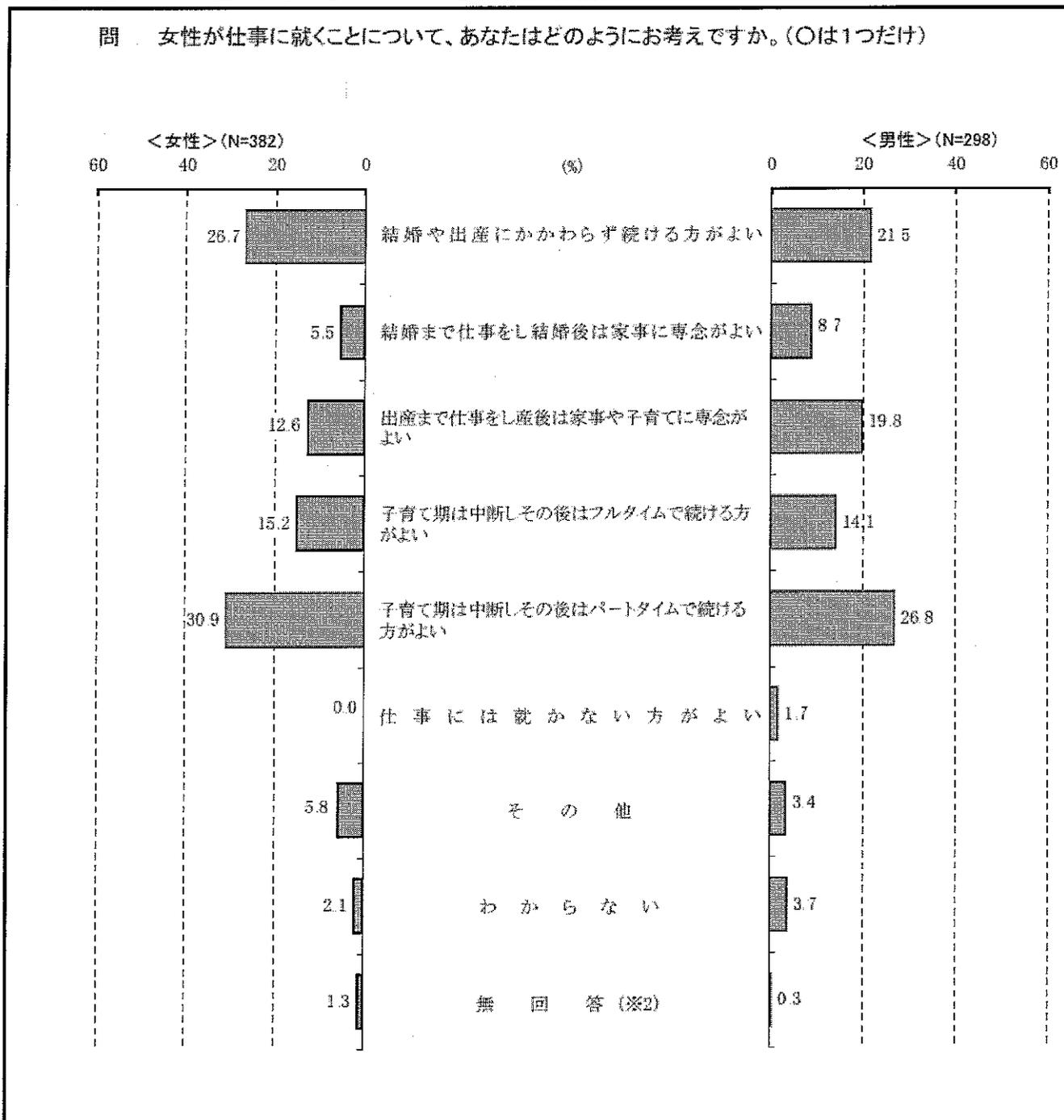
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(全国)



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年度）

女性が仕事に就くことへの考え方をみると、男女とも「子育て期は中断しその後はパートタイムで続ける方がよい」(女性30.9%、男性26.8%)が最も多く、次いで、「結婚や出産にかかわらず続ける方がよい」(女性26.7%、男性21.5%)となっている。〔図2-②-2〕

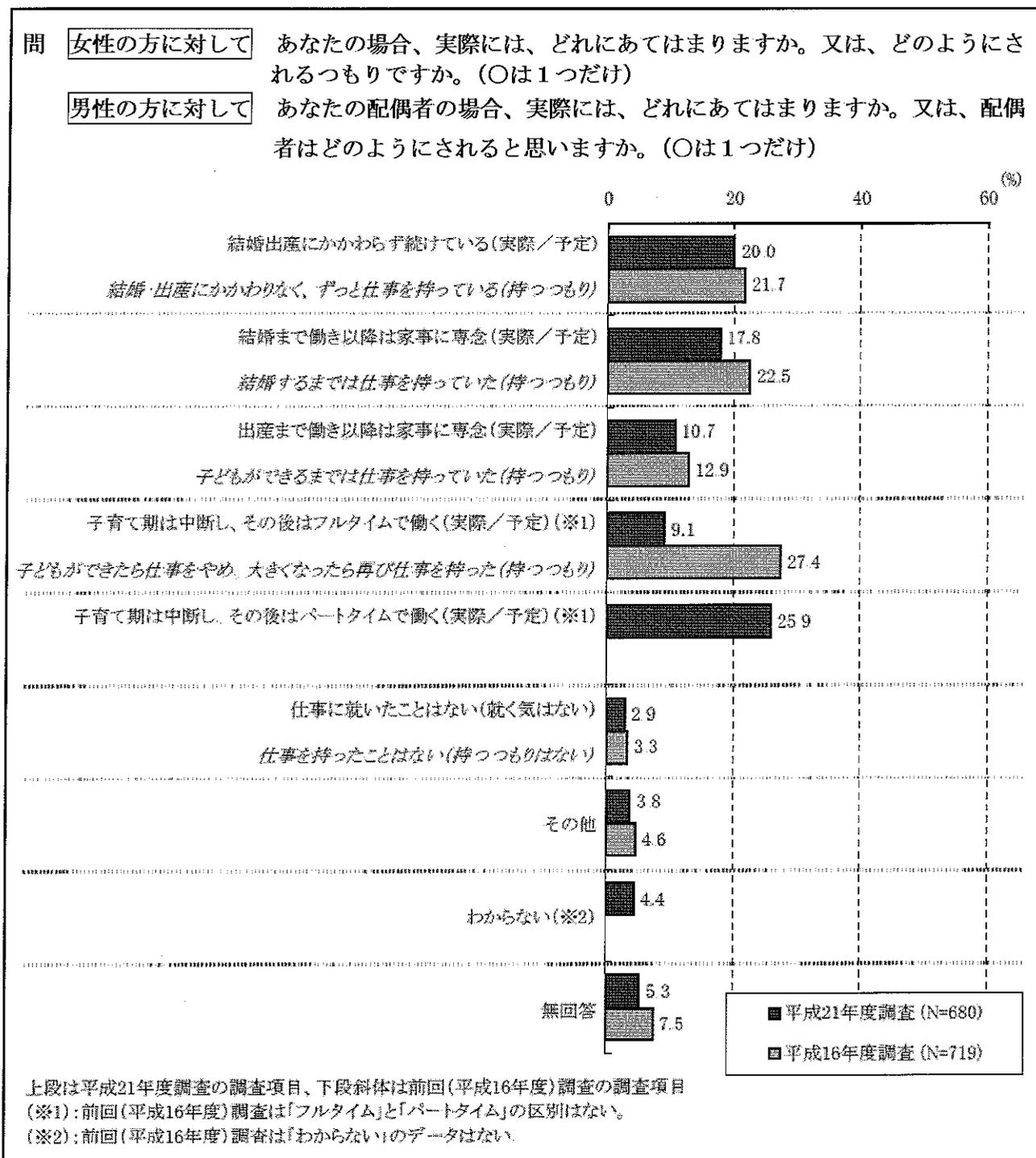
図2-②-2 女性が仕事に就くことへの考え方(大阪府)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年度)

実際の女性の働き方については、「子育て期は中断し、その後はパートタイムで働く」が25.9%と最も高く、次いで、「結婚出産にかかわらず続けている」が20.0%となっている。〔図2-②-3〕

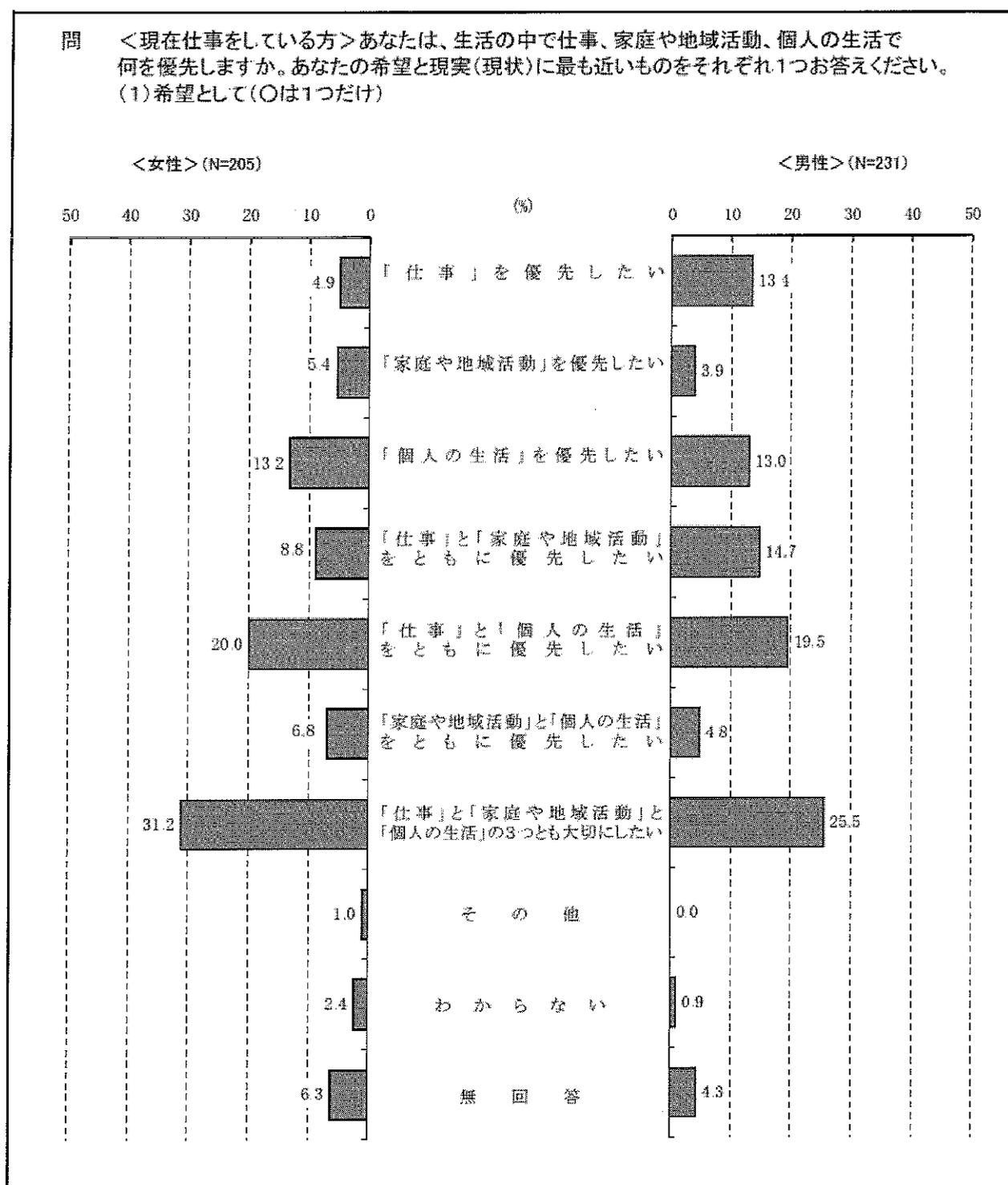
図2-②-3 実際の女性の生き方(大阪府)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度、平成21年度)

生活の中で優先を希望することについては、「『仕事』と『家庭や地域活動』と『個人の生活』の3つとも大切にしたい」(女性 31.2%、男性 25.5%) が最も高く、次いで、「『仕事』と『個人の生活』をともに優先したい」(女性 20.0%、男性 19.5%)、「『個人の生活』を優先したい」(女性 13.2%、男性 13.0%) となっている。(図2-②-4)

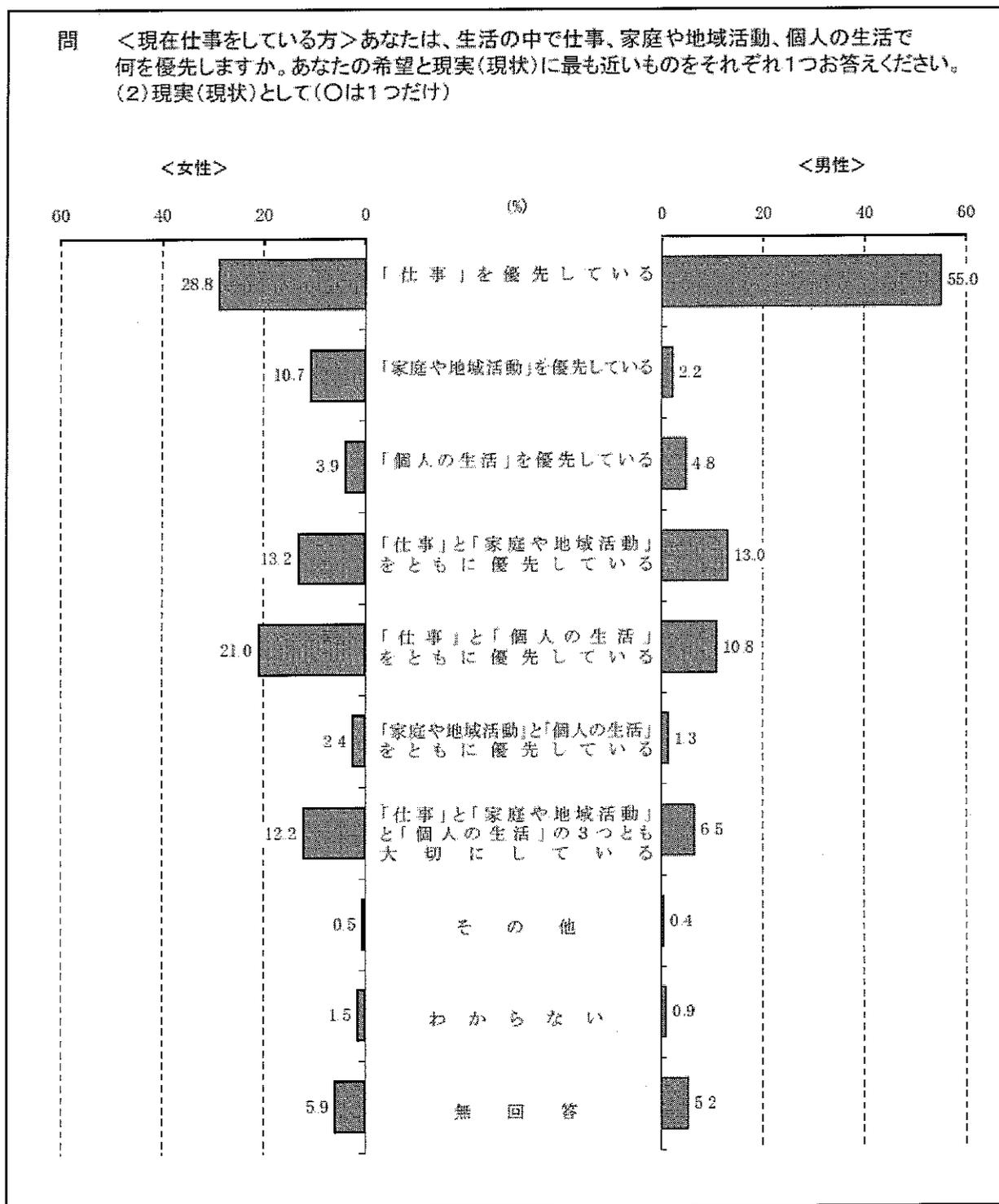
図2-②-4 生活の中で優先すること:希望(大阪府)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成 21 年度)

生活の中で現実に優先していることについてみると、女性では『仕事』を優先している」が高く 28.8%、次いで『仕事』と『個人の生活』をともに優先している」が 21.0%となっている。男性では『仕事』を優先している」が高く 55.0%、次いで『仕事』と『家庭や地域活動』をともに優先している」が 13.0%となっている。男女ともに希望していることと現実の状況には大きな差がある。〔図2-②-5〕

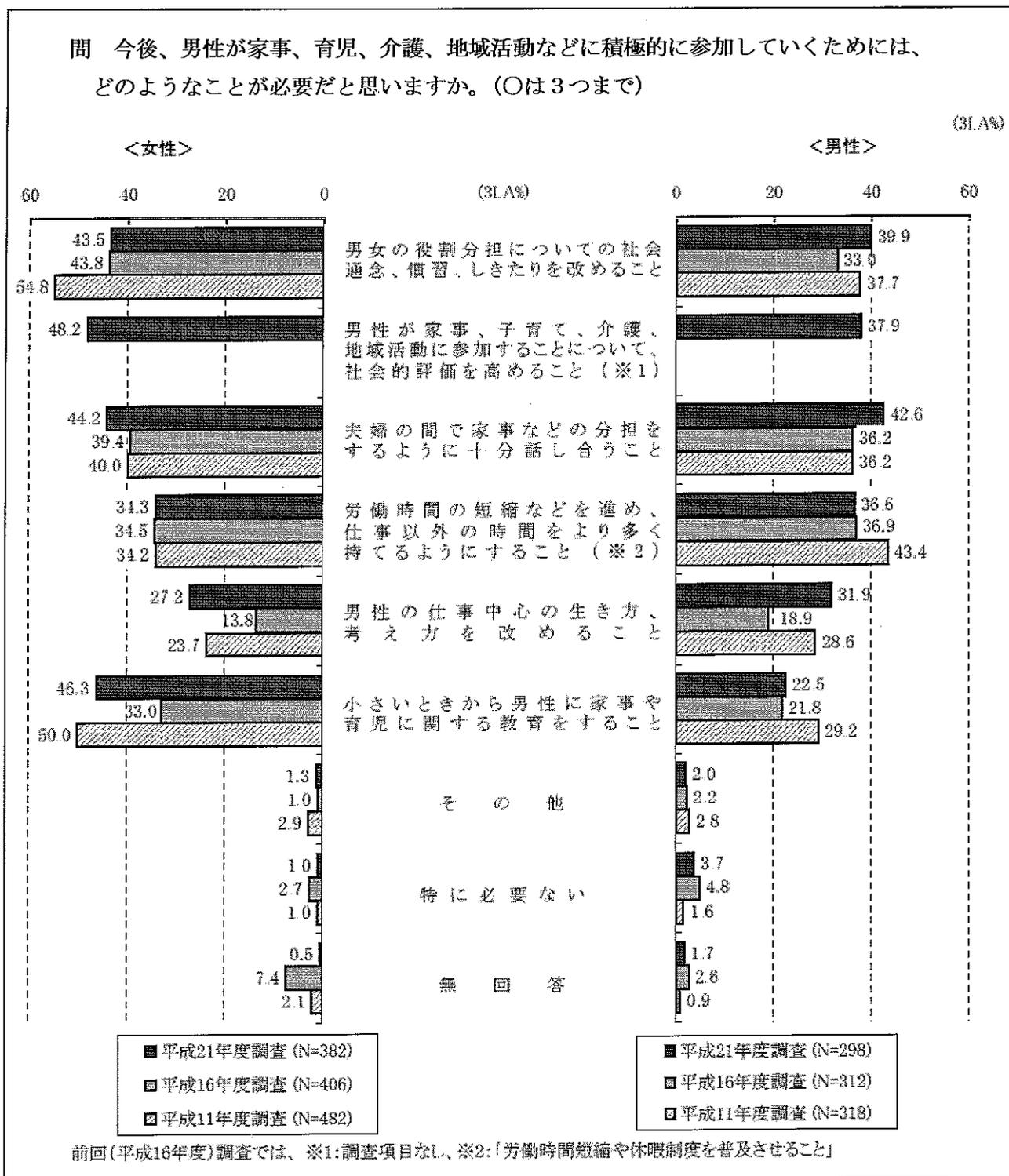
図2-②-5 生活の中で優先すること:現実(大阪府)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成 21 年度)

男性が家事、育児、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて、女性の一番目は「男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会的評価を高めること」(48.2%)、次いで「小さいときから男性に家事や育児に関する教育をすること」(46.3%)であるのに対し、男性の一番目は「夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと」(42.6%)、次いで「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」(39.9%)となっている。〔図2-②-6〕

図2-②-6 男性が家事・育児・介護・地域活動等に参加するために必要なこと(大阪府)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度、平成21年度)
 大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

③ 市町村における男女共同参画計画の策定状況

大阪府内市町村において平成21年10月現在、43市町村のうち42市町村で男女共同参画計画を策定しており、策定率は97.7%である。

都道府県名	総市町村数	策定市町村数	策定率(%)
大阪府	43	42	97.7

資料出所：大阪府男女共同参画課調べ

なお、平成21年4月現在、都道府県別に比較すると、策定率が1番高い。

[表2-③]

表2-③ 市(区)町村における男女共同参画計画の策定状況(全国)

順位	都道府県名	総市(区)町村数	策定市(区)町村数	策定率(%)
1	大阪府	43	42	97.7
2	神奈川県	33	32	97.0
3	富山県	15	14	93.3
4	山梨県	28	26	92.9
5	秋田県	25	23	92.0
全国平均				60.1

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(平成21年4月)

3. 働く場での男女平等の推進

施策の基本的方向

男女雇用機会均等法の改正(平成9(1997)年改正、平成11(1999)年全面施行)により、募集、採用、配置、昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性労働者への差別的取扱いが禁止されるなど、制度上の雇用機会均等は確保されましたが、配置や職務分担、教育訓練の機会において結果として男女の扱いが異なったり、妊娠・出産を理由として不利益な取扱いを受ける事例が見られるなど、実態面の改善には未だ遅れが見られます。雇用の場において、機会の均等と、均等な待遇の確保に向けた取組は欠かせません。制度上の男女均等が確保されるだけでなく、実質的な男女の均等確保を実現し、事実上生じている男女労働者間の格差を解消することが必要です。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、女性の人権を侵害するだけでなく、職場環境を悪化させるとともに、女性の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害するものであるため、防止対策の徹底が必要です。

女性が幅広い職種・業務へ進出し、その能力を十分に発揮していくためには、働く場における組織的なポジティブ・アクションの推進と併せ、女性自身が主体的に必要な知識や能力を身に付ける姿勢が求められます。

女性の職業能力の向上を図るため、意識啓発や情報提供とともに、公共職業訓練の推進をはじめとした能力開発支援を行う必要があります。特に、多様な選択を可能にする社会づくりという広い視点から、育児等のために自らの意に反して退職することなく働き続けられる職場づくりを前提としつつ、仮にいったん退職した場合でも再就職が可能となるよう、支援の充実を図ることが重要です。

充実した人生にするためには、男女ともに、その年代や時期に応じて、バランスよく職場、家庭、地域における生活を送ることが求められます。そのため、仕事とそれ以外の活動をともに担うことができる、働き続けやすい職場環境づくりが必要です。

長期にわたる経済情勢の悪化や経済のグローバル化の中で、雇用形態の多様化等が進んでいます。男女ともに非正規化が増加する傾向にありますが、特に女性において、非正規就業者などの増加が顕著であり、それが不安定就労の拡大にもつながっています。また、自分で業を起こす女性も増えています。このように就業形態が多様化する中で、男女がともに、自らの価値観やライフスタイルに応じて、自らの自由な意志で多様かつ柔軟な働き方を選択できるようにするため、その就業形態によって差別され、低い労働条件、契約条件に置かれることのないよう、関係法規の周知啓発、情報提供等を行う必要があります。

農業、自営業・中小零細企業に従事する女性は、生産や経営の担い手として重要な役割を果たしているものの、その役割が家族間でも社会的にも十分に評価されていないのが実情です。女性の担う役割が適正に評価され、働きに応じた収益の分配などが行われるよう取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、雇用の場における男女の均等取扱いの推進、女性の能力発揮促進のための援助、多様な働き方への支援を行います。

現 状

大阪府における女性の労働力率は44.8%と全国平均よりも低く(P91図3-②-1-1参照)、女性の勤続年数も7.7年と全国平均より短くなっています(P93図3-②-2参照)。

男性の賃金を100とした場合の女性の賃金は66.4となっており、依然男女間での賃金格差があります。(P93図3-②-3参照)

労働相談では、男女とも「解雇・退職勧奨」「労働契約」「賃金未払」等労働に関する相談が多くなっています。

(P94表3-②-4参照)

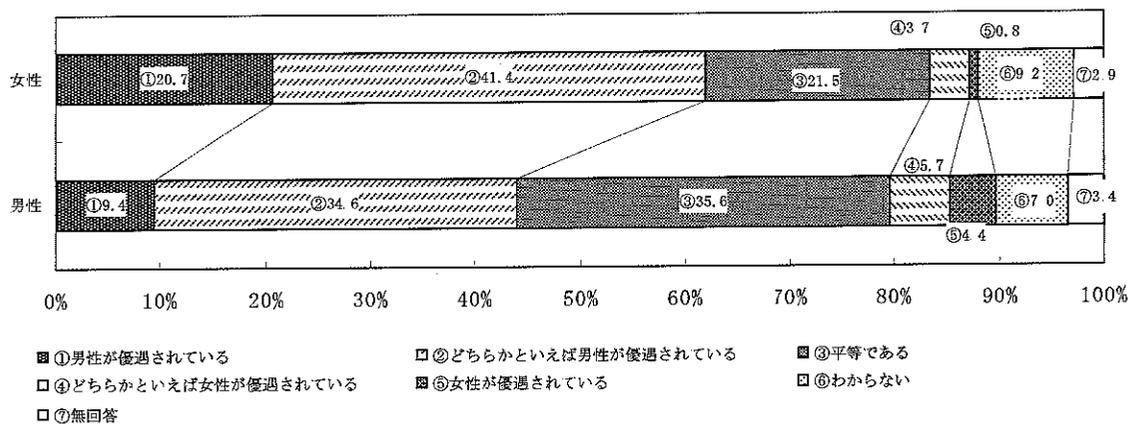
女性の短時間労働者の1時間当たり所定内給与額は、女性一般労働者の7割弱となっています。(P96図3-②-6-2参照)。

① 職場における男女の平等感

職場における男女平等について見ると、男女ともに『男性優遇』と感じている割合(「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた値)が、『女性優遇』と感じている割合(「女性が優遇されている」、「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせた値)より高く、女性は男性より、18.1ポイントも『男性優遇』と感じている割合が多い。

〔図3-①〕

図3-① 職場における男女の平等感(大阪府)



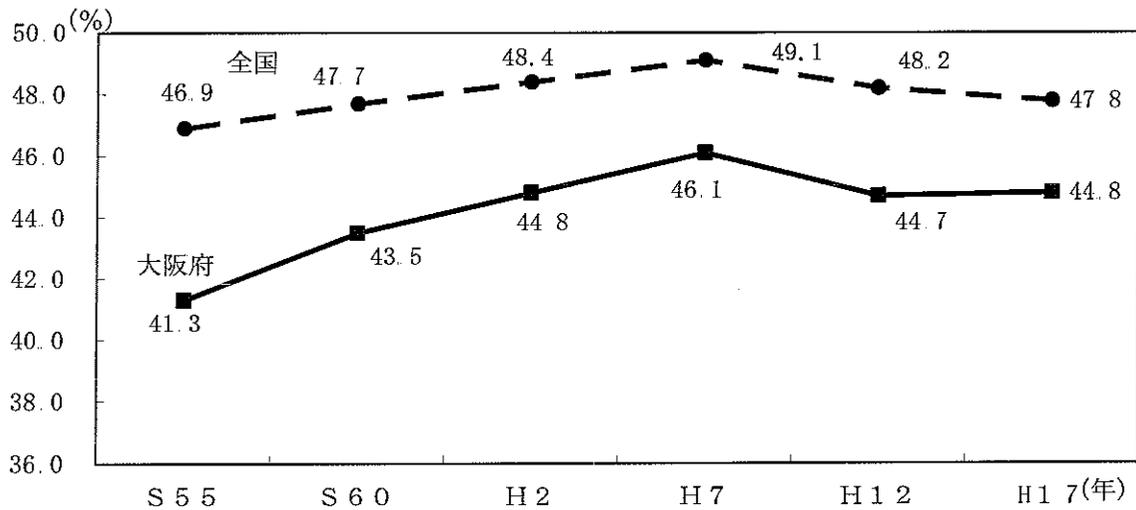
資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年度)

② 女性労働の現状

(i) 女性の労働力

平成17年の大阪府における女性の労働力率(*)は、44.8%であり、依然として全国平均より低い。〔図3-②-1-1〕

図3-②-1-1 女性の労働力率の推移(大阪府 全国)

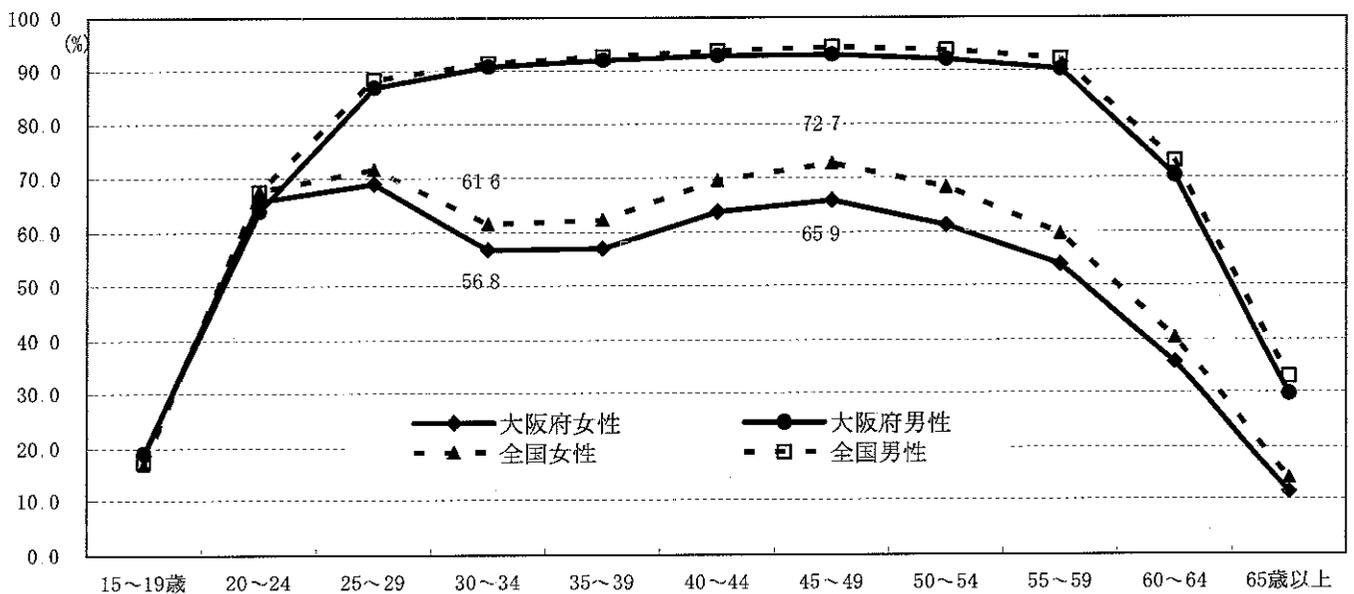


資料出所：総務省「国勢調査」

(*) 労働力率：「労働力人口」(仕事をした「就業者」と仕事を持ちながら休んでいた「休業者」及び仕事がなくして仕事を探していた「完全失業者」の数の計)を「15歳以上人口(労働力状態不詳を含む)」で除し、100をかけた値。

年齢階級別に見ると、20歳代後半と40歳代後半を山とし、30歳代前半を谷とするM字型を描く。これは、出産・子育てにあたる時期に離職する女性が多いことが原因と考えられ、わが国の女性労働力率の特徴である。大阪府の場合は、全国と比べ、谷が深くなっている。〔図3-②-1-2〕

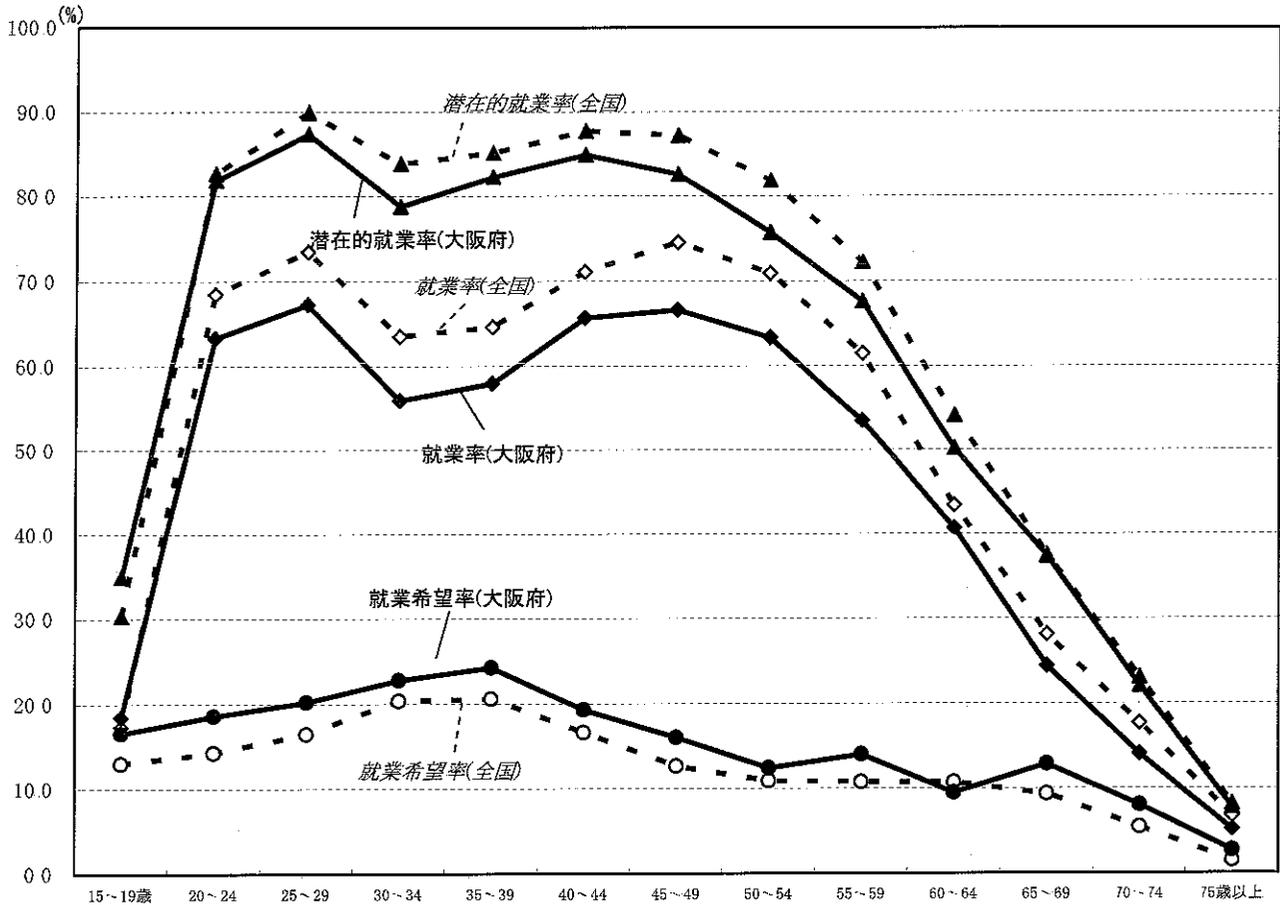
図3-②-1-2 性別・年齢階級別労働力率(大阪府 全国)



資料出所：総務省「国勢調査」(平成17年)

就業者数に就業希望者数を加えた数を労働力人口で除した潜在的就業率をみると、大阪府、全国ともに M 字の谷は浅くなることから、出産や育児等のため、自らの意思に反して仕事をやめている女性が多いことがわかる。〔図3-②-1-3〕

図3-②-1-3 年齢階級別女性の潜在的就業率(大阪府 全国)



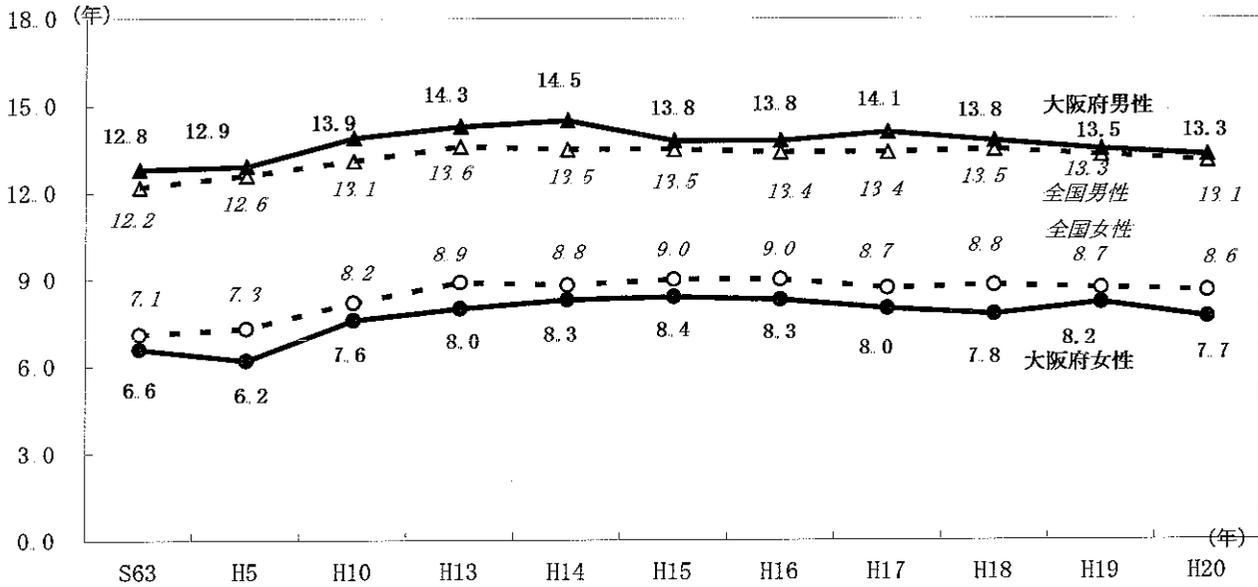
資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)

(注)潜在的就業率=(就業者数(年齢階級別)+就業希望者数(年齢階級別))/15歳以上人口(年齢階級別)

(ii) 平均勤続年数

男女労働者の平均勤続年数を見ると、平成20年では、大阪府男性は13.3年、大阪府女性では7.7年である。大阪府の男性の平均勤続年数は、全国の男性平均に比べて長めであるのに対し、大阪府の女性の平均勤続年数は、全国的女性平均より短い。〔図3-②-2〕

図3-②-2 平均勤続年数の推移(大阪府 全国)

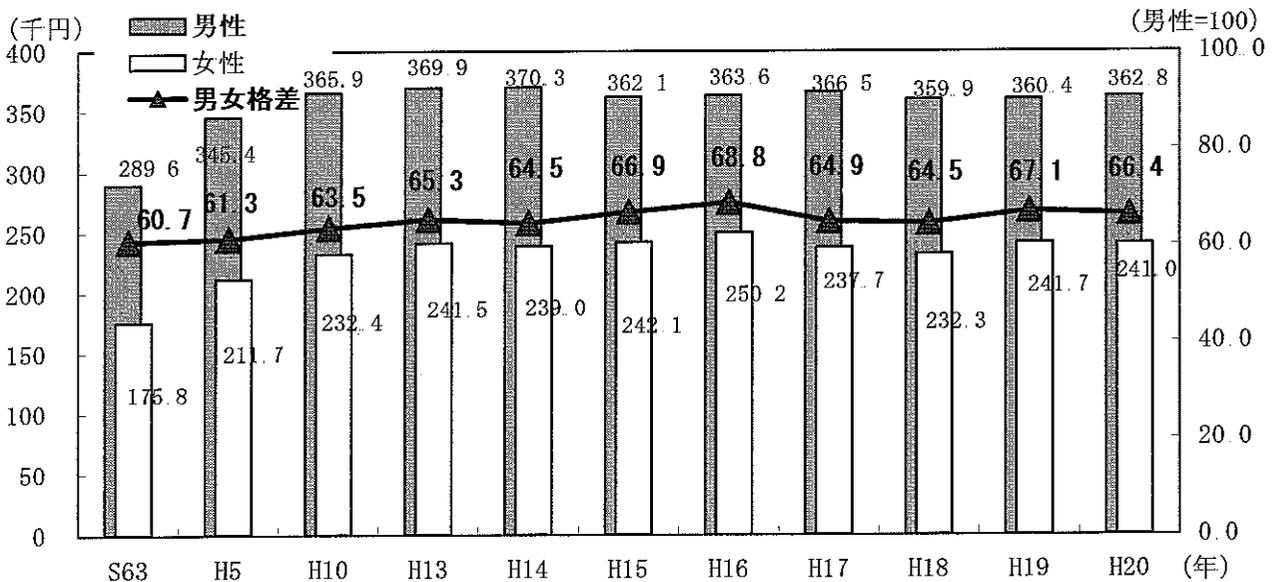


資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注)短時間労働者を除く

(iii) 男女の賃金格差の推移

大阪府の男女労働者(パートタイム労働者を除く)の賃金(所定内給与額*)を見ると、平成20年、男性は362,800円、女性は241,000円である。男性の賃金を100とした場合の女性の賃金は、平成20年で66.4であり、依然男女間で賃金格差がある。〔図3-②-3〕

図3-②-3 所定内給与額の推移(大阪府)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注)短時間労働者を除く。

(*) 所定内給与額：労働契約などであらかじめ定められている支給条件、算定方法により支給される「月間決まって支給する現金給与額」のうち、所定労働時間を超える労働に対して支払われる「超過労働給与額」を含まないもの

v) 労働相談

男女とも「解雇・退職勧奨」、「労働契約」、「賃金未払」等労働条件に関する相談が多くなっています。〔表3-②-4〕

表3-②-4 大阪府総合労働事務所における労働相談の性別相談内容と就労状況別件数
 <男女別相談内容>

女性 6,003人		男性 8,010人	
	人 %		人 %
1 解雇・退職勧奨	943 (15.7)	解雇・退職勧奨	1,205 (15.0)
2 労働契約 ※1	576 (9.6)	賃金未払	662 (8.3)
3 賃金未払	439 (7.3)	労働契約 ※1	615 (7.7)
4 雇用保険	389 (6.5)	賃金—その他 ※3	495 (6.2)
5 職場のいじめ	380 (6.3)	労働条件—その他 ※2	448 (5.6)
6 労働条件—その他 ※2	339 (5.6)	雇用保険	410 (5.1)
7 退職	309 (5.1)	職場のいじめ	329 (4.1)
8 賃金—その他 ※3	287 (4.8)	退職	322 (4.0)
9 有給休暇	234 (3.9)	団体交渉	252 (3.1)
10 職場の人間関係	233 (3.9)	有給休暇	246 (3.1)

※1 労働条件の明示、労働契約内容の相違・変更(賃金カット除く)、試用期間等

※2 賞与、割増賃金、各種手当、平均賃金、一方的な賃金カット等

※3 制裁処分、懲戒処分、昇格・昇進、業務上の損害賠償等

<就労状況別相談件数>

	正社員		パート・アルバイト		派遣社員		契約社員		使用者	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
女性	2,846	38.7	1,507	73.6	355	52.0	528	54.8	194	11.5
男性	4,485	61.1	530	25.9	319	46.7	436	45.2	1,490	88.4
不明	15	0.2	10	0.5	9	1.3	0	0	1	0.1
合計	7,346	100.0	2,047	100.0	683	100.0	964	100.0	1,685	100.0

資料出所：大阪府総合労働事務所「平成20年度労働相談報告・事例集」(平成21年7月)

(注) 男女別相談内容は、男女とも上位10位までの件数を記載しているため、合計と一致しない。
 就労状況別相談件数は、その他(無職等)があるため、合計件数と一致しない。

(vi) ポジティブ・アクションの取組状況

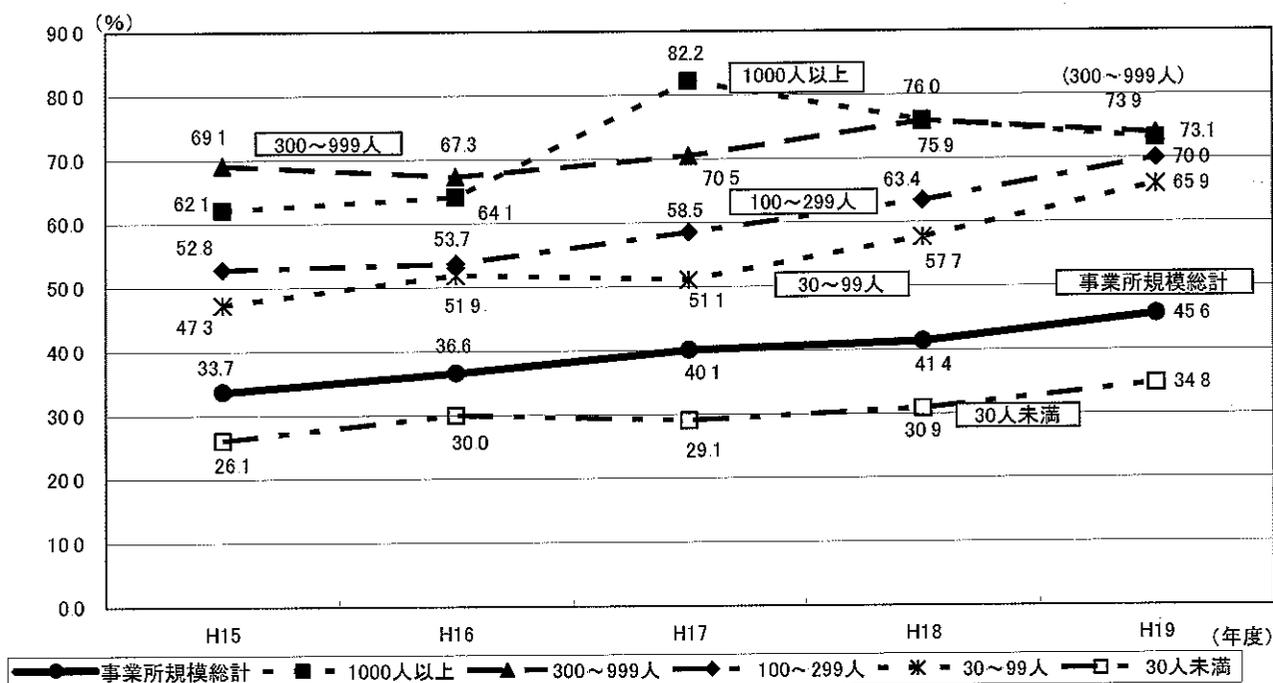
ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所割合は概ね増加傾向にあったが、平成20年度は減少した。具体的な取組内容としては、女性が従来いない、又は少なかった職務への採用や登用が多い。
[表3-②-5-1、図3-②-5-2、3-②-5-3]

図3-②-5-1 女性の能力発揮のための取組(ポジティブ・アクション)の状況(H20) (大阪府)

区分	総計	取り組んでいる	取り組む予定がある	取り組んでいない	無回答	
平成20年度計	100.0	32.0	7.7	47.3	13.0	
事業所規模別	500人以上	100.0	73.1	1.5	25.4	0.0
	300~499人	100.0	58.7	13.3	26.7	1.3
	100~299人	100.0	51.7	0.1	33.9	5.3
	30~99人	100.0	44.8	7.0	43.4	4.8
	30人未満	100.0	23.4	7.7	51.5	17.4

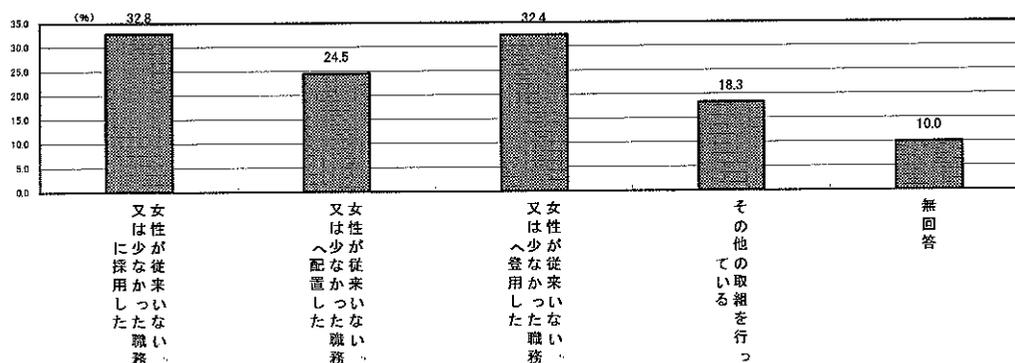
資料出所：大阪労働局雇用均等室「男女の均等取扱い、育児・介護休業制度等に関するアンケート」
各年度の4月1日現在の状況について集計

図3-②-5-2 ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所割合(規模別)の推移(大阪府)



資料出所：厚生労働省大阪労働局調べ

図3-②-5-3 ポジティブ・アクションの取組内容(大阪府)



[取り組んでいる事業所=100% (複数回答あり)]

資料出所：厚生労働省大阪労働局調べ (平成19年度)

(vii) 女性の短時間労働者の就業状態

大阪府の女性短時間労働者(*)の平均勤続年数を見ると、平成20年では4.8年である。また、平均年齢は43.2歳、1時間当たり所定内給与額は、1,006円である。〔表3-②-6-1〕

これらを、女性一般労働者の労働条件と比較すると、女性一般労働者の平均値を100とした場合、女性短時間労働者の平均勤続年数は女性一般労働者の6割強、1時間当たり所定内給与額は7割弱となっており、平均年齢は、女性短時間労働者が女性一般労働者を上回っている。

〔図3-②-6-2〕

(*)短時間労働者：1日の所定労働時間又は1週間の労働日数が事業所における一般労働者より短い常用労働者

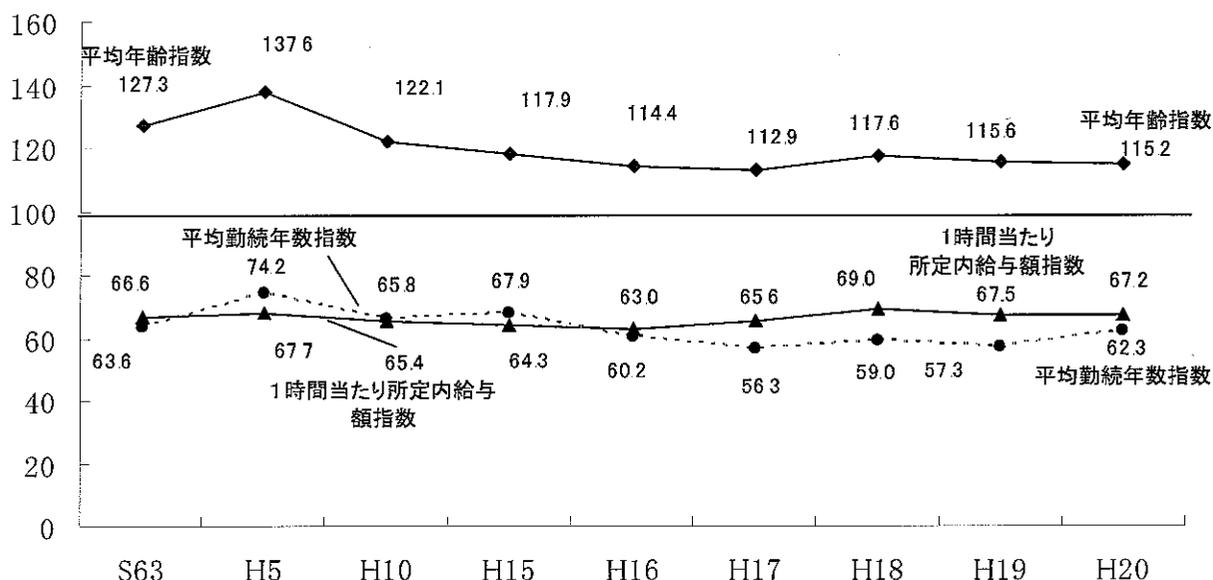
表3-②-6-1 女性の短時間労働者の就業状態(大阪府)

	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	1時間当たり所定内給与額(円)	所定内実労働時間(時間)
短時間労働者(*)	43.2	4.8	1,006	(1日あたりの時間) 5.1
(参考) 女性一般労働者	37.5	7.7	1,497	(1月あたりの時間) 161

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成20年)

(注)女性一般労働者の1時間当たり所定内給与額は、「月間所定内給与額÷所定内実労働時間」で算出

図3-②-6-2 常用女性労働者を100とした場合の女性短時間労働者の労働条件の比較推移(大阪府)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

4. 総合的な子育て環境整備

施策の基本的方向

子育ては、本来女性だけではなく、女性と男性がともに力を合わせて行うべきものです。しかしながら、実際には主に女性が子育てを担っているのが現状です。

働く場においては、育児・介護休業法等の制定や改正により制度は整ってきてはいるものの、そもそも出産時に7割の女性が仕事を辞めているという現実があります。また、働き続ける場合でも子育ての負担が女性に偏りがちな中で、働き方の見直しや職場環境整備のための取組が欠かせません。平成15(2003)年7月に次世代育成支援対策推進法が施行(行動計画の策定については平成17(2005)年4月施行)され、現在、国・地方公共団体・事業者を主体とした次世代育成支援対策が進められています。そうした中で、男性の子育て参画の促進や男女がともに働きながら安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりなど、男女共同参画の視点にたった社会全体での子育て支援策を推進していくことが重要です。その際、「仕事と家庭の両立」は、女性のみの問題ではなく、男女に共通の課題であり、少子社会を迎える中で、これからの社会を豊かなものにするために必要な問題として取り組んでいくことが大切です。また、企業に対して効果的な啓発等を実施し、企業の自主的な取組を促進していく必要があります。

一方、家庭・地域においては、在宅での子育てを行う女性は、都市化や核家族化に伴う家庭・地域の子育て力の低下により、子育てに対して心理的、肉体的な負担感を抱いており、時には、母親の孤立や児童虐待といった問題も招いています。こうした子育てへの様々な負担感は、男女が家庭生活を充実したものとする妨げとなるばかりか、晩婚化や理想の子ども数と現実の子ども数との乖離などの要因となり、少子化の進行にもつながっています。

このため、「こども・未来プラン—大阪府次世代育成支援行動計画」(平成17(2005)年3月策定)を踏まえ、男女がともに子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、制度の有効活用、職場優先の企業風土の是正、意識改革など、働く場や地域をはじめ社会全体で子育てを支えていくための環境整備を進めます。

現 状

大阪府における合計特殊出生率は、平成20年では1.28と全国で41位となっています。

(P98図4-①参照)

女性労働者の育児休業取得率は上昇傾向にありますが、男性労働者の取得率は引き続き低い状況にあります。(P100表4-②-3参照)

夫婦と子どもからなる世帯で、夫の家事関連に費やす時間はこの20年で増加してはいるものの、妻の事に費やす時間の長短にかかわらず、妻に比べて極端に短くなっています。(P101図4-②-4参照)

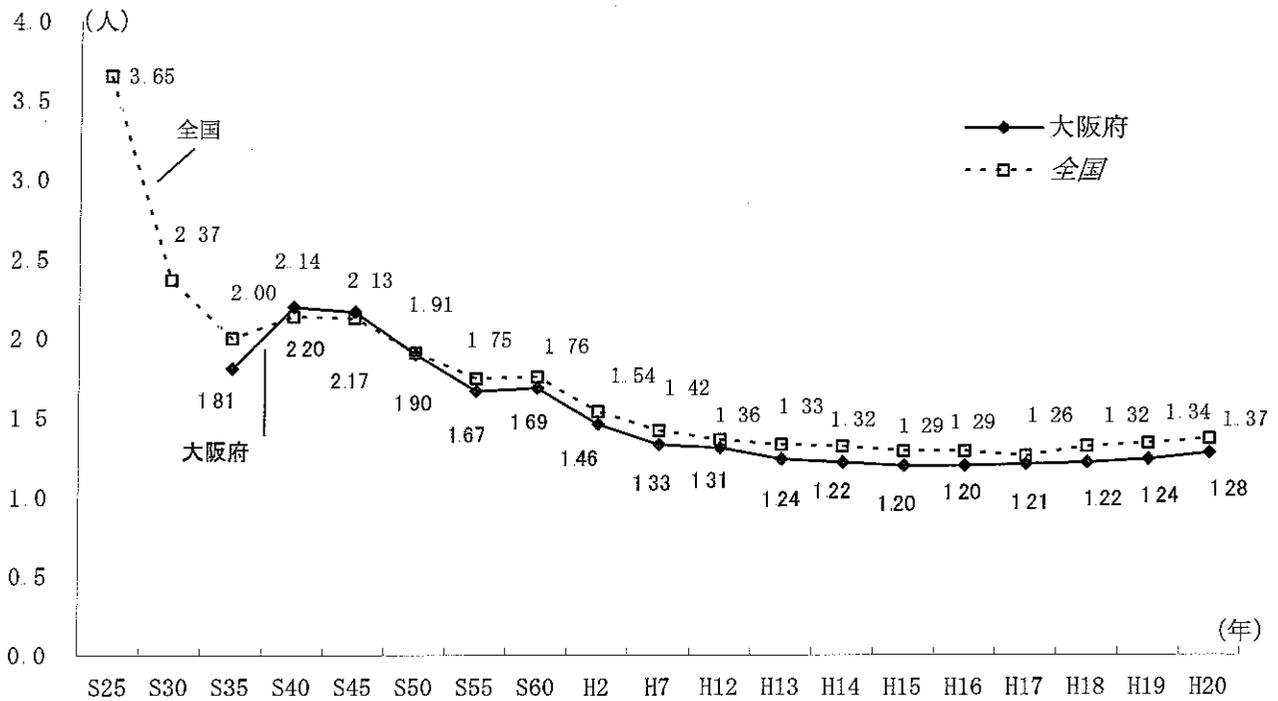
平均週間就業時間については、30代で男性は高くなっているのに対し、女性は落ち込んでいます。(P102図4-②-5参照)

① 合計特殊出生率の推移

大阪府における合計特殊出生率(*)は、平成20年では1.28であり、経年で見ると横ばい傾向にある。

全国の結果と比較すると、大阪府は全国平均の1.37を下回っており、都道府県の中では41位である。〔図4-①〕

図4-① 合計特殊出生率の推移(大阪府 全国)



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

(*)合計特殊出生率：ある年の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、一人の女性が生涯に平均何人の子どもを産むかの推計値。

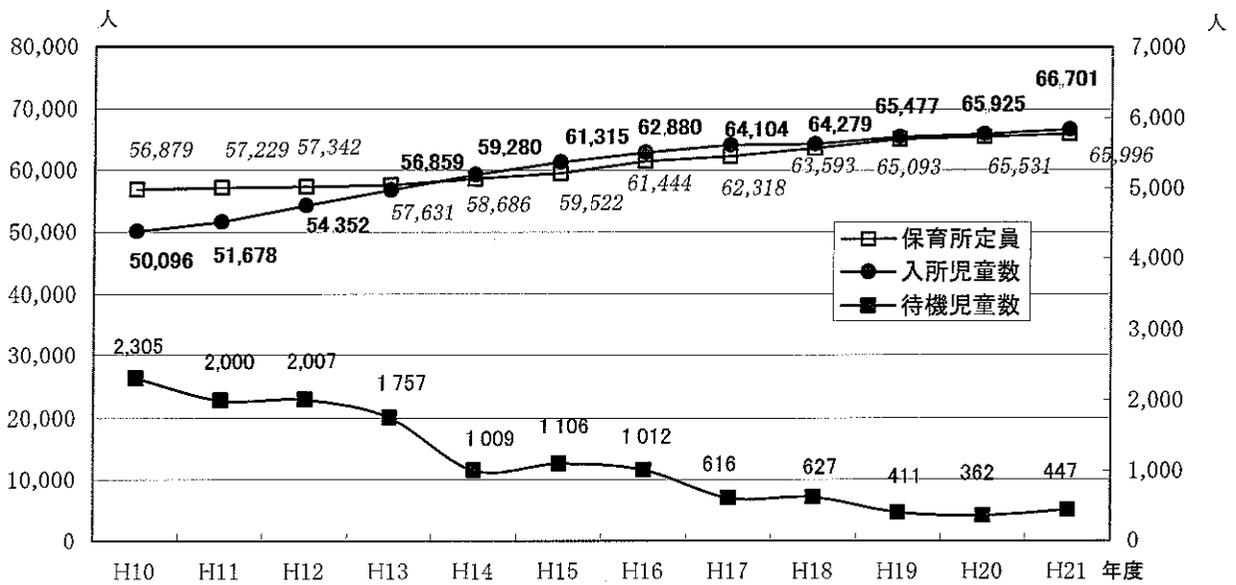
② 子育て環境

(i) 保育環境

大阪府における保育所の入所児童数は平成21年4月1日現在で66,701人、待機児童数は447人である。(大阪市、堺市、高槻市、東大阪市を除く。)〔図4-②-1〕

待機児童数を入所児童数と待機児童数の合計で除した待機率は平成21年では0.67%である。

図4-②-1 保育所定員、入所児童数、待機児童数の推移(大阪府)



資料出所：大阪府子ども室調べ（各年度4月1日現在）

(注) 大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。

平成17年度については、平成16～17年度の2か年整備に伴う事前入所承認数等を除いた実待機児童数。

(ii) 地域での子育て支援

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、相互に援助を行う「ファミリー・サポート・センター事業」の実施状況は、平成19年度では30市町30か所であったが、平成20年度では、31市町31か所となった(大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く)。

また、常設のつどいの場や保育所の園庭または専用スペースにおいて、子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談等を行う「地域子育て支援拠点事業」の実施状況は、平成19年度では173か所であったが、平成20年度では181か所となった(大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く)。〔表4-②-2〕

表4-②-2 ファミリー・サポート・センター、地域子育て支援拠点事業実施状況(大阪府)

	ファミリー・サポート・センター	地域子育て支援拠点事業
H19	30市町：30か所	38市町：173か所
H20	31市町：31か所	38市町：181か所

資料出所：大阪府子ども室調べ

(注)大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。

(iii) 育児休業取得

育児休業の取得状況を見てみると、平成20年大阪府では、出産した女性労働者のうち86.1%、配偶者が出産した男性労働者のうち0.9%が育児休業を取得しているが、いずれも全国平均より低い状況。〔表4-②-3〕

表4-②-3 育児休業を取得している人の割合(大阪府 全国)

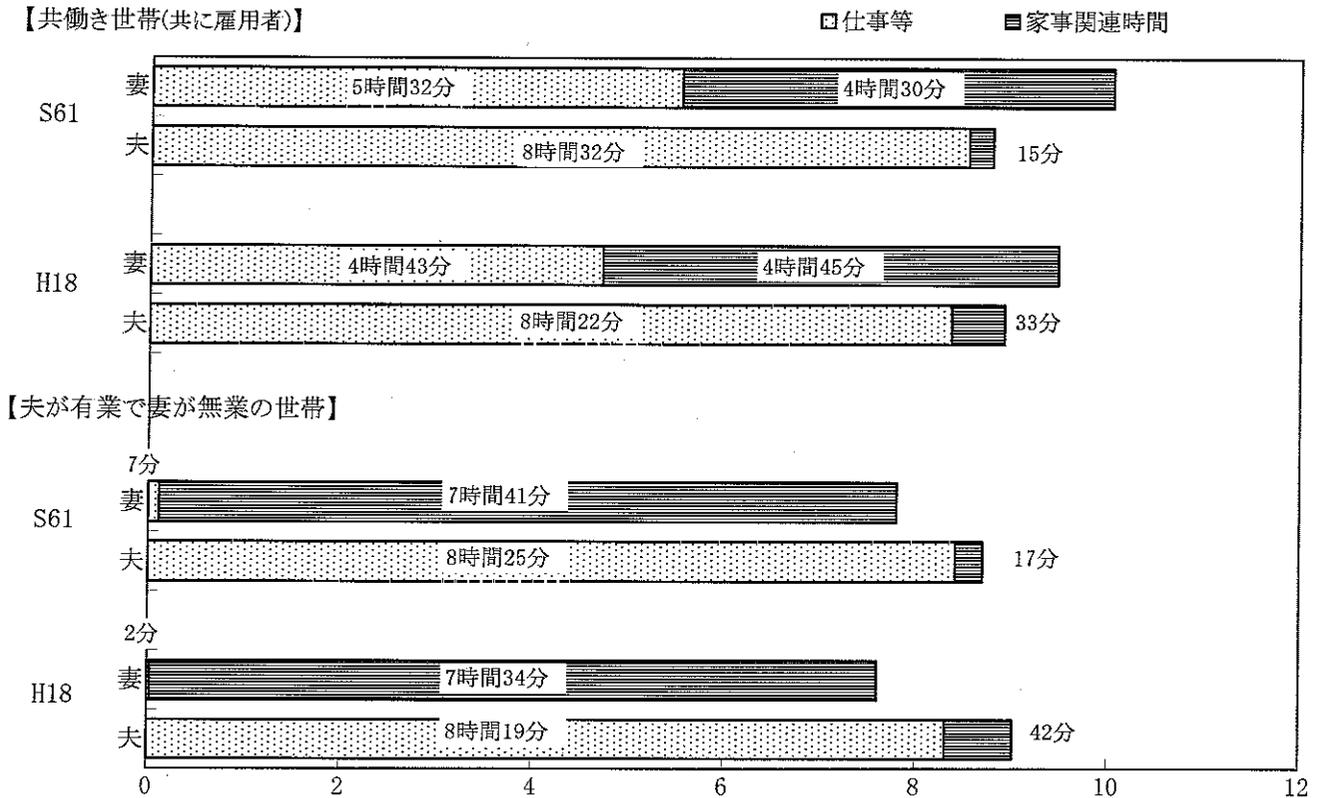
(常用労働者30人以上規模)	大阪府		全国	
	女性(%)	男性(%)	女性(%)	男性(%)
H5年	—	—	48.1	0.02
H11年	—	—	57.9	0.55
H14年	81.5	0.4	71.2	0.05
H15年	—	—	73.1	0.44
H16年	—	—	78.0	0.43
H17年	—	—	80.2	0.41
H18年	—	—	88.5	0.57
H19年	—	—	92.4	0.92
H20年	86.1	0.9	89.0	1.22

資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(~H18)、「雇用均等基本調査」(H19~)
 大阪府雇用推進室「基本的労働条件調査」(H14)
 大阪府総合労働事務所「大阪府労働関係調査」(H20)

(iv) 夫婦の生活時間

夫婦と子どもからなる世帯で、仕事等(注1)、家事関連(注2)に費やす時間を見ると、共働き世帯、夫が有業で妻が無業の世帯ともに、夫の家事関連に費やす時間は、この20年で増加しているが、妻に比べて極端に短く、この傾向は、共働き世帯でも夫が有業で妻が無業の世帯でも、かわらない。〔図4-②-4〕

図4-②-4 夫婦の仕事等及び家事関連時間の推移(全国)



資料出所：総務省「社会生活基本調査」

(※) 「夫婦と子どもの世帯」の夫・妻の週全体の総平均である。

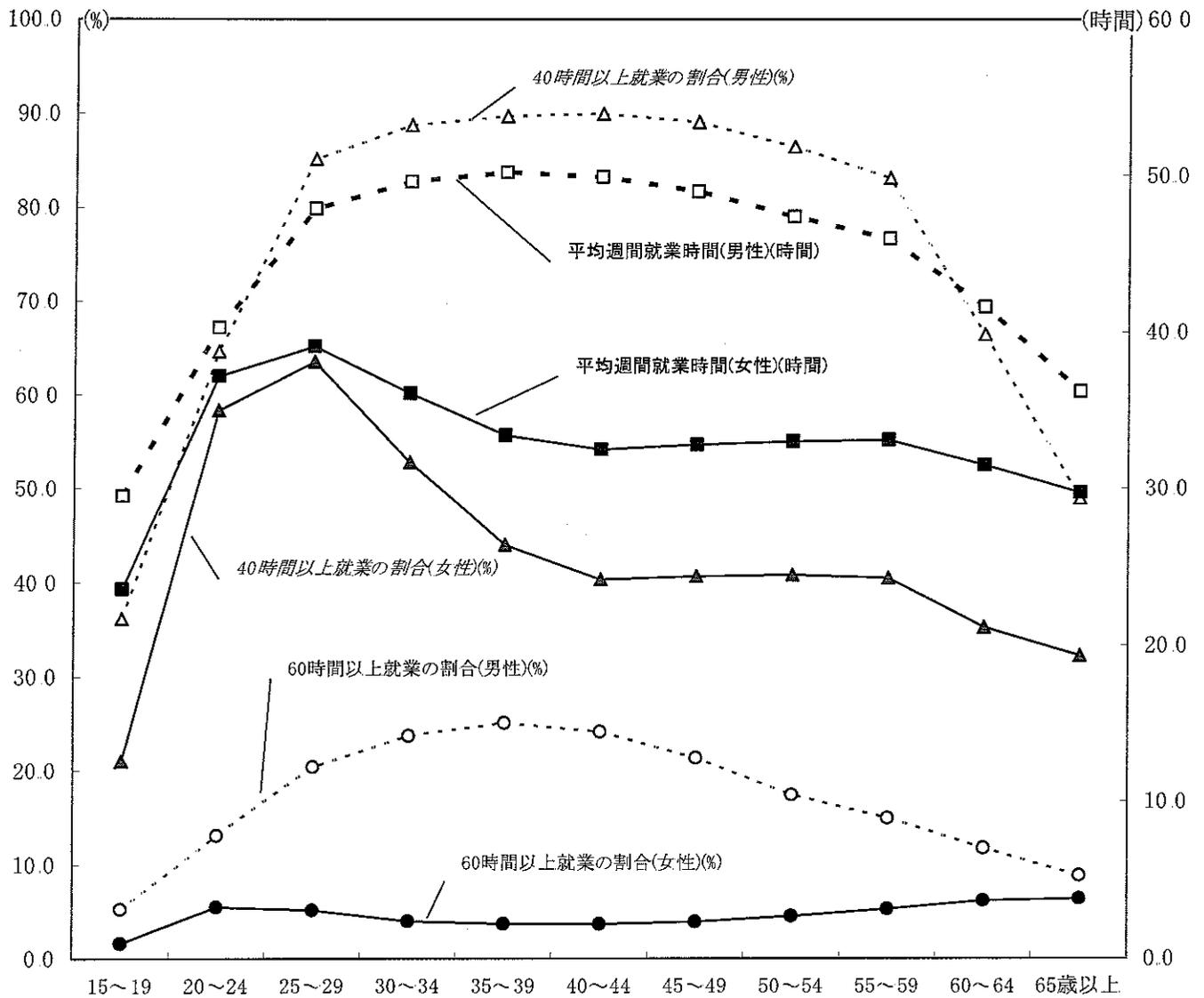
(注1) 仕事等 : 「仕事」と「通勤・通学」の行動時間の計

(注2) 家事関連時間 : 「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の行動時間の計

(v) 就業時間

男性は、30歳代に最も平均週間就業時間が長い状態となっており、そのうち2割以上が週60時間以上就業しているのに対し、女性の平均週間就業時間は30歳代後半から40歳代で落ち込んでいる。[図4-②-5]

図4-②-5 性別・年齢階級別平均週間就業時間(大阪府)



資料出所：総務省「国勢調査」(平成 17 年)

5. 高齢者や障がい者等だれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向

高齢者の介護を主に女性が担っている現状の中で、高齢者福祉の充実を図ることは女性の自立を支援していくことにつながります。また、高齢化社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢者の役割を社会を支える重要な構成員として積極的にとらえることが求められます。

そのため、寝たきりや認知症など介護が必要となった高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう介護サービス基盤の整備を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めます。また、できる限り介護が必要な状態にならないようにする介護予防や、生活支援のためのサービスを市町村が地域の特性に応じて実施できるよう支援します。さらに、高齢者が地域で自立し、生きがいをもって生活することができる環境整備を進めることも重要です。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある者もない者とともに生きる社会を築くことは、女性にとっても豊かな生活を実現していくこととなります。そのため、障がい者福祉や就労の充実を進める必要があります。また、府民だれもがいいきと安心して暮らすことができるよう、福祉のまちづくりの取組や住宅・住環境の整備等も必要です。

過去の災害発生時の経験から、男女のニーズに違いがあることが明らかになっており、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策を確立する必要があります。

このような観点から、年齢や障がいの有無にかかわらず、男女が生きがいを持って安心して暮らせる、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

現 状

大阪府における65歳以上の高齢者人口は、女性が56.7%を占めており、高齢になるほど女性が占める割合が高くなっています。(P104図5-①-1参照)

要介護者等(全国)についても、性別で見ると女性が65.9%を占めており、女性の占める割合が高くなっています。(P105図5-①-2-1参照)

要介護者等と同居している主な介護者(全国)も、性別で見ると女性が71.9%を占めており、女性が介護を担う割合が高くなっています。(P105図5-①-2-2参照)

① 高齢者の現状と将来推計

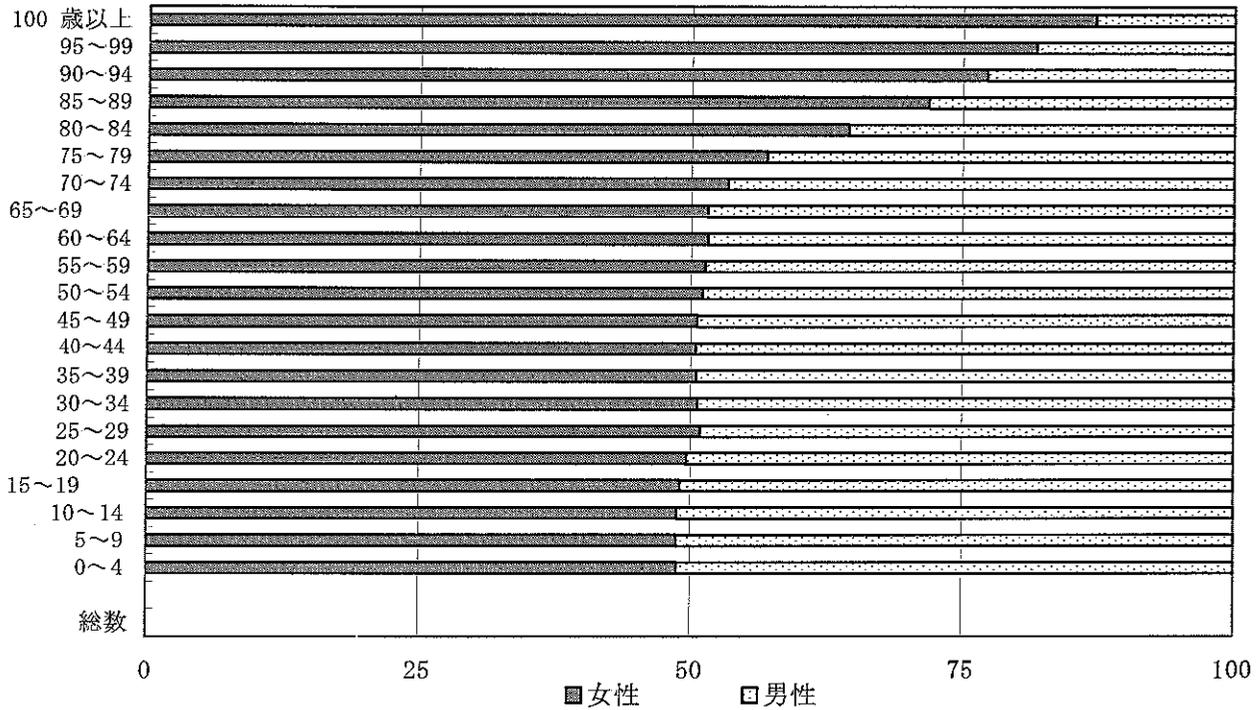
(i) 大阪府における高齢者人口

大阪府における65歳以上の高齢者人口は、平成17年では、約163万4千人である。
うち女性は約92万7千人であり、全体の56.7%を占める。

大阪府の人口を年齢階級別にみると、高齢になるほど女性が占める割合が高くなる。

〔図5-①-1〕

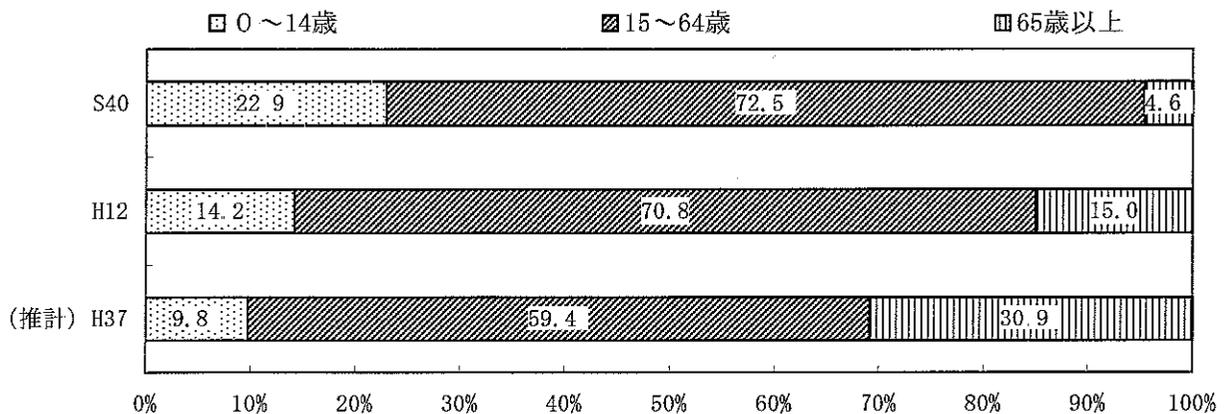
図5-①-1 年齢階級別人口の性別比率(大阪府)



資料出所：総務省「平成17年国勢調査 第1次基本集計結果」(H18.10.31)

<参考>

年齢三区分別人口割合の変化(大阪府)



資料出所：総務省「国勢調査」

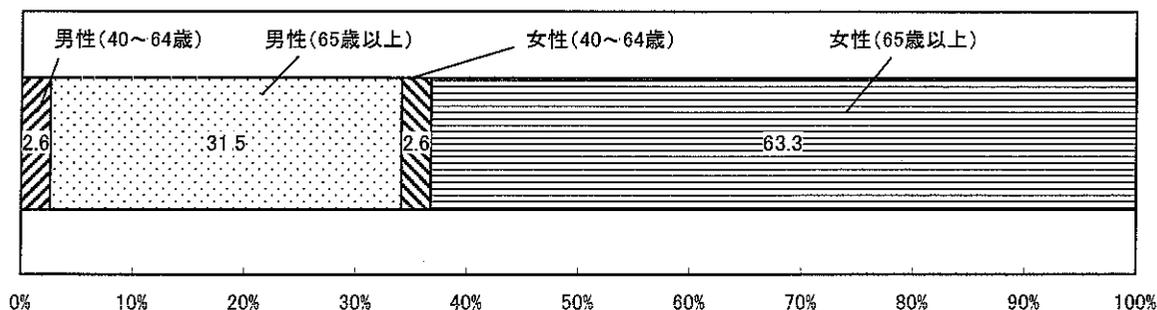
大阪府企画室「大阪府の将来推計人口(平成21年3月試算)」の点検について(ケース2)

(ii) 介護の現状

国民生活基礎調査による要介護者等(*)を性別で見ると34.1%が男性、65.9%が女性である。さらに、年齢階級別に見ると、63.3%が65歳以上の女性である。

[図5-①-2-1]

図5-①-2-1 性別・年齢階級別要介護者等の構成割合(全国)



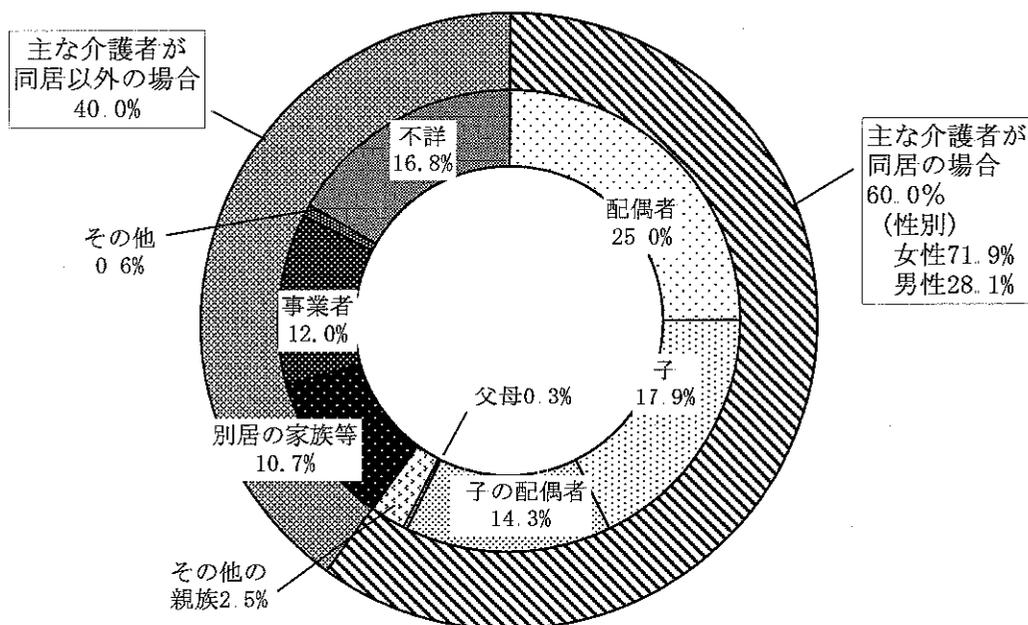
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)

(*)「要介護者等」とは介護保険法の要支援又は要介護と認定された者をいう

主な介護者と要介護者等との続柄を見ると、要介護者等と同居している家族等介護者が60.0%、別居している家族等介護者が10.7%、事業者は12.0%となっている。

同居している主な介護者を性別に見ると、男性は28.1%、女性は71.9%と、女性が介護を担う割合が高い。[図5-①-2-2]

図5-①-2-2 主な介護者と要介護者等との続柄及び同別居の構成割合(全国)



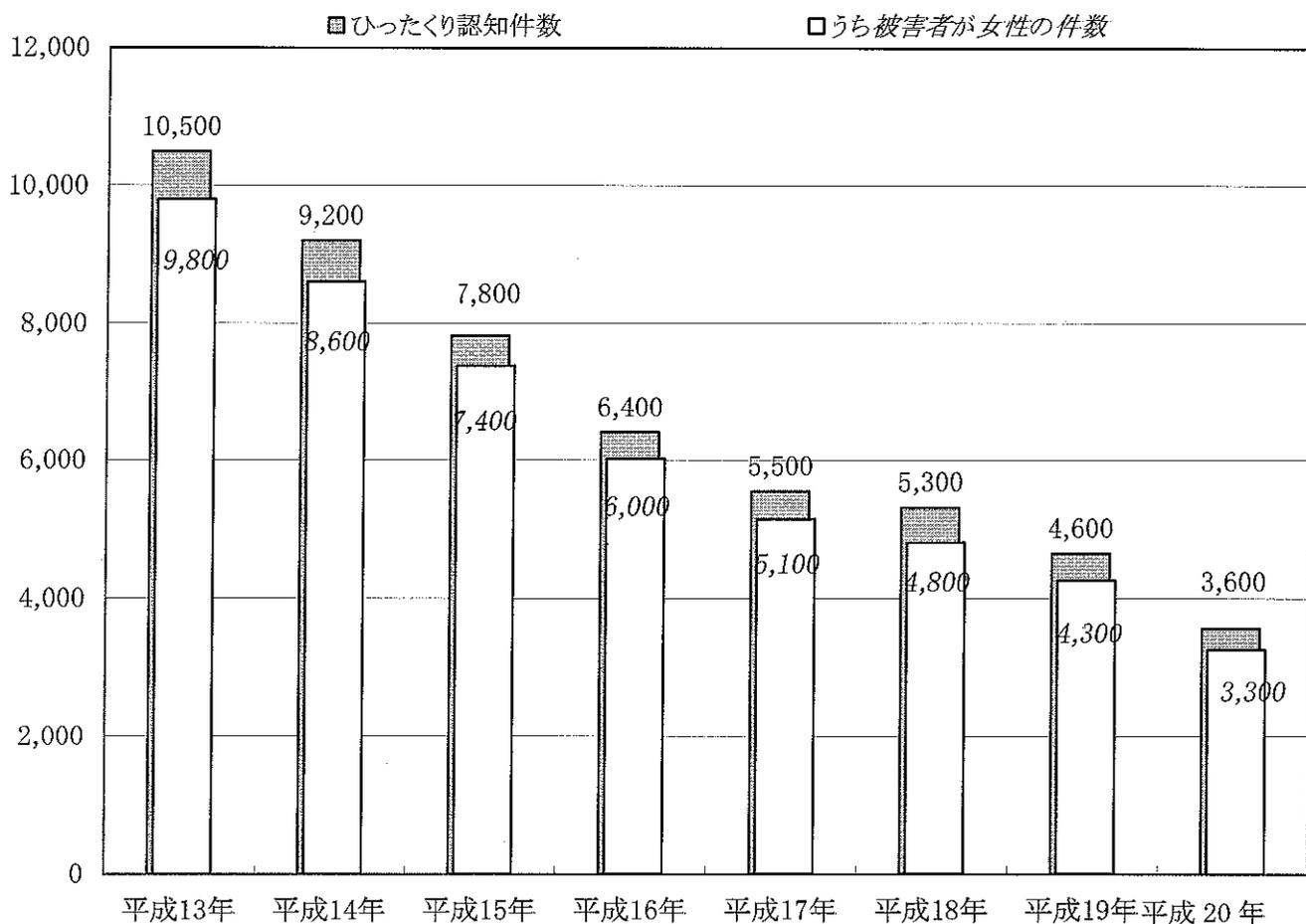
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)

② ひったくりの現状

大阪府におけるひったくり認知件数は、毎年減少しており、平成20年は3,562件である。うち被害者が女性の件数は3,256件であり、全体の91.4%を占める。〔図5-②〕

なお、ひったくりの被害状況を、年代別で見ると、20歳代の被害が最も多く、24.3%を占め、次いで70歳以上15.4%、60歳代15.1%となっており、被害態様別で見ると、歩行中の被害が57.8%、自転車の前かごからの被害が39.2%となっている。

図5-② ひったくり認知件数の推移(大阪府)



資料出所：大阪府警察本部調べ

6. 女性に対する暴力の根絶

施策の基本的方向

女性に対する暴力は、女性の人間としての尊厳への侵害であり、女性に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせ、男性に対して従属的な状況へと女性を追い込むものです。

女性に対する暴力は、多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、家庭や職場、学校など社会における性別役割分担や経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況など構造的な問題がその背景として存在することを認識し、対処していく必要があります。

また、国においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法）」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法）」等、女性に対する暴力に関する法整備が進みつつあり、こうした法の趣旨に基づいた的確な対応が求められています。

女性に対する暴力の根絶に向けては、女性に対する暴力が決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが必要です。そして、女性に対する暴力に的確に対応していくために、様々な機関の関与と幅広い関係者による相談から被害者対策までの総合的な支援体制の整備を進める等、女性に対する暴力の被害者を支援するための取組を進めていく必要があります。

また、被害を受けた女性が自らの安全と生活を守りながら、自尊意識をもって生きていけるよう、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、買売春、人身取引、ストーカー行為等といった、それぞれの暴力の形態やその特性に応じた取組を総合的に推進する必要があります。

配偶者等からの暴力については、経済的、社会的、精神的な要因が複雑にからみ合っており、相手との関係を断ち切ることができず、被害を潜在化、深刻化することも生じています。改正配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえ、相談、保護、自立支援等の体制の整備と幅広い関係機関による支援など、総合的な支援システムの確立に向けた取組を進めていく必要があります。

セクシュアル・ハラスメントについては、対象となった女性の個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであることから、職場や学校など様々な場において、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進むよう、施策の充実を図っていく必要があります。

性犯罪については、暴力により身体的、精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負う場合もあるため、とりわけ被害者の心情に配慮した取組等を一層充実していく必要があります。

買売春と人身取引については、女性の性を商品化し、女性の尊厳を傷つけるものであり、なかでも、児童買春・児童ポルノは、発達過程にある児童の心身に有害な影響を与えるものです。女性や児童が買売春や人身取引の被害者とならないよう適切な取組を推進していく必要があります。

ストーカー行為等については、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれもあることから、迅速かつ適切な対応・支援のための取組を推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力の根絶に向けて、そのための基盤づくりを行うとともに、女性に対するあらゆる形態の暴力への対策を推進していきます。

現 状

女性の人権に関する意識では、女性の人権が尊重されていないと感じることについて、男女とも、「性犯罪」、「女のくせに」「女だから」という言葉」が上位を占めています。

(P109図6-①参照)

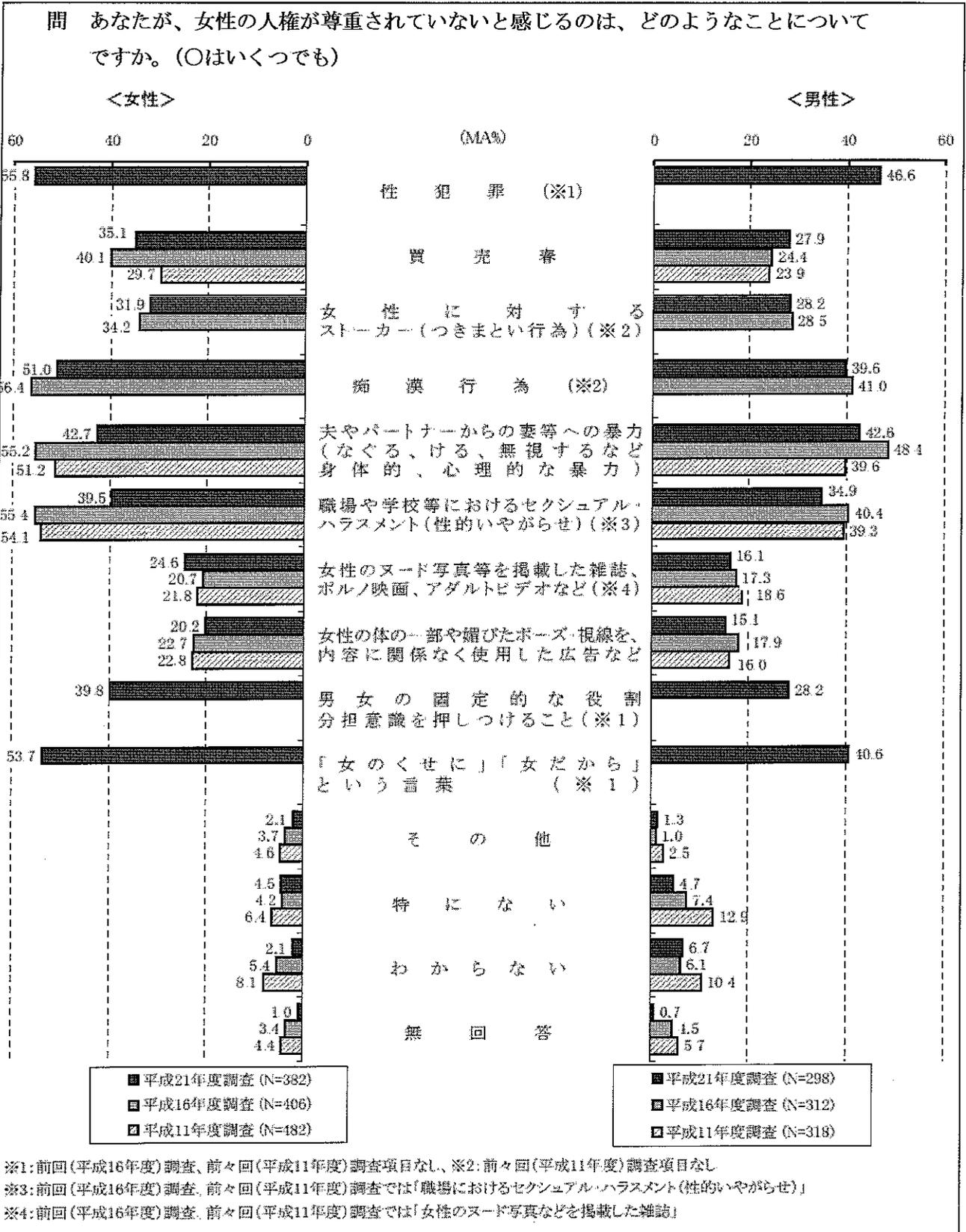
大阪府配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者等の暴力に対する相談件数は、平成20年度3,886件(P110図6-②-1-1参照)と前年度に比べて増加し、大阪府警察相談窓口に寄せられた相談件数も年々増加しています(P111表6-②-3参照)。

労働者からの労働相談のうち、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する女性からの相談件数は、平成20年度228件となっており、減少傾向にあります。(P111図6-②-2参照)。

① 女性の人権に関する意識

女性の人権が尊重されていないと感じることについて、男女ともに、「性犯罪」が最も高く、次いで女性では「『女のくせに』『女だから』という言葉」、男性では「夫やパートナーからの妻等への暴力」が高くなっている〔図6-①〕

図6-① 女性の人権が尊重されていないと感じること(大阪府)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度、平成21年度)
 大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

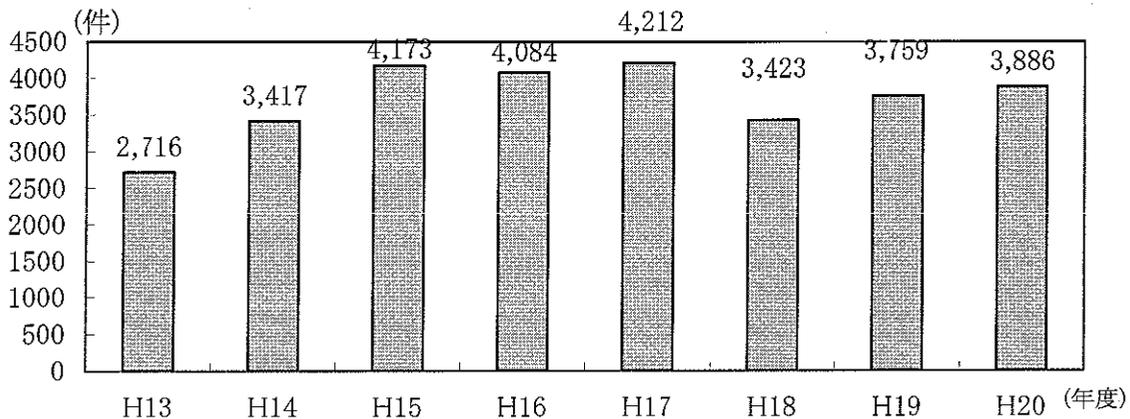
② 女性に対する暴力に関する相談等の状況

(i) 配偶者等からの暴力への対策

大阪府配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止法に基づき平成14年4月に大阪府女性相談センター、ドーンセンター内DV相談コーナー、大阪府子ども家庭センターの8ヶ所に設置。）で受けた配偶者等からの暴力に関する相談件数は、平成20年度、3,886件である。

〔図6-②-1-1〕

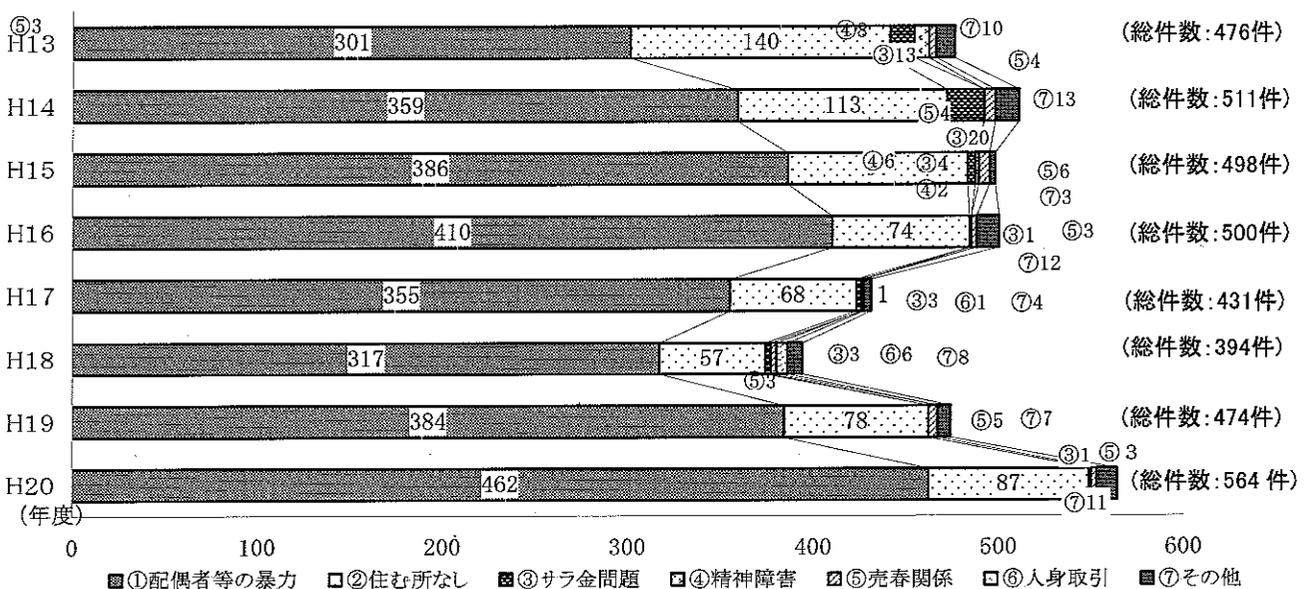
図6-②-1-1 配偶者等の暴力に関する相談件数の推移



資料出所：内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査
平成13年度は大阪府女性相談センターで受けた相談件数。

また、大阪府女性相談センターが行った一時保護の状況は、平成20年度、564件である。主訴別に見ると、配偶者等からの暴力を原因とするものが最も多い。〔図6-②-1-2〕

図6-②-1-2 主訴別一時保護の状況の推移(大阪府女性相談センター)

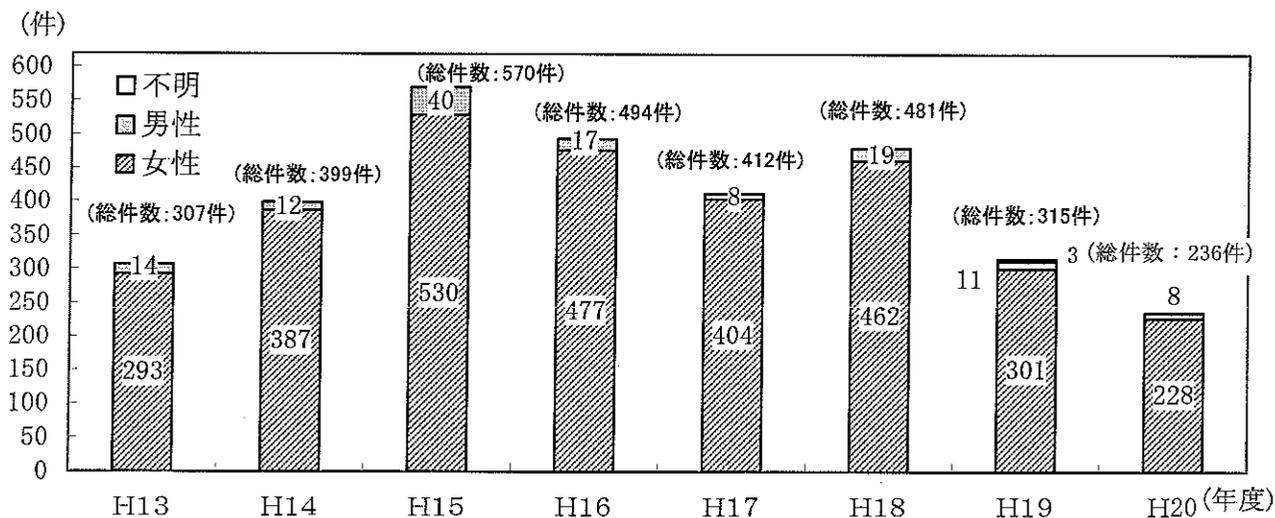


資料出所：大阪府女性相談センター調べ

(ii) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談状況

大阪府が受けた労働者からの労働相談のうち職場におけるセクシュアル・ハラスメントを受けたとする人からの相談件数は、平成20年度では236件で、そのうち女性からの相談は228件と、全体の96.6%を占めている。〔図6-②-2〕

図6-②-2 職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談状況



資料出所：大阪府総合労働事務所「労働相談報告・事例集」

(注) セクシュアル・ハラスメントに関する相談のうちセクシュアル・ハラスメントを受けたとする人からの相談件数である。

iii) 警察相談窓口寄せられた相談等の状況

平成20年における大阪府警察相談窓口寄せられた相談のうち、配偶者等からの暴力に関する相談件数は1,987件、ストーカー相談件数は1,217件である。〔表6-②-3〕

表6-②-3 大阪府警察相談窓口寄せられた相談等件数

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
配偶者等からの暴力に関する相談件数	246	853	924	1,115	1,314	1,439	1,625	1,987
ストーカー警告件数	119	117	145	172	89	53	55	111
ストーカー禁止命令	7	3	2	2	0	0	0	3
ストーカー相談件数	1,295	1,105	1,177	1,517	1,319	1,087	993	1,217
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	44	90	110	93	77	99	130	88
同被害児童の数	96	92	59	108	83	107	113	63
売春防止法検挙件数	471	469	421	289	166	161	111	76

資料出所：大阪府警察本部調べ

(注) 2013年度は、法施行後にデータ集計を開始しており、1年を満たないもの。

7. 女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保

施策の基本的方向

女性も男性もお互いの身体的特性を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものであり、生涯にわたる健康支援が重要です。女性は、妊娠・出産する可能性があるため、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。女性も男性もお互いの身体的特性を十分に理解し、尊重しあうことが重要です。

思春期における性の問題行動は、生涯にわたる健康障害をもたらしたり、次世代への影響を及ぼしかねません。女性が意図しない性行為の強要、望まない妊娠、性感染症などにより、心身の健康を損なうことがないように、また、女性が自らの心身について自分の意志で考え、行動することにより、健康を享受できるようにする必要があります。

たばこ、アルコール、薬物は、妊娠中の女性の身体及び胎児の発育に影響を及ぼすことが懸念されています。また、人体に影響を与えるおそれがあるものとして、外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）やダイオキシン類などの化学物質が存在しています。これらに対する正しい情報提供を行う必要があります。

また、中高年男性の自殺の増加に見られるような、様々な社会構造がもたらすストレス等が問題となっていることから、性別にかかわらず、男女が互いにその人権を尊重しあい、すこやかに暮らすことができる社会の実現のために、男性の心身の健康や働き方の見直しについても取り組んでいくことが必要です。

さらに、男女の性差に応じた的確な医療といった考え方に留意しながら、個々人の健康の保持増進をサポートしていくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、男女双方の、その中でも特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策を推進します。

現 状

平成19年の大阪府域における市町村実施による子宮がん及び乳がん検診率は、それぞれ17.8%、9.8%であり、ともに前年度より上昇しています。（P 113 表7-①-1参照）

大阪府における人工妊娠中絶実施件数は、平成20年度17,849件で、前年度より減少しています。「20歳未満」の件数も1,735件で同様に減少しています。（P 113 図7-①-2参照）

母子保健関係の主要な指標を見ると、平成20年では、出産1000に対し、周産期死亡率は4.0、死産率は23.4、出生1000に対し、新生児死亡率は1.4、乳児死亡率は2.8となっています。

（P 114 図7-①-3参照）

① 女性の健康に関する現状

(i) 女性の健康に関する受診者数等

平成19年の大阪府域における市町村実施による子宮がん及び乳がんの検診の受診率は、それぞれ17.8%、9.8%であり、ともに前年度より上昇している。〔表7-①-1〕

表7-①-1 子宮がんや乳がんなどの女性特有のがんの検診受診率、患者数(大阪府)

	検診受診率(%)							罹患数(人)			
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H13	H14	H15	H16
子宮がん	12.4	12.8	13.3	12.6	17.7	13.9	17.8	812	853	914	1,066
乳がん	8.3	8.6	9.1	7.6	12.5	7.1	9.8	2,265	2,179	2,257	2,365

資料出所：受診率 厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

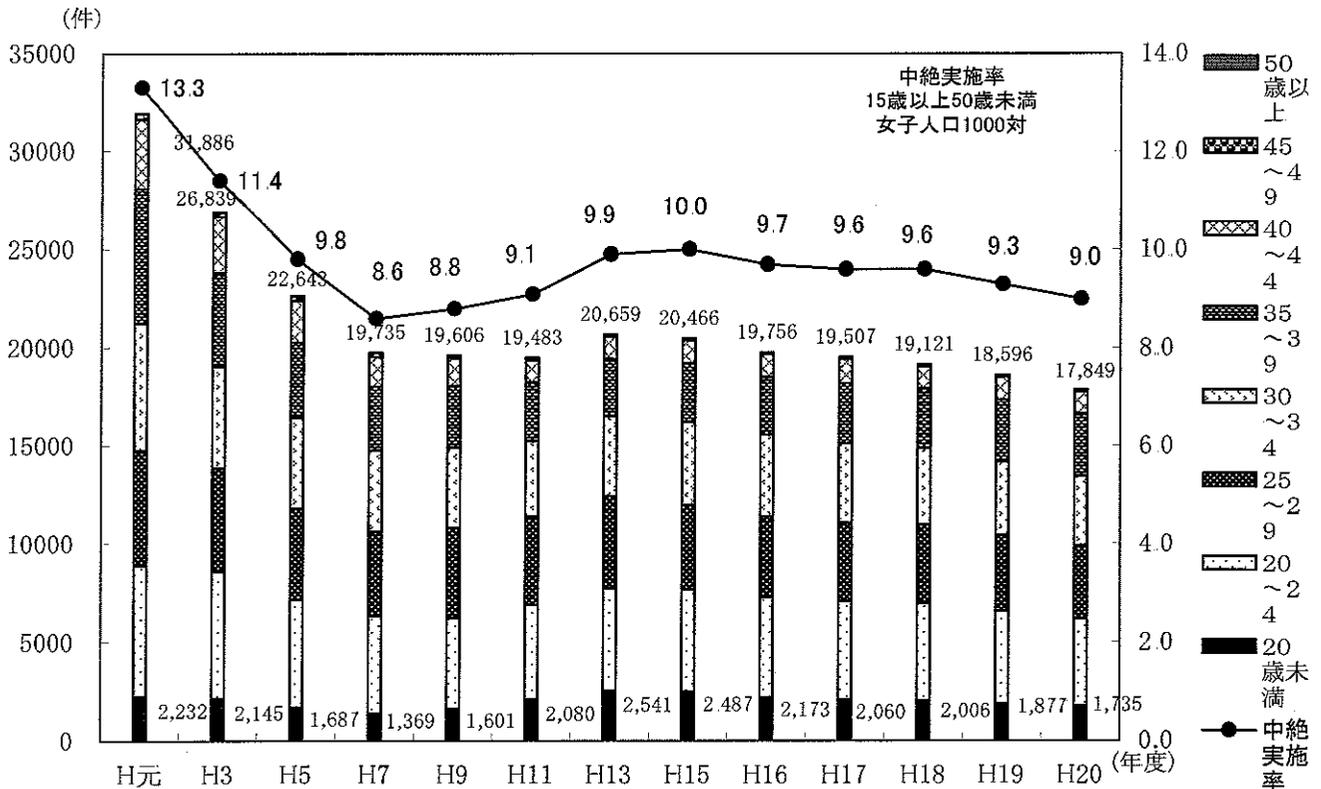
※子宮がん、乳がん検診は平成16年より隔年受診となるも、すぐには制度が浸透しなかったため、受診率の算定方法が変わった平成17年は、一時的に受診率が上がることとなった。

罹患数 大阪府健康医療部「大阪府におけるがん登録」

(ii) 人工妊娠中絶

大阪府における人工妊娠中絶件数は、平成20年度17,851件で、前年度より減少している。「20歳未満」の件数も1,735件で同様に減少している。〔図7-①-2〕

図7-①-2 年齢階級別に見た人工妊娠中絶の推移(大阪府)



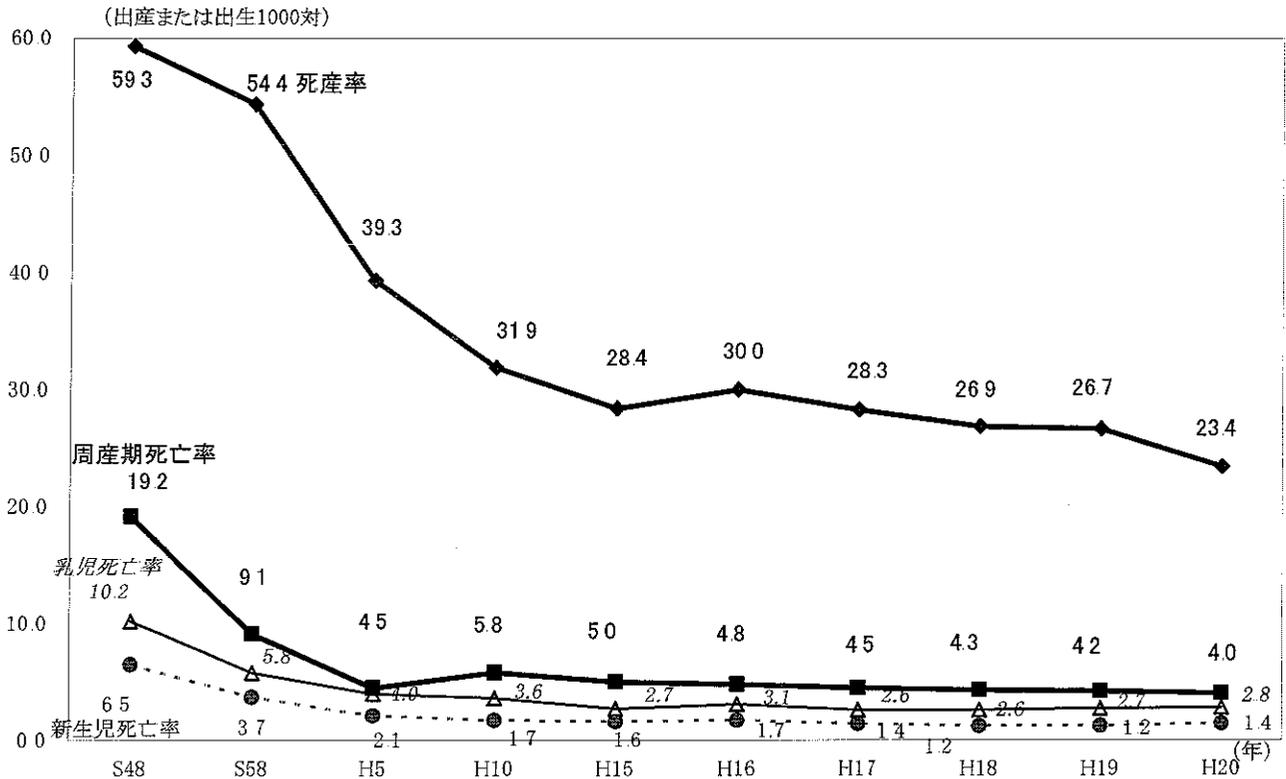
資料出所：H13まで厚生労働省「母体保護統計報告」H14から「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

(iii) 母子保健

母子保健関係の主要な指標を見ると、平成20年では、出産1000に対し、周産期死亡率は4.0、死産率は23.4、出生1000に対し、新生児死亡率は1.4、乳児死亡率は2.8となっている。

〔図7-①-3〕

図7-①-3 周産期死亡率、死産率、新生児・乳児死亡率の推移(大阪府)



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

8. メディアにおける女性の人権尊重

施策の基本的方向

高度情報化が進展する中で、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は、さらに拡大するものと予想されます。メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の意義がより広く理解される可能性がある一方で、固定的な性差観に基づく表現や、性の商品化など女性を性的な対象としてのみ扱う表現、女性に対する暴力を肯定するような表現などがメディアによってもたらされる状況も見受けられます。女性の人権を尊重した表現を行うよう大阪府自らが取り組むとともに、メディアによる自主的な取組を促すことなどが重要です。メディア内部における女性のさらなる参画も求められます。

また、情報の受け手側が、情報を批判的・創造的に読み解き、メディアに積極的に働きかけ、あるいはメディアを使って自分の考えを表現していく力をつけることも重要です。学校教育をはじめとして、社会の様々な場面におけるメディア・リテラシー(注)育成への取組も求められます。

このため、メディアの特性に応じた対策やメディア・リテラシー育成への取組を進めていきます。

現 状

メディアにおける性・暴力表現について、「性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない。」と考える割合は男女とも7割を超えています。次いで「女性に対する犯罪を助長するおそれがある」と考える割合が多くなっています。(P116図8-① 参照)

(注)メディア・リテラシー

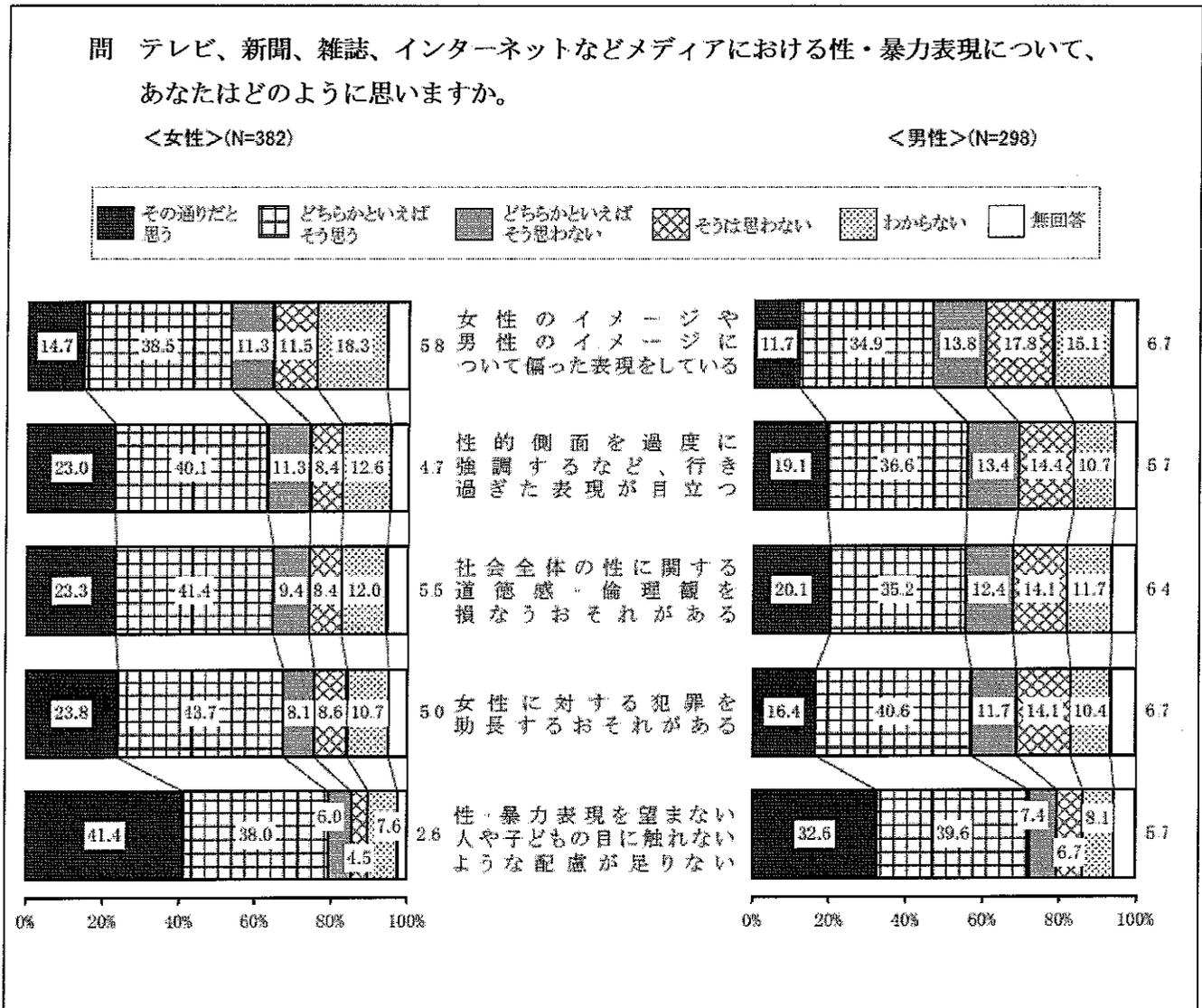
メディア内容を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力やメディアを適切に選択し、発信する能力。

① 表現等に関する意識

メディアにおける性・暴力表現について、『そう思う』（「その通りだと思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた値）の割合は、男女ともに、「性・暴力表現を望まない人や子供の目に触れないよう配慮が足りない」が最も多く7割を超えている。特に女性では「その通りだと思う」が41.4%となっている。

〔図8-①〕

図8-① メディアにおける性・暴力表現(大阪府)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年度)

9. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施策の基本的方向

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も、誰もがお互いの個性や意思を尊重することが不可欠です。そうした男女の人権尊重の意識や男女平等の意識を育てるために、教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

性別に基づく決め付けによる固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、学校をはじめ家庭、地域などの様々な場において、男女平等を進める教育・学習の充実を図る必要があります。

さらに、あらゆる世代の男女が自分の個性に応じて自分らしい生き方ができ、社会の様々な分野に参画する能力を身に付けることができるようにするためには、自分の生き方について多様な選択を可能とする教育・学習の機会が、生涯にわたって確保されていることが重要であり、男女の自己実現を可能とする生涯学習の振興を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、男女平等を進める教育・学習を推進するとともに、多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実のための施策を推進します。

現 状

大阪府における公立学校では、教諭に占める女性の割合に比べ、管理職に占める女性の割合は、低くなっています。(P118 図9-①参照)

子どもの教育にかかる意識では、子どもに受けさせたい教育については、男女とも、大学が最も多くなっていますが、女の子の場合には、大学までと答えた率が約50%であるのに対し、男の子の場合には約70%となっています。(P120 図9-②-2参照)

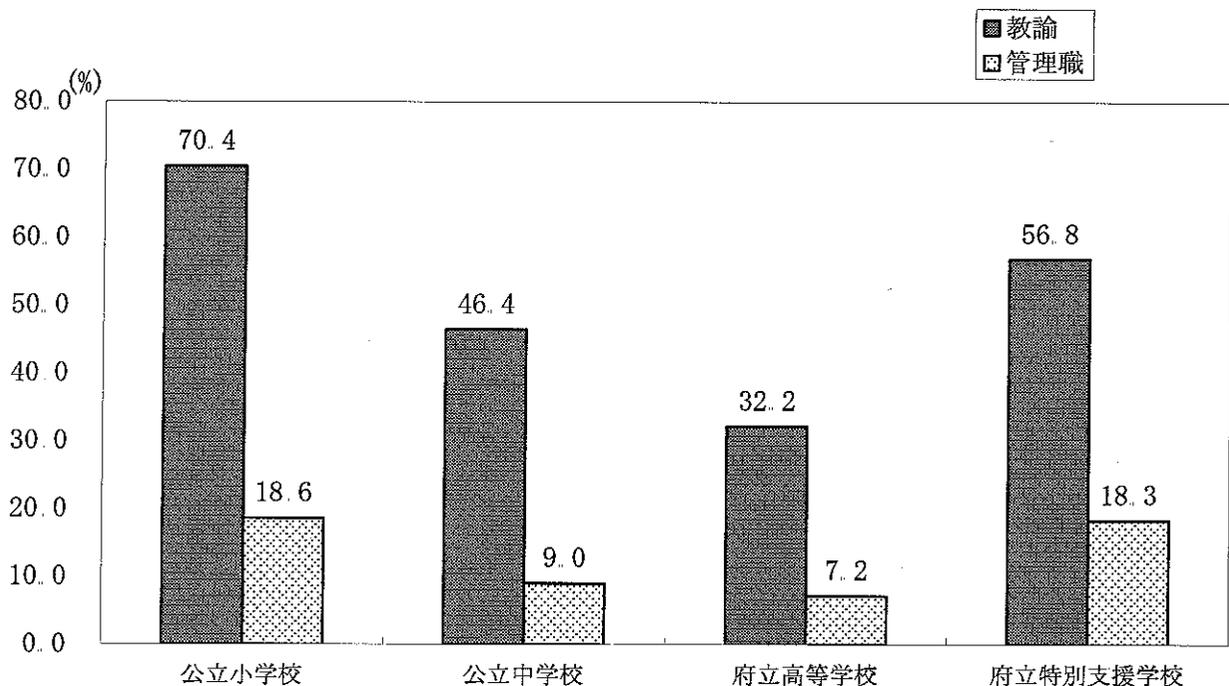
4年制大学への進学率は男女とも上昇していますが、女性の進学率は、男性より15.6%低くなっています。(P123 図9-③-1参照)

① 学校における女性の登用状況

大阪府における公立学校の教諭(助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師を除く)の中で女性の占める割合は、小学校では70.4%(大阪市立、堺市立を除く)、中学校では46.4%(大阪市立、堺市立を除く)である。また、府立高等学校では32.2%、府立特別支援学校では56.8%である。

一方、校長と教頭をあわせた管理職の女性比率は、小学校では18.6%(大阪市立、堺市立を除く)、中学校では9.0%(大阪市立、堺市立を除く)である。また、府立高等学校では7.2%、府立特別支援学校では18.3%である。[図9-①]

図9-① 学校における管理職に占める女性の登用状況(大阪府)



資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」(平成20年度)

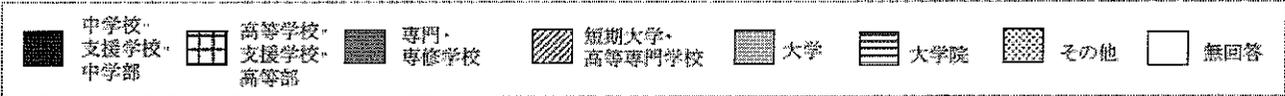
(注)小中学校は大阪市、堺市を除く。管理職とは、校長と教頭の計

(参考)

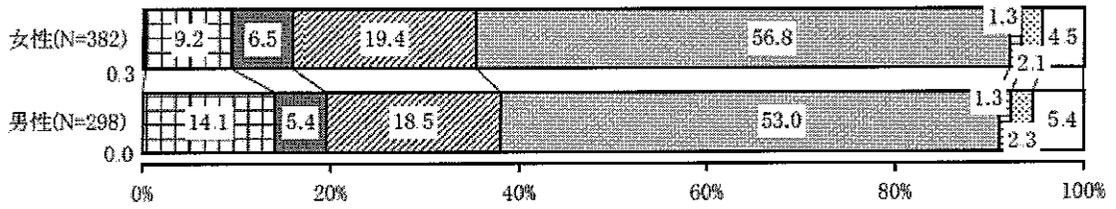
公立小学校(大阪市立、堺市立を含む)	教諭 70.6%	管理職 18.2%
公立中学校(大阪市立、堺市立を含む)	教諭 46.9%	管理職 9.6%
公立高等学校(市立を含む)	教諭 31.2%	管理職 9.7%
公立特別支援学校(市立を含む)	教諭 56.5%	管理職 15.1%

図9-②-2 子どもに受けさせたい教育程度(大阪府)

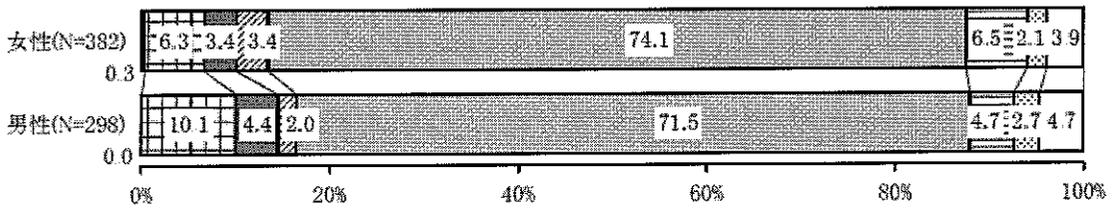
問 あなたの子どもには、どの程度までの教育を受けさせたいとお考えですか。
 女の子、男の子それぞれについてお答えください。子どもがいない方も、仮にいたと
 想定してお答えください。(〇はそれぞれ1つずつ)



(1) 女の子の場合



(2) 男の子の場合

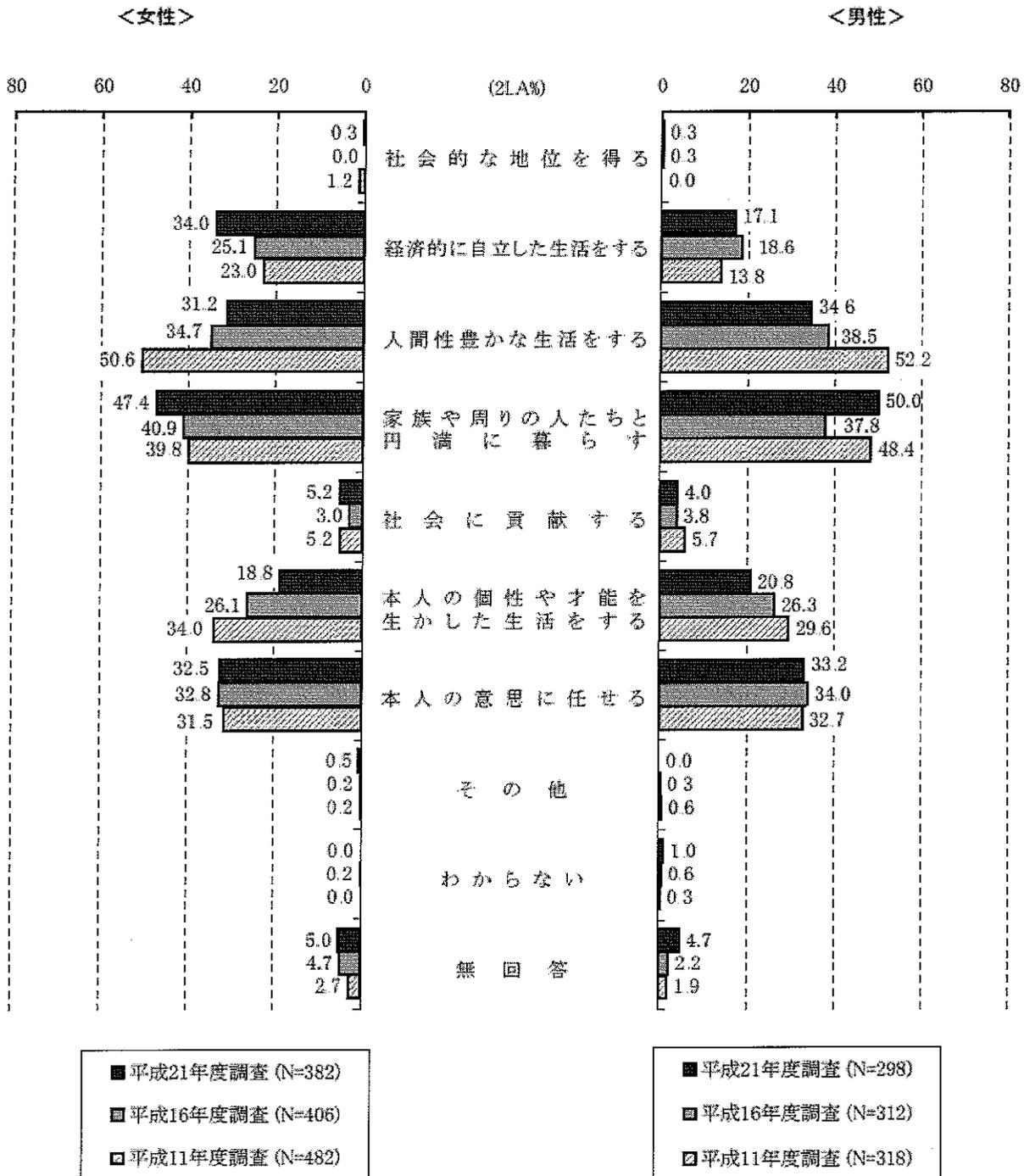


資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成 21 年度)

図9-②-3 子どもに望む生き方(大阪府)

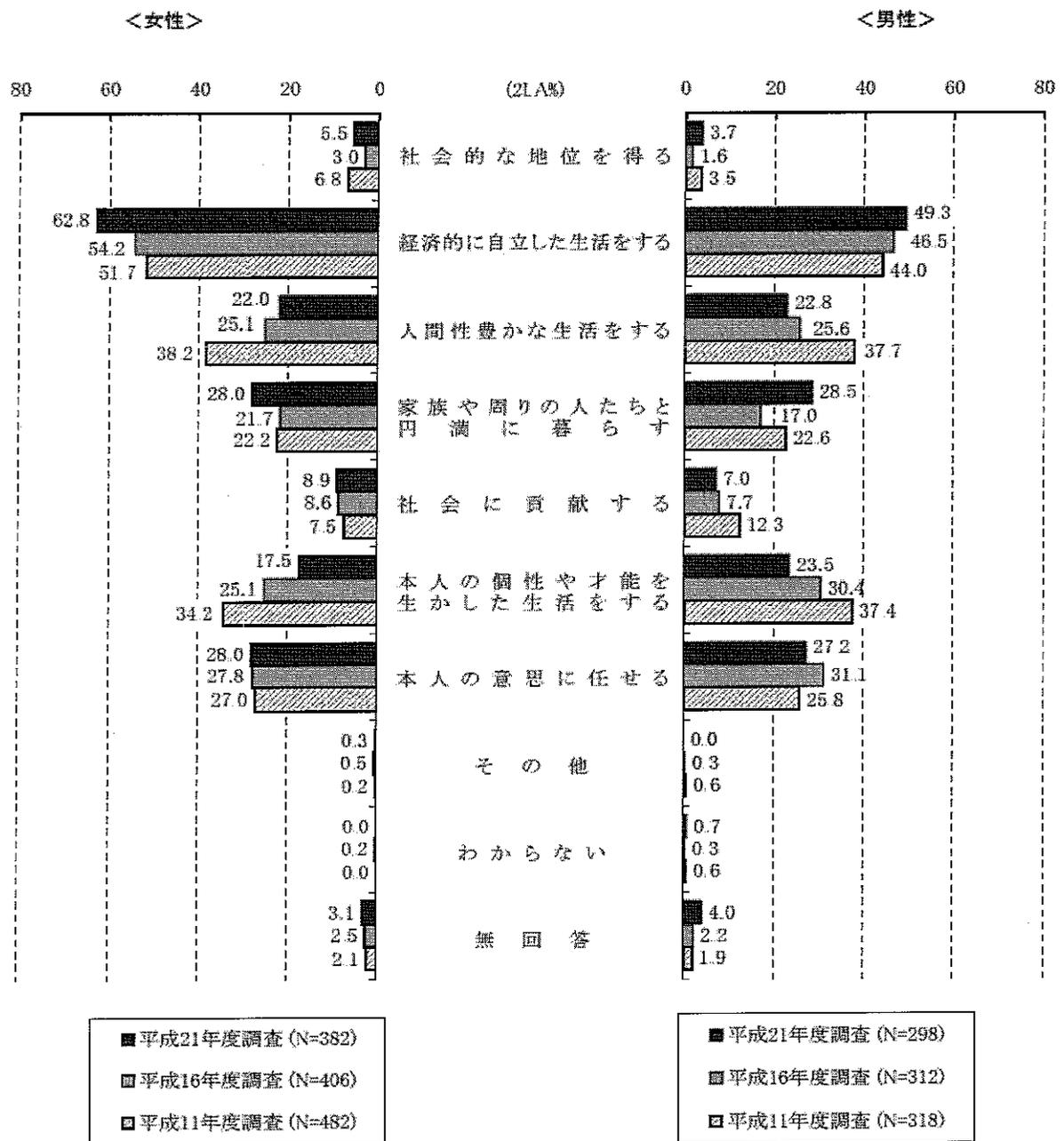
問 あなたは、自分の子どもには将来どのような生き方をしてほしいと思いますか。
子どもがいない方も、仮にいたと想定してお答えください。(〇はそれぞれ2つずつ)

(1) 女の子の場合



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度、平成21年度)
大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

(2) 男の子の場合

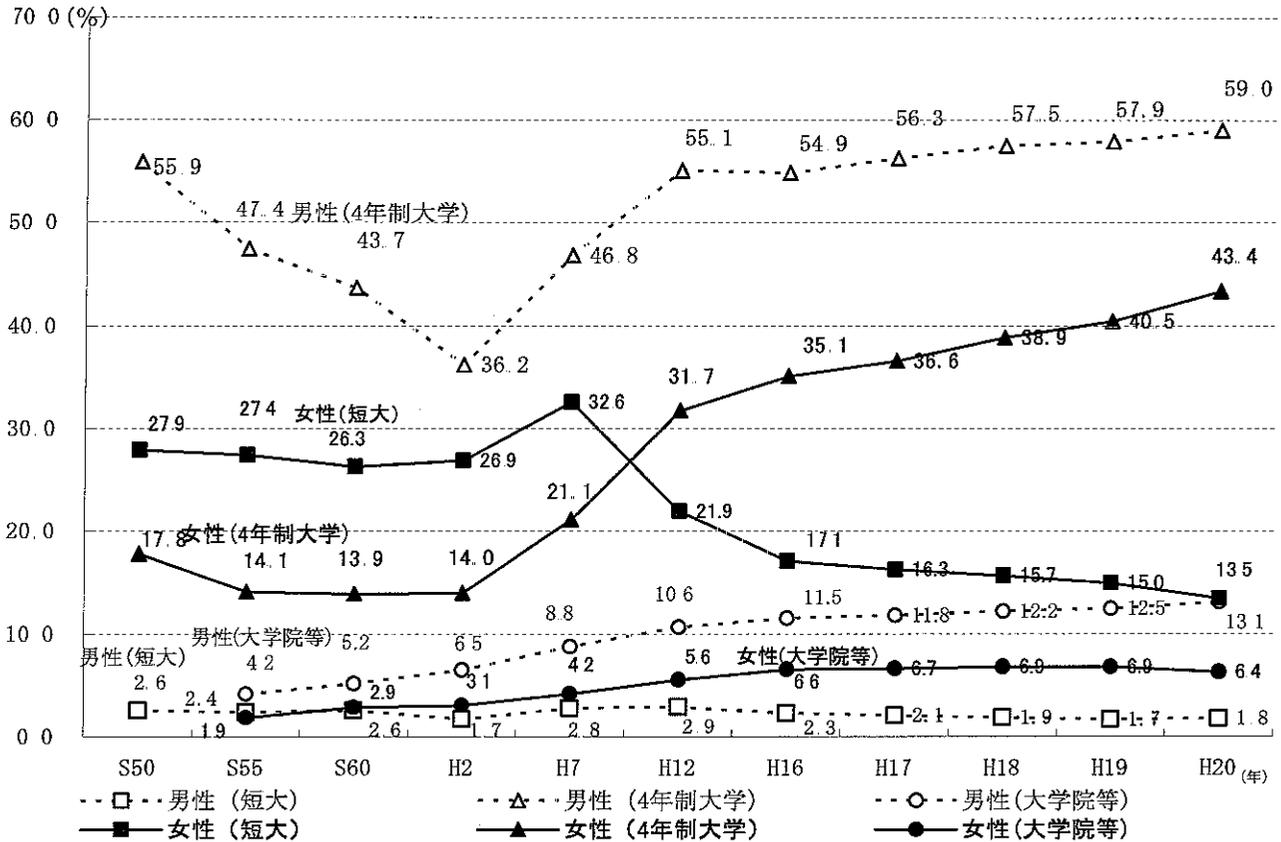


資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度、平成21年度)
 大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

③ 進学の実況

大阪府における4年制大学への進学率は男女とも上昇しているが、女性の進学率は、男性より15.6%低くなっている。〔図9-③-1〕

図9-③-1 高等教育機関への進学率の推移(大阪府)

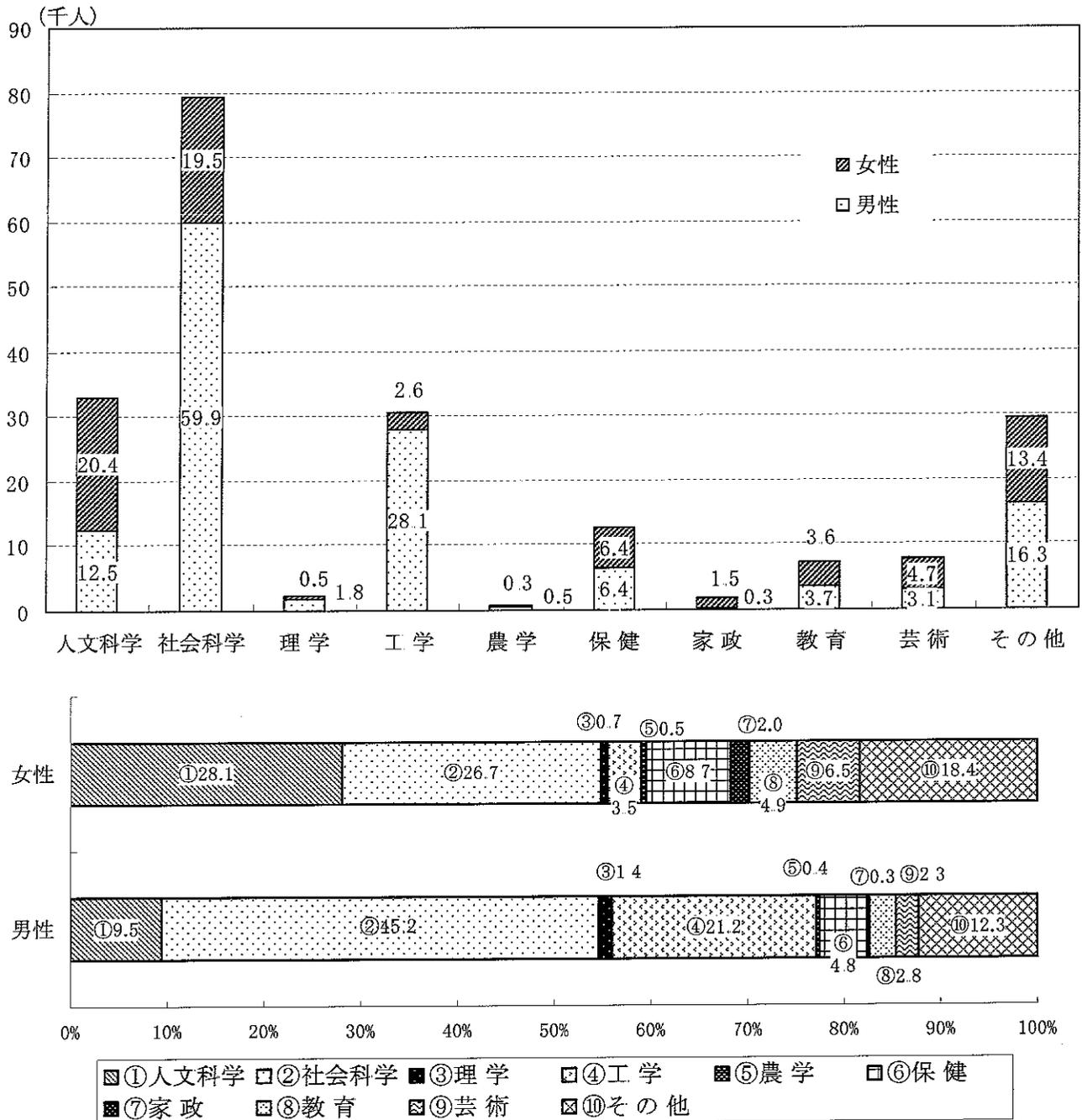


資料出所：文部科学省「学校基本調査」をもとに、大阪府男女共同参画課で作成

(注)大学院等への進学は、大学を卒業後、大学の学部・短期大学へ進学した者等も含む。

平成20年度の大阪府内大学における学部学科別生徒数の割合の上位は、女性が、人文科学、社会科学であるのに対し、男性が、社会科学、工学となっている。〔図9-③-2〕

図9-③-2 大阪府内大学における学部学科別生徒数



資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」(平成20年度)

(注)「その他」は、学芸学部、理工学部、総合科学部、人間科学部、国際学部等。
「保健」は、医学部、歯学部、薬学部、看護学部等。

10. 地球的視点での男女共同参画

施策の基本的方向

昭和50(1975)年、メキシコシティでの「国際婦人年世界会議」において採択された「世界行動計画」の中で「平等・開発・平和」が目標に掲げられ、世界の大きな流れとして男女共同参画社会の実現に向けての取組が進められてきました。こうした国際社会における男女共同参画の取組を府民が理解して、行動につなげていくことが重要です。

グローバル化の進展が経済、環境や文化に様々な影響を与えている今日、多様な文化や価値観を持った人間が行き交って活動しています。府内においても多数の外国人が生活しており、その国籍も様々です。お互いの人権を尊重した「多文化共生」の観点から、相互理解と交流の促進を図る必要があります。

そのため、国際的な情報の収集・提供や、異文化理解の促進、在住外国人女性への支援を進めていきます。

現 状

大阪府外国人相談コーナーにおける外国人相談件数は、女性からの相談のほうが多く、男女ともに在留資格に関する相談が最も多くなっています。(P126 図 10-①参照)

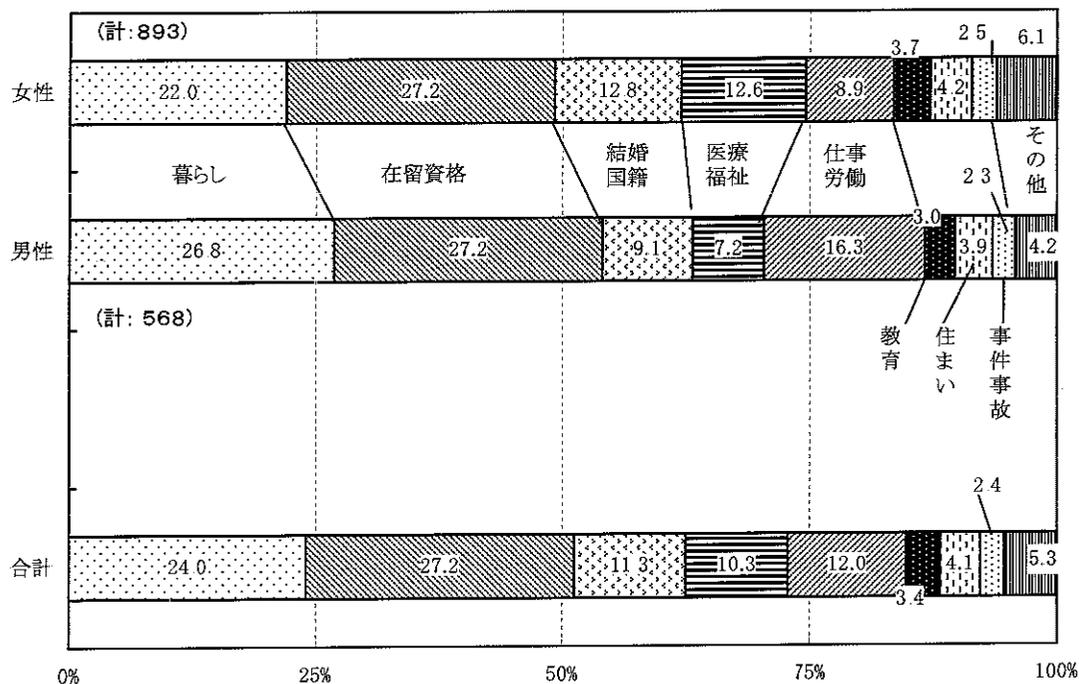
国際協力機構(JICA)による海外派遣実績数の約4割が女性となっています。(P127 表 10-②参照)

① 在住外国人の相談状況

大阪府外国人相談コーナーにおいて受けた外国人相談件数は、平成20年度で男性570件、女性787件である。

相談内容別に見ると、暮らしに関する相談が24.0%、在留資格に関する相談が27.2%と全体に占める割合が高い。性別で見ると、男女ともに在留資格に関する相談が最も多くなっている。〔図10-①〕

図10-① 性別・相談内容別外国人相談コーナー実績(大阪府外国人相談コーナー)



※暮らし：年度途中で帰国する場合の各種税金の手続きに関する相談や年金加入の相談、日本の自動車運転免許への切り替え手続きの問い合わせなど

※在留資格：留学生が就職・結婚等する際のビザの切り替え、母国から親族を呼び寄せる際のビザの手続き、永住権の申請手続きなど

※結婚・国籍：国際結婚の手続きや産まれる子どもの戸籍・国籍に関する問い合わせ、外国人の母国への届出手続きに関する問い合わせなど

※仕事・労働：就職先を求めるものや失業保険の給付手続きについての問い合わせなど

※医療・福祉：母語で受診可能な医療機関の情報提供、国民健康保険に関する問い合わせなど

※住まい：府営住宅の応募資格の確認や応募方法、留学生寮や民間住宅に関する情報の提供など

資料出所：大阪府国際交流課調べ(平成21年8月)

② 海外派遣実績

独立行政法人国際協力機構(JICA)による海外派遣実績について、大阪府からは2,146人であり、うち女性は924人(43.1%)である。[表10-②]

表10-② JICAによる海外派遣実績(大阪府 全国)

	大阪府			全国		
	計(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	計(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
派遣中	181	98	54.1	3,152	1,693	53.7
帰国	1,965	826	42.0	35,299	14,206	40.2
派遣実績	2,146	924	43.1	38,451	15,899	41.3

資料出所：独立行政法人国際協力機構大阪国際センター報告

(注)青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニアボランティアの計。

平成21年7月31日現在の人数。

大阪府の男女共同参画の状況を見るための基本的な指標

<基本的な指標>

社会参画

- 審議会等における女性委員の登用状況の推移
- 大阪府における知事部局の女性役職者比率の推移
- 地方議会における女性議員の割合の推移
- 学校における管理職に占める女性の登用状況
- 企業における役職別女性管理職の状況

社会環境

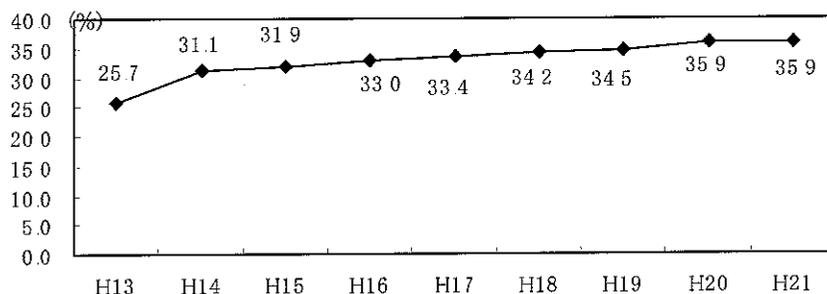
- 職場における男女の平等感
- 従業上の地位、雇用形態別有業者数
- 保育所定員、入所児童数、待機児童数の推移
- 年齢階級別女性の潜在的就業率
- 育児休業を取得している人の割合
- 性別・年齢階級別平均週間就業時間
- 男性が家事・育児・介護・地域活動等に参加するために必要なこと
- 女性の人権が尊重されていないと感じること

府民意識

- 男女平等の現状認識(社会全体)(社会通念・慣習・しきたり)
- 好ましい女性の生き方について(大阪府)
- 子どもに受けさせたい教育程度(大阪府)

社会参画

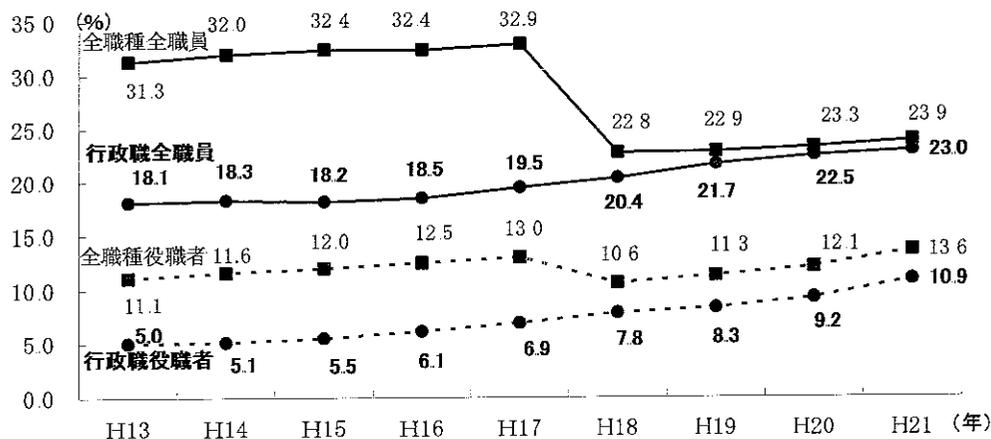
1. 審議会等における女性委員の登用状況の推移(大阪府)



資料出所:大阪府男女共同参画課調べ(各年4月1日現在)

2. 大阪府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移

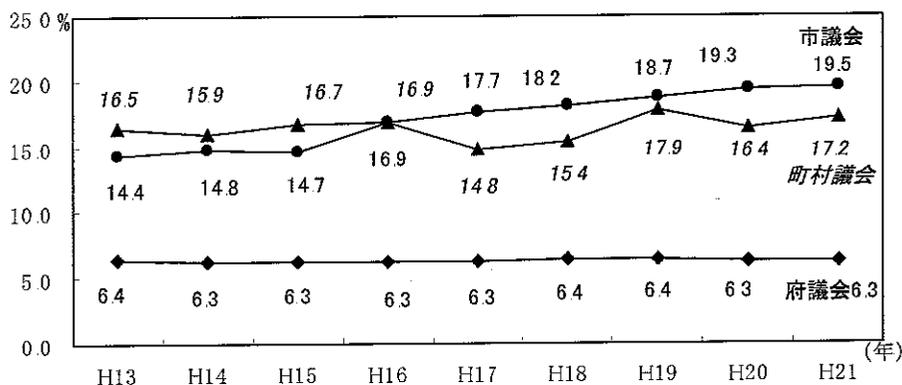
(年)



資料出所:大阪府人事室調べ(各年5月1日現在)

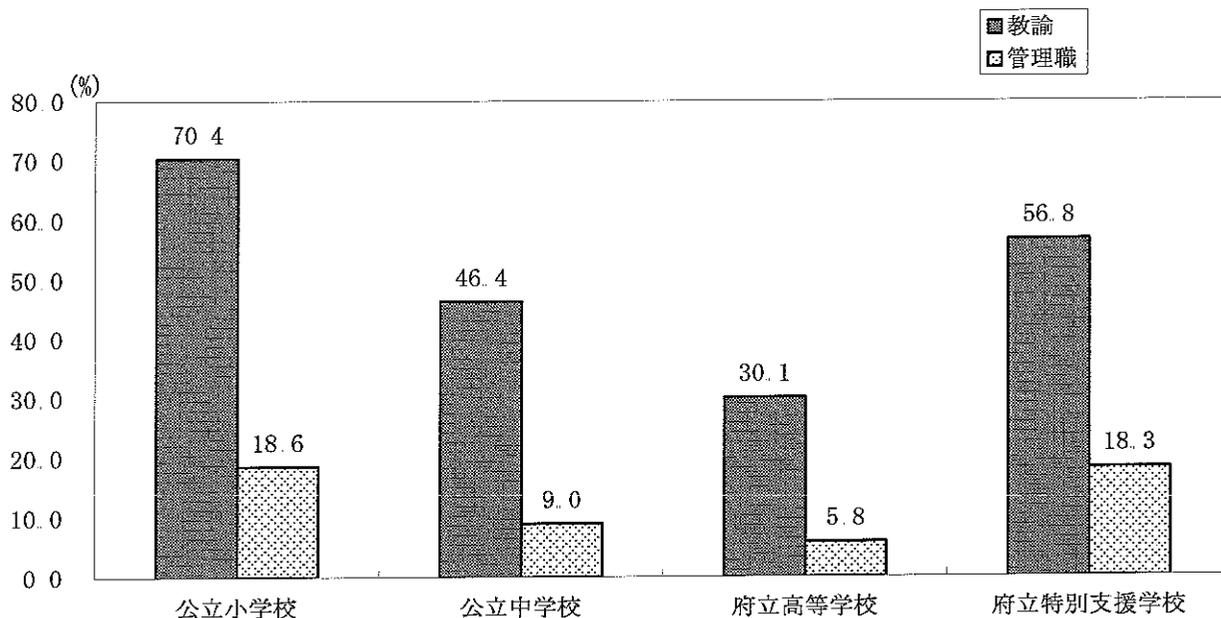
(注)役職者は、主査(係長)級以上の職。平成18年度の全職種で女性割合が大きく減少しているのは、独立行政法人化に伴い病院職員を除外したためである。

3. 地方議会における女性議員の割合の推移(大阪府)



資料出所:大阪府男女共同参画課調べ(H13は6月1日現在、H14からは4月1日現在)

4. 学校における管理職に占める女性の登用状況(大阪府)



資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」(平成20年度)

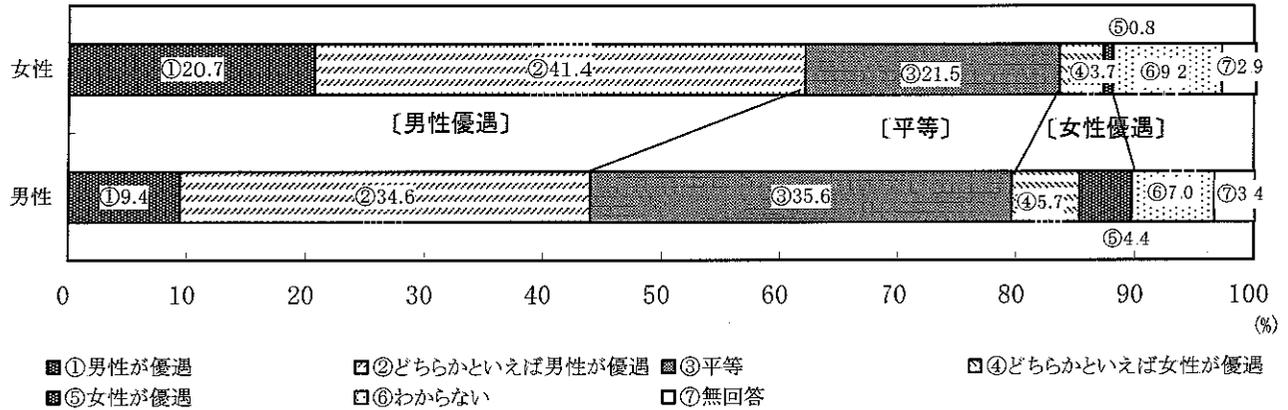
(注)小中学校は大阪市、堺市を除く。管理職とは、校長と教頭の計

(参考)

公立小学校(大阪市立、堺市立を含む)	教諭 70.6%	管理職 18.2%
公立中学校(大阪市立、堺市立を含む)	教諭 46.9%	管理職 9.6%
公立高等学校(市立を含む)	教諭 31.3%	管理職 9.7%
公立特別支援学校(市立を含む)	教諭 56.5%	管理職 15.1%

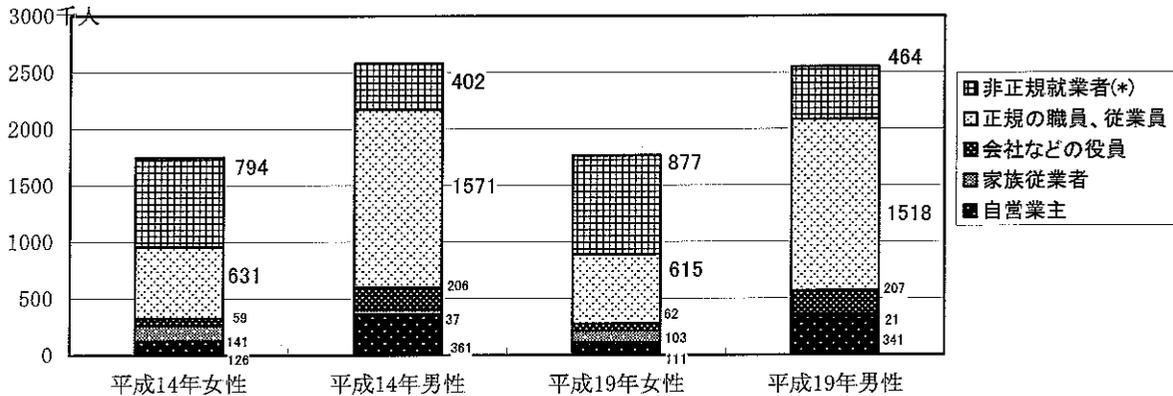
社会環境

1. 職場における男女の平等感(大阪府)



資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年度)

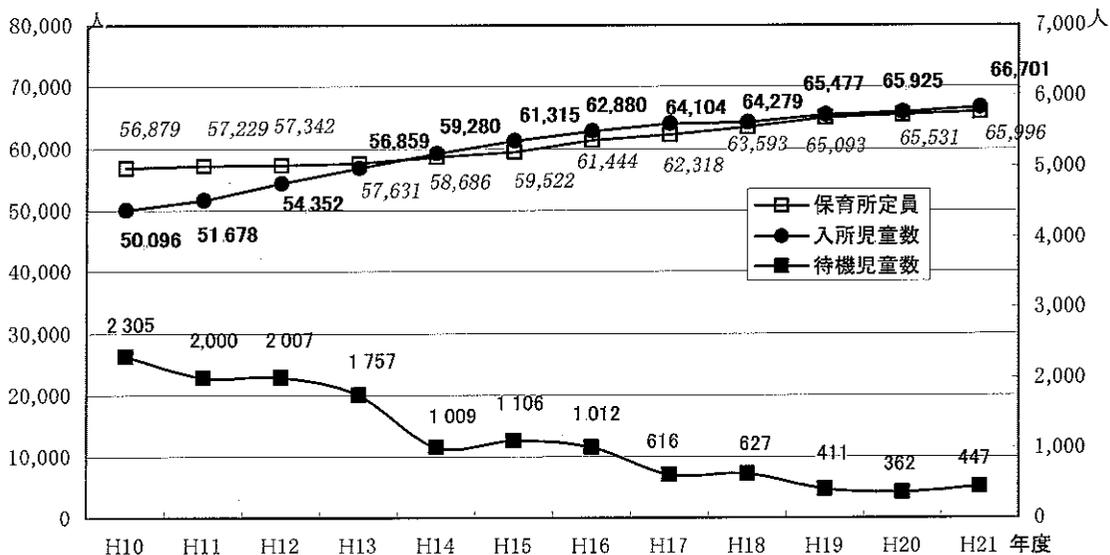
2. 従業上の地位、雇用形態別有業者数(大阪府)



資料出所:総務省「就業構造基本調査」

(*)非正規就業者は、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他の合計

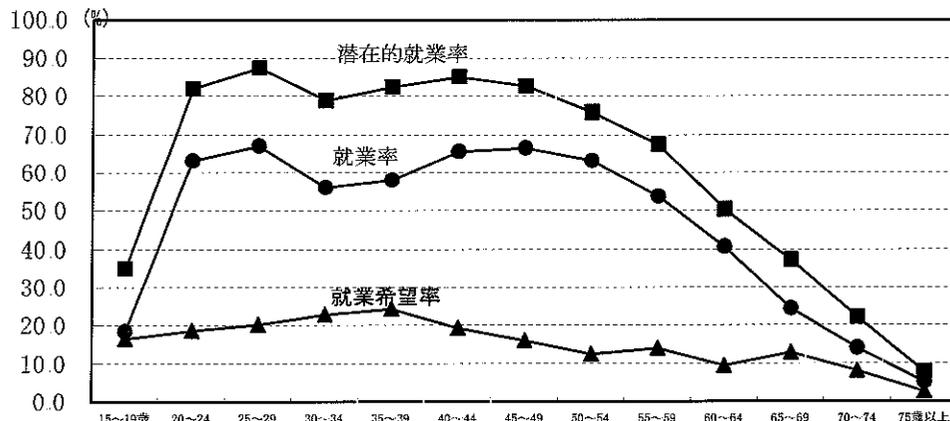
3. 保育所定員、入所児童数、待機児童数の推移(大阪府)



資料出所:大阪府子ども室調べ(各年度4月1日現在)

(注)大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。平成17年度については、平成16~17年度の2か年整備に伴う事前入所承認数を除いた実待機児童数。

4. 年齢階級別女性の潜在的就業率(大阪府)



資料出所: 総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

(注)潜在的就業率=(就業者数(年齢階級別)+就業希望者数(年齢階級別))/15歳以上人口(年齢階級別)

5. 育児休業を取得している人の割合

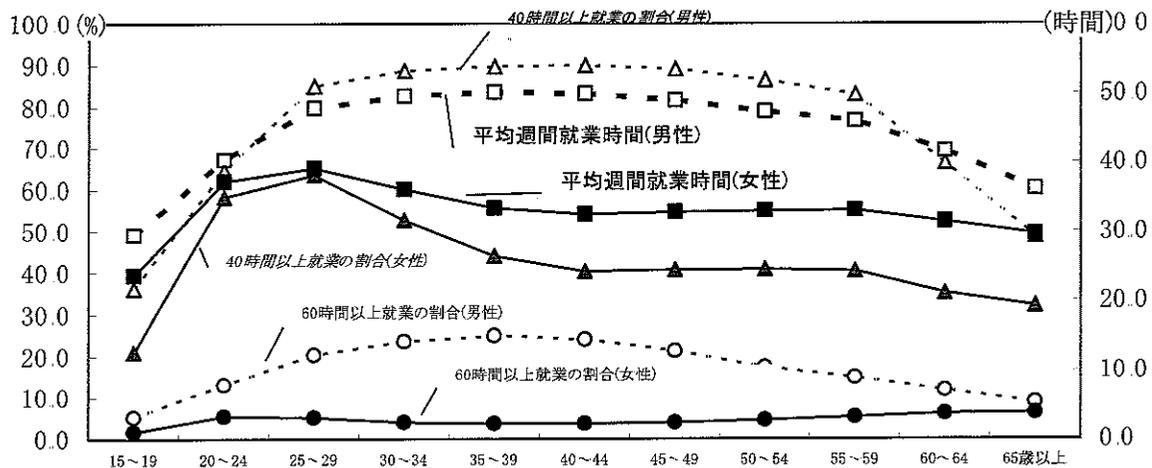
(常用労働者 30人以上規模)	大阪府		全国	
	女性 (%)	男性 (%)	女性 (%)	男性 (%)
H5年	—	—	48.1	0.02
H11年	—	—	57.9	0.55
H14年	81.5	0.4	71.2	0.05
H15年	—	—	73.1	0.44
H16年	—	—	78.0	0.43
H17年	—	—	80.2	0.41
H18年	—	—	88.5	0.57
H19年	—	—	92.4	0.92
H20年	86.1	0.9	89.0	1.22

資料出所: 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(~H18)、「雇用均等基本調査」(H19~)

大阪府雇用推進室「基本的労働条件調査」(H14)

大阪府総合労働事務所「大阪府労働関係調査」(H20)

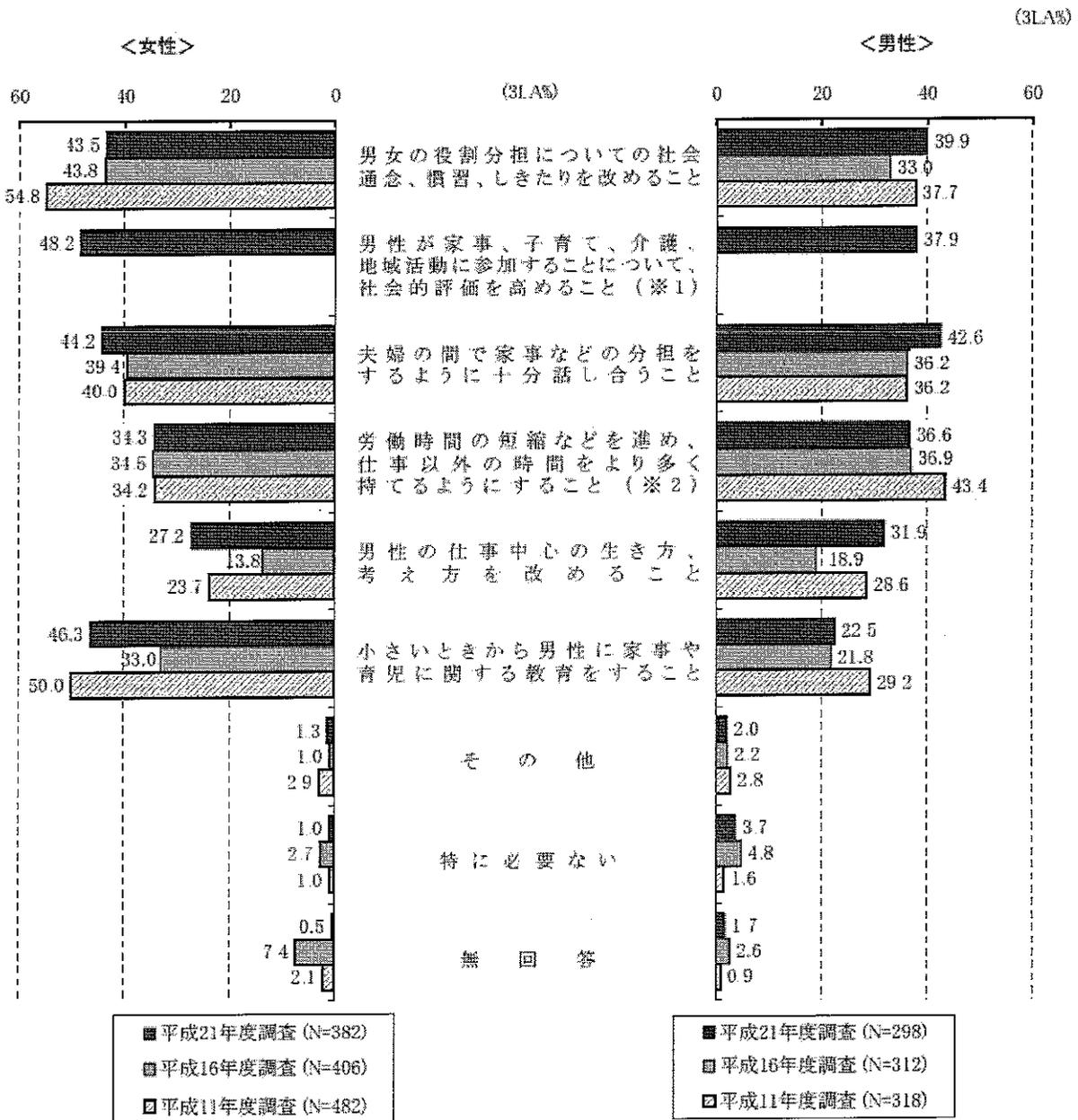
6. 性別・年齢階級別平均週間就業時間(大阪府)



資料出所：総務省「国勢調査」(平成17年)

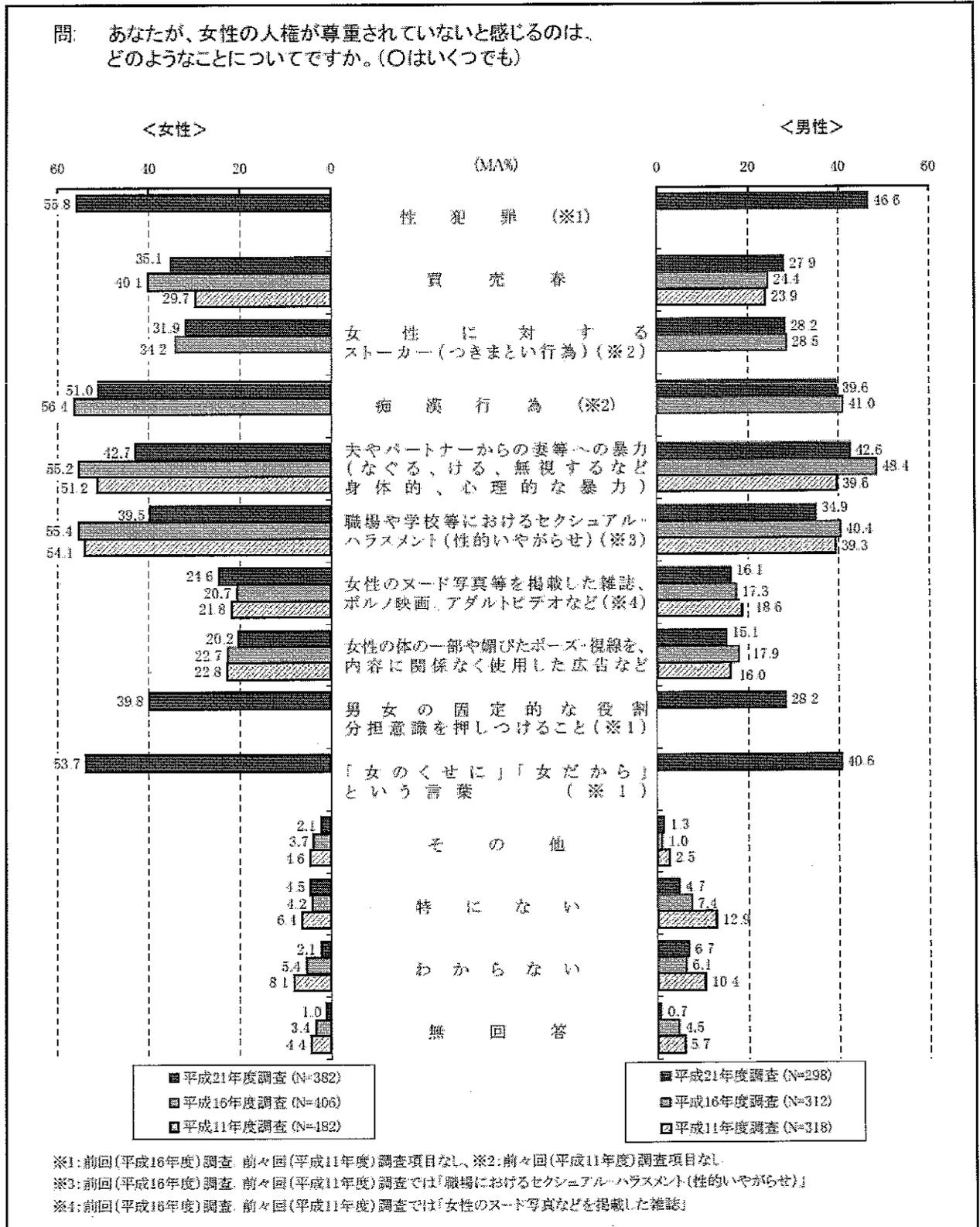
7. 男性が家事・育児・介護・地域活動などに参加するために必要なこと(大阪府)

問 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、
どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度、平成21年度)
大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

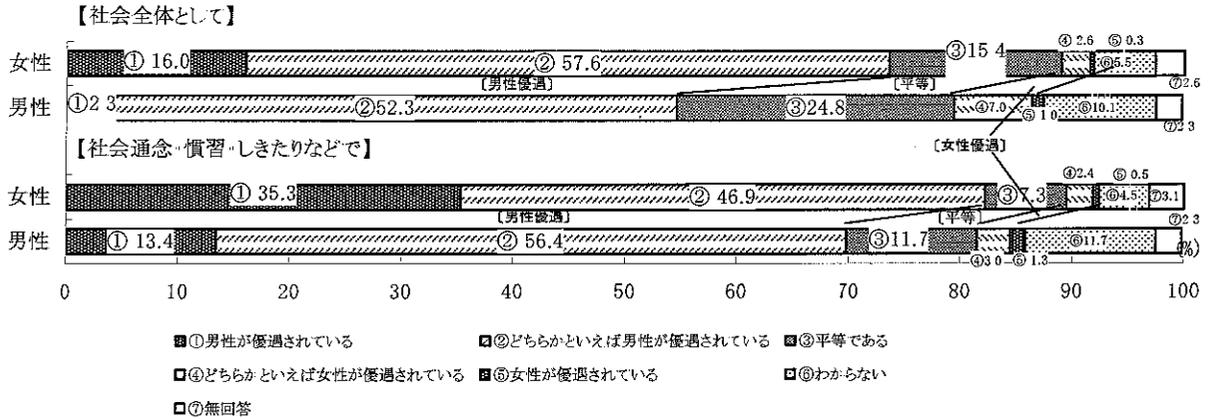
8. 女性の人権が尊重されていないと感じること(大阪府)



資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度、平成21年度)
大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

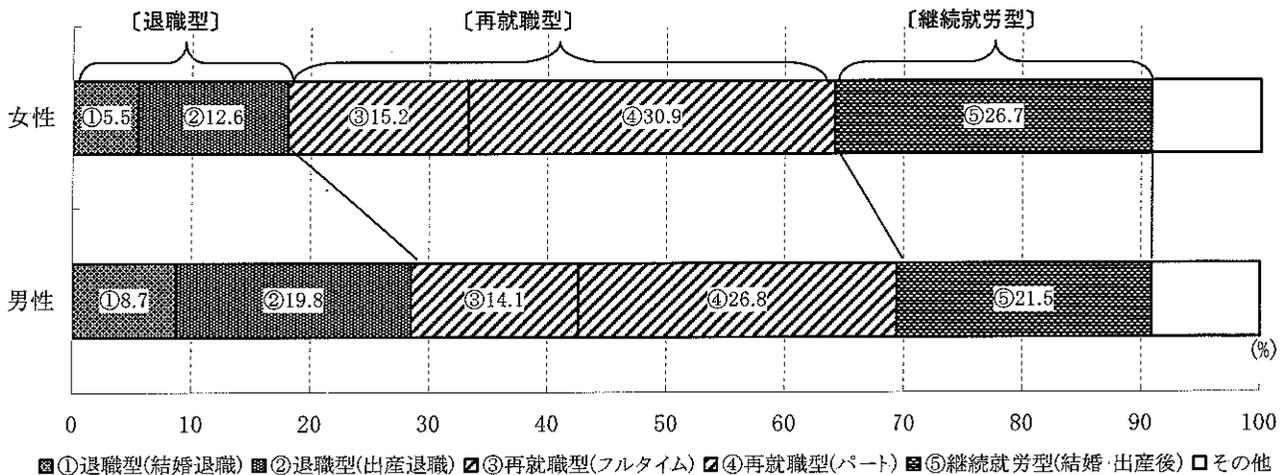
府民意識

1. 男女平等の現状認識(社会全体)(社会通念・慣習・しきたり)(大阪府)



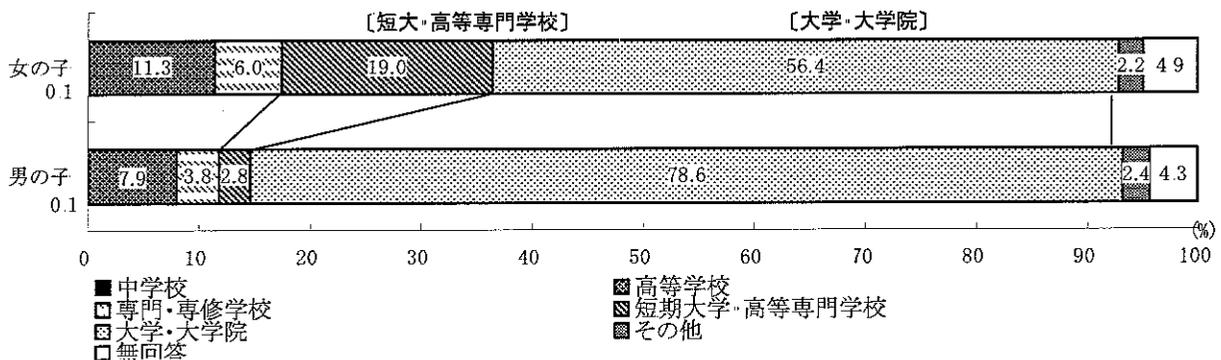
資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年度)

2. 女性が仕事に就くことへの考え(大阪府)



資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年度)

3. 子どもに受けさせたい教育程度(大阪府)



資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成21年度)

<数値目標設定指標>

指標名	現況値		目標値	
「男女共同参画社会」という用語の周知度	44.1%	H21	100%	H22
府における審議会等の女性委員の割合	35.9%	H21.4.1	40%	H22
府における10名以上の所属への女性職員配置率 *1	89.2%	H21	100%	—
「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	202社	H22.2.28	300社	H22
ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合	32.0%	H20	40%	H21
育児休業を取得している人の割合 *2	女性 86.1% 男性 0.9%	H20.7	女性 85% 男性 10%	H26
府における父親となる職員の連続5日以上の休暇取得率 *3	28.1%	H20	80%	H21
通常保育事業(保育所入所児童枠) *4	66,701人	H21.4.1	68,300人	H21
地域子育て支援拠点事業(か所数) *4 *5	181か所	H20	224か所	H21
ファミリー・サポート・センター事業(市町村数) *4 *5	31市町	H20	32市町村	H21
放課後児童健全育成事業(クラブ数) *4 *5	506か所	H20	515か所	H21
ひったくり発生件数	女性 3,256件 男性 306件	H20年実績	ピーク時の半減 (H12 10,973件)	H19
女性に対する暴力対策人材養成事業による人材養成数 *6	延べ 2,128人	H20	延べ 2,800人	H22
乳がん検診受診率 *7	24.7%	H17	50%	H24
子宮がん検診受診率 *7	30.1%	H17	50%	H24
公立小・中・府立高等学校、特別支援学校における管理職に占める女性教員の割合 *8	小 18.6% 中 9.0% 高 7.2% 盲聾養 18.3%	H20	20%	H20
府内の男女共同参画計画策定市町村の割合	97.7%	H21.4.1	100%	H22

*特に記載のない場合は年度表記

*1 女性職員の複数配置率（一般行政部門を対象、警察除く）

*2 常用労働者30人以上の規模の事業所を対象 *3 警察除く

*4 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市を除く *5 市町村単独事業を含む *6 H13年度からの累積人数

*7 府民を対象とした住民票無作為抽出による調査結果

*8 小・中学校は大阪市、堺市を除く